

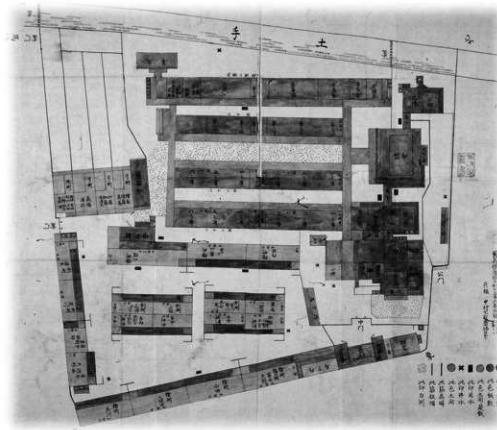
特別史跡彦根城跡

彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書



March, 2015

Hikone Educational Bureau
Cultural Asset Division



平成27年3月

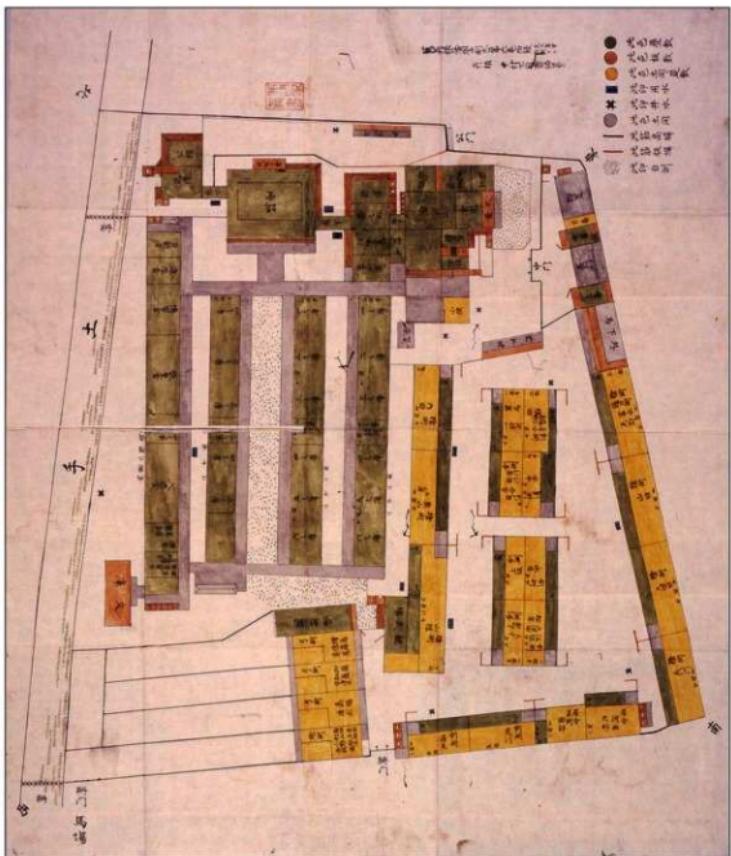
彦根市教育委員会

特別史跡彦根城跡

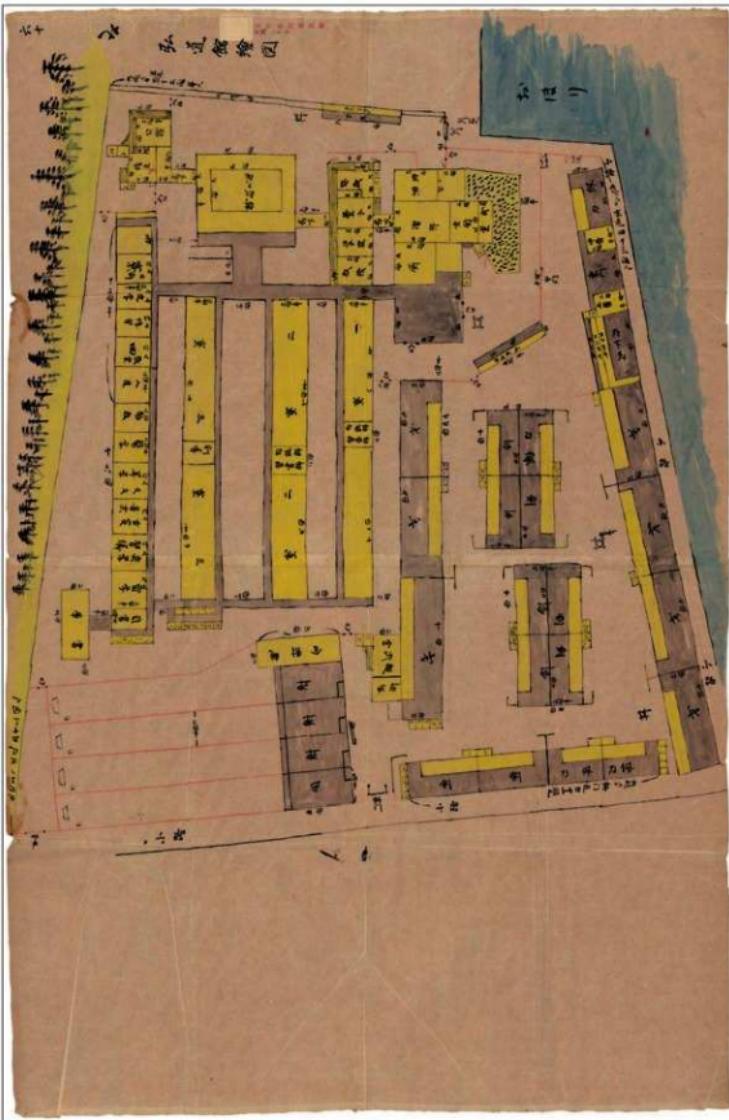
彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書

平成27年3月

彦根市教育委員会



1 稽古館図面（井伊家伝来古文書72504、彦根城博物館蔵）



2 彦根弘道館絵図写（北村家文書 絵図13、彦根市立図書館蔵）



3 御城下懸絵図（部分、彦根城博物館蔵）



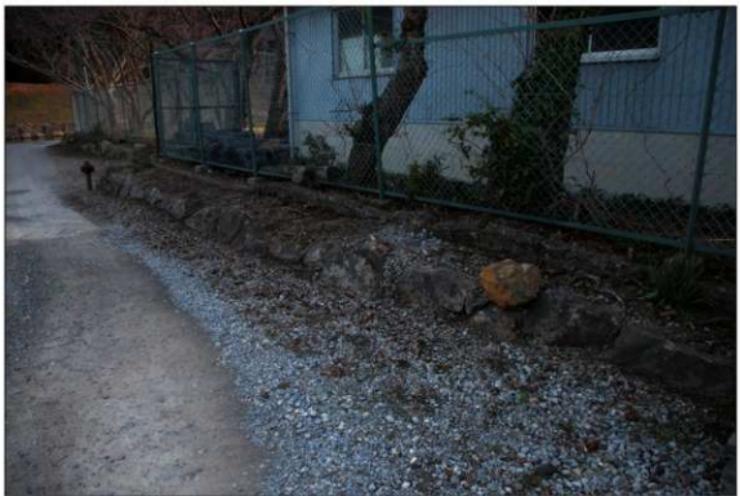
4 大正 2 年 彦根市街図（部分、彦根市立図書館蔵）



5 藩校弘道館跡全景（南南東から撮影）



6 藩校弘道館跡全景（南西から撮影）



7 藩校弘道館跡北辺現況（北から撮影）



8 藩校弘道館 講堂跡付近に残る井戸（南から撮影）



9 藩校弘道館跡 南東隅遺構検出状況（東から撮影）



10 藩校弘道館跡 推定南西隅遺構検出状況（西から撮影）



11 藩校弘道館跡 講堂および付属施設遺構検出状況（南から撮影）



12 藩校弘道館跡 公館遺構検出状況（北から撮影）



13 彦根市中央町 講堂遺構全景（彦根市指定文化財）



14 彦根市中央町 講堂遺構内部状況（彦根市指定文化財）

例　　言

1. 本書は、彦根市・彦根市教育委員会が平成24～26年度に国庫補助を受けて実施した特別史跡彦根城跡内の彦根藩校弘道館跡範囲確認調査とそれに伴う資料整理調査成果を収めたものである。
2. 調査対象地は、特別史跡に指定されている彦根市金龜町8-1の彦根市立西中学校グラウンド内に位置する。
3. 現地調査期間等については、本書第Ⅲ章第5節と第Ⅳ章第8節および巻末報告書抄録に記した。本事業の実施に当っては、本書第Ⅱ章第6節に記した特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会および文化庁・滋賀県教育委員会の指導を得た。上記の他、平成25年度の現地調査では、小谷徳彥氏（甲賀市教育委員会）、井戸竜太氏（公益財団法人枚方市文化財研究調査会）にご助言いただいた。
4. 現地調査の実施体制等は、本書第Ⅰ章第3節に記した。なお、本書は彦根市教育委員会文化財部文化財課が作成し、本書を作成した平成26年度の体制は下記のとおりである。

教育長：前川恒廣	
文化財部長：長谷川隆司	
文化財部次長：西山　武	
文化財課長：久保達彦	
課長補佐（兼文化財係長）：木戸洋平	
副主幹：小林　隆	副主幹：井伊岳夫
主　査：三尾次郎	副主査：森下雅子
副主査：林　昭男	副主査：戸塚洋輔
主　任：田中良輔	主　任：下高大輔
臨時職員：沖田陽一	臨時職員：堀田佳典
史跡整備係長：北川恭子	
主　査：深谷　覚	主　査：池田隼人
5. 本書は、文化財課職員の井伊・小林・下高・田中・深谷と彦根城博物館の青木俊郎（調査協力者）が分担執筆し、全体の編集を下高が行った。各執筆分担は、第Ⅳ章第6節を青木、第Ⅱ章第3節と第Ⅳ章第5節を井伊、第Ⅳ章第4節を小林、第Ⅲ章を田中、第Ⅳ章第3節を深谷、第Ⅱ章第1節は「彦根市文化財調査報告書第3集」の再録、その他を下高が執筆した。
6. 本書で使用した遺構実測図は、各年度調査担当者の他に、平成25年度調査分は樫木規秀（滋賀県立大学大学院生、現草津市教育委員会）、馬場将史（滋賀県立大学学生）、長谷川愛・渡辺ゆきの・藤井佐由里・石倉優紀（以上、奈良大学学生）が作成した。出土遺物選別作業等は、馬場将史・下高が実施した。本書中の表は、小栗里菜（滋賀県立大学学生）・下高が作成した。絵図・遺構図のトレースは馬場・小栗・下高が行った。遺構・遺物の写真撮影は、各年度調査担当者が行った。
7. 本書で使用した方位は、平面直角座標第IV系の真北に、高さは東京湾平均海面に基づいている。
8. 現地発掘調査で出土した遺物や写真・図面等は彦根市教育委員会で保管している。

目 次

卷頭図版／例言／目次

第Ⅰ章 事業概要.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 事業主体.....	1
第3節 実施体制.....	1
第4節 関係組織.....	3
第Ⅱ章 特別史跡彦根城跡の概要.....	4
第1節 位置と環境.....	4
第2節 彦根城の歴史.....	6
第3節 彦根藩校弘道館の歴史.....	8
第4節 既往の現状変更.....	12
第5節 既往の発掘調査.....	12
第6節 特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会.....	16
第Ⅲ章 平成24年度の調査.....	24
第1節 発掘調査の目的.....	24
第2節 調査に至る経緯.....	24
第3節 彦根藩校弘道館跡保存整備方針.....	25
第4節 絵図資料の検討.....	36
第5節 発掘調査の内容および実施方法.....	41
第6節 発掘調査の成果.....	45
第7節 まとめ.....	57
第Ⅳ章 平成25年度の調査.....	61
第1節 調査に至る経緯と目的.....	61
第2節 事業工程と調査方法の見直し.....	61
第3節 彦根市指定文化財金龜会館について.....	63
第4節 藩校弘道館に関する地図・写真について.....	67
第5節 藩校弘道館に関する文献史料について.....	73
第6節 彦根藩校絵図の基礎的検討.....	76
第7節 地表面観察・詳細測量調査.....	86

第 8 節 発掘調査	98
第V章 総括	126
第 1 節 発掘調査の成果	126
第 2 節 彦根藩校弘道館跡保存整備にむけての課題	130

第Ⅰ章 事業概要

第1節 目的

彦根藩藩校弘道館跡は、特別史跡彦根城跡内に位置し、江戸幕藩体制下における彦根藩の教育施設である。

特別史跡彦根城跡は、彦根市の歴史を語る上で欠くことのできない貴重な資産であり、弘道館跡についても、これに包括されるものとして、重要な歴史的価値を持っている。

しかし、現状では市立西中学校の敷地内となっているということもあり、その歴史的な価値に対する個別かつ十分な保護・活用策を講じるには至っていない。

平成4年に策定された『特別史跡彦根城跡整備基本計画報告書』には、「藩校跡は、城下町に現存する弘道館の一部を移築復元し、あわせて、藩校全体を復元的に整備する」、「講道館の建築の一部を復元的に整備し、市民ギャラリーとしての文化活動の施設として活用する」と記載されているのみであり、その具体的な保存整備の方法や計画が記載されていない。

一方、弘道館移築建築物である金龜会館本堂（彦根市指定文化財）は、本市が策定した歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致維持向上施設として位置付けられている。金龜会館は旧彦根藩の藩校弘道館の講堂であるため、建築当初の場所に移築復原する計画とされている。金龜会館本堂の解体調査・保存整備は、国土交通省の国庫補助を受けて進める計画としている。

このように、本市の文化財保護行政上の既存計画と都市計画行政上の計画をリンクさせながら実現するために「彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業」を立ち上げ、まずは特別史跡における藩校の範囲確認・遺構確認調査をし、具体的な保存整備計画を策定するための詳細な資料を得ることを目的とする。

第2節 事業主体

滋賀県彦根市（文化庁埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金により実施）

市担当課：彦根市教育委員会事務局文化財部文化財課（平成24～26年度）

第3節 実施体制

本事業の実施体制は以下の通りである。なお、国庫補助事業としては平成24～26年度となるが、その準備年度として平成23年度に関しても記載した。

【平成23年度】 事業立ち上げ・計画年度

教 育 長：小田柿幸男

文化財部長：谷口 徹（主担当）

文化財部次長（兼文化財課長）：上田博司

課長補佐（兼文化財係長）：久保達彦

主 任：森下雅子

主 任：林 昭男

主 任：三尾次郎

技 師：戸塚洋輔

技 師：田中良輔

技 師：下高大輔

臨時職員：佃 昌幸

史跡整備係長：北川恭子

副 主 査：池田隼人

主 任：深谷 覚

主 任：辻 嘉光

【平成24年度】 範囲確認発掘調査実施年度

教育長：前川恒廣

文化財部長：谷口 徹

文化財部次長（兼文化財課長）：寺田 修

課長補佐（兼文化財係長）：久保達彦

主 任：森下雅子

主 任：林 昭男

主 任：三尾次郎

主 任：戸塚洋輔

主 任：下高大輔

技 師：田中良輔（主担当）

臨時職員：佃 昌幸

史跡整備係長：北川恭子

副 主 査：深谷 覚

副 主 査：辻 嘉光

副 主 査：池田隼人

【平成25年度】 範囲確認発掘調査実施年度

教育長：前川恒廣

文化財部長：入江明生

文化財部次長（兼文化財課長）：西田哲雄

課長補佐：久保達彦

文化財係長：木戸洋平

副 主 査：三尾次郎

主 任：森下雅子

主 任：林 昭男

主 任：戸塚洋輔

主 任：下高大輔（主担当）

技 師：田中良輔

臨時職員：佃 昌幸

史跡整備係長：北川恭子

主 任：深谷 覚

主 任：池田隼人

【平成26年度】 資料整理調査実施・報告書作成年度

教育長：前川恒廣

文化財部長：長谷川隆司
文化財部次長：西山 武
文化財課長：久保達彦
課長補佐（兼文化財係長）：木戸洋平
副 主 幹：小林 隆 副 主 幹：井伊岳夫
主 査：三尾次郎 副 査：森下雅子
副 主 査：林 昭男 副 主 査：戸塚洋輔
主 任：田中良輔 主 任：下高大輔（主担当）
臨時職員：沖田陽一 臨時職員：堀田佳典
史跡整備係長：北川恭子
主 査：深谷 覚 主 査：池田隼人

第4節 関係組織

特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会（第Ⅱ章第6節参照）

オブザーバー

文化庁文化財部記念物課 山下信一郎

滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 大崎哲人（平成23・26年度）

田井中洋介（平成24・25年度）

第Ⅱ章 特別史跡彦根城跡の概要

第1節 位置と環境

彦根市は、滋賀県東北部に位置し、東の鈴鹿山脈と、西の琵琶湖との間に展開する湖東平野の北部を占めている。市域は北東部の鈴鹿山脈に連なる靈仙山地を除くとほぼ沖積平野が広がり、それらは芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の四河川による堆積で形成された。彦根城跡は市域の北部に位置する標高約163mの独立丘陵である彦根山(金龜山)を中心と所在し、北東には松原内湖が、南西には芹川が流れ、その間の平野に城下町が広がっている。現在城下町の南西を流れる芹川は、かつて彦根山の南東部に位置する平田山の北辺から北東へ流れ、松原内湖へ注いでいたが、築城・城下町建設の際に現在の流路に付け替えられたものである。そのため、築城前の彦根山周辺は、所々に霞地と藪が広がる沼沢の多い土地であった。

彦根市域の地質分布は、彦根城跡の位置する市域北東部の秩父古生層と西南部に広がる沖積層からなるが、その大部分が沖積層である。秩父古生層は水成岩の最古層で、本地域の基底をなす。磯山・大堀山・野田山なども秩父古生層に属し、その走向は北北西～南南西で鈴鹿山脈と一致する。本層を構成する岩石は粘板岩・砂岩・頁岩・チャート・凝灰岩などで所々に石灰岩を挟んでいる。

なお、彦根城の堀は、かつては松原内湖を介して琵琶湖に通じていた。ところが明治期に行われた瀬田川の浚渫工事によって琵琶湖の水位が下がったため、現在の彦根城の堀は、堀の出口を堰き止めポンプアップすることにより江戸時代の水位を確保している。そのように確保した現在の堀の水位は85.750mで、琵琶湖の水位84.371mより1m以上高い。

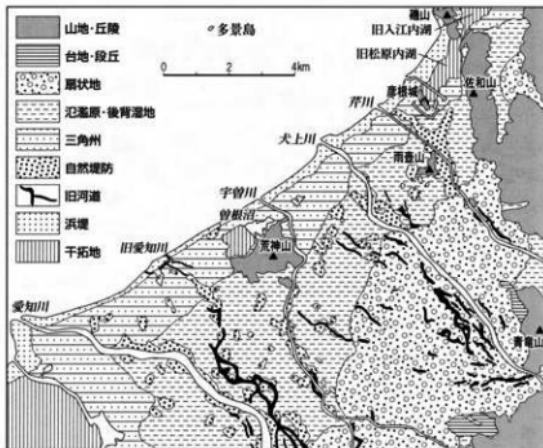


図1 彦根の自然地形（『新修彦根市史』第1巻より）



図2 特別史跡彦根城跡・藩校弘道館跡位置図

第2節 彦根城の歴史

彦根城の歴史やその繩張りについては、彦根市刊行物をはじめとする多くの書籍において記述されているため、本節においては、『新修 彦根市史 第2巻 通史編 近世』(彦根市、2008年)、『新修 彦根市史 第10巻 景観編』(彦根市、2011年)、彦根市文化財調査報告書第3集『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』(彦根市教育委員会、2010年)に基づいて、築城から現在に至るまでの概略にとどめる。

①彦根城築城の経緯

彦根城の築城計画は、慶長5年（1600）9月の関ヶ原合戦後の論功行賞により井伊直政が徳川家康により佐和山就封を命じられることに始まる（『寛政譜』等）。直政自身は、慶長7年（1602）2月に佐和山城中にて死去することとなるが、直政生前に佐和山北方の磯山に新規築城を計画していた記述が確認されている（彦根城博物館所蔵井伊家伝来典籍「井伊年譜」等）。しかし、慶長8年（1603）に井伊家家老の木俣守勝が、直政の嫡子直継を補佐しながら、家康に新城築城地について言上し、彦根寺のある金龜（彦根）山への新規築城が決定する（井伊達夫氏所蔵「木俣土佐武功紀年自記」等）。

②慶長期の築城工事

彦根城の築城開始時期は、慶長9年（1604）7月1日から普請着工とみるのが有力とされている（『当代記』）。幕府から奉行が派遣され、公儀普請の様相で築城が開始されることとなる。築城が開始されてから家康・秀忠が相次いで実見し、使者を派遣していることからしても（『家忠日記』等）、彦根築城は徳川幕府にとって、重要な事業の一つであったと考えられている。年内には鐘の丸が完成し、直継は佐和山より鐘の丸広間に移り住む（彦根藩井伊家文書「御覺書」）。また、慶長11年（1606）6月頃には天守が棟上げされ、この頃に直継は本丸御広間に移り住んだ（『井伊年譜』等）と考えられている。

慶長期の工事の完成度については、本丸を中心とする現在みる内堀より内側のみであったようである（『御覺書』）。金龜山を開削するように琵琶湖と直結する堀が開削され（内堀の成立）、堀より内側山麓部分の敷地には重臣屋敷が配置されていた（彦根藩井伊家文書「藩士新古家並記」）。また、金龜山そのものの普請と同時に、その南東部から北方の松原内湖に注ぎ込む善利川の付け替え工事が行われた。当時、金龜山南方は、善利川の支流により複数の流路を形成していたと考えられており、この敷地を城下町とし、その城下町ごと開い込む懸構え堀として、善利川の本流と支流を一本に纏めて、松原内湖を通らずに直接琵琶湖に繋げる工事を行っていたようである。完成度については不明であるが、開削当時の川底幅は十二間（約22m）であったとされている（彦根城博物館所蔵「御城下懸絵図」）。慶长期の築城工事の内容は、金龜山を開い込む堀を含めた金龜山側と善利川の付替え工事を主とし、内堀から現在見る善利川の空間地の町割りが進められていた（『彦根市立図書館所蔵文書』）と考えられている。

③工事の中断と城主の交替

慶長19年（1614）10月に徳川家と豊臣家において大坂冬の陣が起こり、直継の弟、直孝

が井伊軍團を率いて出陣することとなる。この際、工事が一時的に中断されるが、早くも同年12月には講和が成立する。この際、直孝に「佐和山御城付拾五万石」を相続するようにと幕府から命が下った（井伊達夫氏所藏「木俣記録」）。しかし、築城中の彦根城（＝「佐和山御城」）と近江15万石を相続した直後の元和元年（1615）4月、再び大坂夏の陣が起り、出陣する。これにより、豊臣家は滅びることとなり、天下泰平となるのである。

④元和期の築城工事

大坂の陣を契機に、直孝が慶長期の公儀普請を引き継ぐ形で、井伊家単独による普請を開始することとなる。その時期は元和元年（1615）7月と推測されている（「木俣記録」）。工事期間は定かではないが、元和8年（1622）頃には御城廻り石垣・高塀・諸門の大半が完成し（「井伊年譜」）、内堀から中堀間の第2郭の成立と城門・櫓等の城郭施設が完成していた（「御覚書」）と考えられている。元和期の工事の内容は、内堀より内側の第1郭の繩張り改造（事實上の大手口の変更）、重臣屋敷を内堀より外に移動し、内堀より内を彦根藩の公的施設とすること、中堀・外堀の開削と整備といった具合である。時期は下るが、これらに近い様相を詳細に描いている資料として、文化11年（1814）の「御城内御絵図」（彦根城博物館所蔵、彦根市指定文化財）がある。

⑤元和8年以降の城下町の拡大

城郭施設の完成以後、寛永期（1624～45）頃までの彦根藩の加増に伴う家臣団の増加により、町人地から武家地への転換と武家地の周縁地への拡大が行われる。これらに伴い、湿地等の埋立て普請（「井伊年譜」等）や善利川の拡張普請（「諸事留」等）、第3郭の石垣普請（「井伊家文書」）などが行われている。これらの開発は18世紀末頃には落ち着くこととなり、この時期に近い様子を描いているのが、天保7年（1836）の「御城下懸絵図」（彦根城博物館所蔵、彦根市指定文化財）である。

⑥明治維新後の様相

明治5年（1872）、彦根城は陸軍省の所管となり、明治11年（1878）9月には城郭施設の撤壟・売却が開始される。しかし、一ヵ月後に明治天皇の巡幸中、参議大隈重信が城郭の取り壟される様子をみて、中止を御内達する。これにより彦根城天守をはじめとする現在見ることのできる城郭建築物は保存されることとなる。明治24年（1891）、陸軍省より宮内省の所管に転じ、彦根御料地となる。その年の7月には井伊直憲が彦根城を拝借方申請し、10月には直憲に保管委託になる。明治26年（1893）5月、井伊直憲は彦根城の払下方申請し、翌年5月には井伊直憲拝借中のもの一切が下賜され、同氏の所有となる。その後、昭和17年（1942）6月、彦根市長松山藤太郎が井伊直忠に彦根城の下付願いを提出し、昭和19年（1944）2月、井伊家より彦根市に彦根城が寄附される。

⑦文化財保護法による史跡指定

戦後、昭和25年（1950）の文化財保護法制定により、翌、昭和26年（1951）に中堀より内側が史跡、残された城郭建築物は重要文化財の指定を受ける。その翌年には天守・附櫓及び

多聞櫓が国宝に、昭和31年（1956）には史跡彦根城跡は特別史跡に指定されて今日に至る。

第3節 彦根藩校弘道館の歴史

江戸時代には全国各地に藩校が設立されたが、その多くは設立時期が18世紀半ば以降である。彦根藩もその例外ではなく、藩校設立の具体的な動きは、寛政6年（1794）、井伊家11代当主の直中の代に始まった。藩校設立には、藩内の徂徠学派と反徂徠学派の対立が影を落としていたが、最終的な藩校は、徂徠学派の構想が実現した。寛政10年（1798）には学舎が完成し、寛政11年（1799）7月29日には藩校設立の主旨が示された。そして、同年9月21日には14ヶ条の諭達が出され、家中知行取衆の家督および部屋住みで15歳から30歳までの者は必ず藩校に出席することが義務づけられた。

藩校の授業時間は、寛政11年（1799）11月3日の達しによると、毎日五つ半時（午前9時頃）から四つ半時（午前11時頃）まで學問、九つ時（午後0時頃）から八つ半（午後3時頃）までが武芸稽古であった。開校当初に定められた教科は、素読、手跡、経書講釈、和学、上泉流兵学、天学、越後流兵学、算学、小笠原礼節、弓術、槍術、居合、剣術、於軍馬小屋一騎前稽古などであった（『日本教育史資料』壱）。このほか、柔術、薙刀術、馬術、砲術の各師範も確認でき、多様な學問・武芸の教育が実施されたことがわかる。

藩校での講義は、一之寮から四之寮まで、四つの課程に分かれていた。このうち、一之寮・二之寮では手習・素読が行われ、素読のテキストには儒学の經典が用いられた。一之寮・二之寮ともに六之席から一之席まで六等級に分かれていた。三之寮は、文章の読み方・解説を中心とした独学の者たちの課程で、五之席から一之席までの五等級に分かれており、テキストは中国の注釈書や記録・歴史書を用い、二之席以上では会読（集会読書・討議）も行われた。最も難易度の高い四之寮では会読・写物などが行われ、入徳舎・敬業舎・博習舎・進学者・日新舎の五等級に分かれていた。

天保元年（1830）には、井伊家12代当主直亮により藩校の名称が弘道館に改められた。幕末以降には、弘道館の改革が進められた。井伊家13代当主直弼の時代には、藩校設立時への復古が図られ、実施内容の詳細は不明ながら諸改革が試みられた。直亮・直弼の時代に起用された弘道館の教官には、開国論の立場の儒者・中川禄郎（漁村）や直弼の側近として活躍した国学者・長野義言などがいた。

明治元年（1868）2月には町人郷村の子弟も隨時入学する事が可能になった。明治2年（1869）10月には弘道館から文武館と名を改め、文館と武館に分けられた。これ以降、改称が続き、明治3年（1870）4月には学館と改称（武芸小屋は池洲町に移転）、さらに同年11月には学校と改称し、以後、一般に彦根藩中学校と呼ばれることになった。そして、廢藩置県の翌年の明治5年（1872）9月、彦根藩の藩立学校は廃止された（『彦根市史』下冊）。

表1 藩校地関連年表

和暦	西暦	事項	引用文献
江戸時代 初期		後の藩校の敷地のうち東半分の区画A(注1)が音羽 淡路の屋敷地として、西半分の区画Bが小林久太夫 の屋敷地として使用される。	青木俊郎氏研究余録(注2)
寛永21	1644	この年7月以前から区画Aが内藤五郎左衛門の屋敷 地として、区画Bが三浦内膳の屋敷地として使用さ れる(慶安年間[1648~1652]以後まで)。	青木俊郎氏研究余録
元禄3	1690	この年4月以前から区画Aが小野田小一郎の屋敷地 として、区画Bが今村源右衛門の屋敷地として使用 される(元禄12年[1699]10月9日まで)。	青木俊郎氏研究余録
元禄12	1699	この年10月9日から区画Aが菊(注3)の屋敷地と して使用され、以後御仕送方、炭戸所御用屋敷として 順次使用される。また区画Bは同日から松平倉之介 家の屋敷地として使用される(寛政9年[1797]4月 8日まで)。	青木俊郎氏研究余録
天明年間	1781 ~ 1789	区画Aが御仕送方の屋敷地として使用される。	青木俊郎氏研究余録
寛政6	1794	藩士中村千次郎の藩校設立に関する遺書を井伊家11代 当主直中が建議として取り上げ藩校建設の動きが具体化 していく。	『新修彦根市史』第2巻622頁
寛政7	1795	井伊直中が大上郡開今村覚勝寺の僧海量に諸国藩校 の調査を命じる。	『彦根東高百二十年史』年表
寛政8	1796	井伊直中が学舎建築の用掛を命じる。	『彦根東高百二十年史』年表
寛政9	1797	区画Bの松平倉之介家の屋敷地が取收され、松平家 には代替地として彦根藩山崎御用屋敷が与えられる。	青木俊郎氏研究余録
寛政10	1798	藩校の学舎が完成する。	『新修彦根市史』第2巻623頁
寛政11	1799	藩校設立の主旨が示される。(7/29) 藩校に関する14ヶ条の論達が出される。(9/21) 藩校の授業などに関する達しが出される。(11/3) 稽古館の開講式が行われる。(11/18) 稽古館が始業する。(11/19)	『新修彦根市史』第2巻623頁 『新修彦根市史』第2巻623頁 『新修彦根市史』第2巻623頁 『新修彦根市史』第2巻624頁 『彦根東高百二十年史』年表 『彦根東高百二十年史』年表 『日本教育史資料』巻425頁
天保元	1830	稽古館が弘道館に改称する。	『新修彦根市史』第2巻623~624頁
天保13	1842	中川禄郎(漁村)が儒学教官に登用される。	『彦根東高百二十年史』年表
嘉永4	1851	井伊家13代当主直弼が弘道館改革に関する諭告を発す る。	『日本教育史資料』巻425頁 『新修彦根市史』第2巻623~624頁 『彦根東高百二十年史』年表
嘉永6	1853	長野義言が国学方を命じられる。	吉田常吉「井伊直弼」年表
文久2	1862	布告により弘道館職員が役儀御免となり一時閉鎖とな る。(7/12)	『彦根市史』中冊574頁
明治元	1868	布告により弘道館が再び開館する。(8/28)	『彦根東高百二十年史』年表
明治2	1869	藩校弘道館に町人郷村の子弟も隨時入学可能になる。 弘道館が文武館に改称する。	『彦根市史』下冊96頁 『彦根市史』下冊97頁
明治3	1870	文武館が学館に改称する。別に武芸小屋を池洲町へ移す。 学館が学校に改称する。以後一般に彦根藩中学校と呼ばれることになる。	『彦根市史』下冊97頁
明治5	1872	藩立学校が廃止される。	『彦根市史』下冊97頁
明治7	1874	この年作製された「地券取調總絵図」において旧弘道 館敷地の地番が「三十五番」と記される。	本報告書70頁
明治9	1876	滋賀県下寺院共立の金龜教校設立が教部省から許可さ れる。 金龜教校設置のため旧弘道館とその付属地が買収され る。 滋賀県下の淨土真宗本願寺派の寺院によって創設され た金龜教校の開校式が挙行される。	『平安学園120年』年表 『平安学園120年』年表 『新修彦根市史』第3巻219頁

和暦	西暦	事項	引用文献
明治9	1876	明治時代前期に作製された「大上郡彦根金龜町限之図」において旧弘道館の敷地は宅地を示す朱色が塗られ地番として「三十六」の番号が記される。後に敷地が「三十六第一」「三十六第二」に分筆される。	本報告書70・71頁
明治26	1893	陸軍の陸地測量部により作製された彦根地方の地形図において金龜教校敷地の周辺が桑畠として示される。	本報告書71頁
明治33	1900	金龜教校が金龜仏教中学に改称する。	『平安学園120年』年表
明治35	1902	金龜仏教中学が第三仏教中学に改称し、本願寺の直接経営となる。	『平安学園120年』年表
明治42	1909	第三仏教中学が彦根町から京都市に移転し、移転落成式が行われる（こののち彦根の仏教中学の敷地が彦根町に寄附される）。	『平安学園120年』年表（『彦根市史』下冊488頁）
明治43	1910	第三仏教中学を改称して私立平安中学校が開校する（現龍谷大学付属平安中学校・平安高等学校）。	『平安学園120年』年表
明治44	1911	弘道館跡地に彦根町立尋常高等小学校付属工業学校が開校する。	『城のふもとに集いきて』（注4）年表 朝日新聞 明治45・1・6
明治45	1912	第三仏教中学移転後の建物の一部が本願寺滋賀仏教婦人慈善会事業により金龜養老院として利用されると報じられる。	朝日新聞 大正7・7・18
大正2	1913	彦根町立尋常高等小学校付属工業学校が彦根町立工業学校に改称する。	『城のふもとに集いきて』年表
大正5	1916	彦根町立工業学校が彦根町立商工学校に改称し、屋内体操場が竣工する。	『城のふもとに集いきて』年表
大正7	1918	旧弘道館の講堂および付属建物を彦根町新橋畔に移転し、仏教會館を新設、各種の教化事業を行う計画が報じられる。	朝日新聞 大正7・7・18
大正9	1920	彦根町立商工学校が彦根商業学校に改称する。	『城のふもとに集いきて』年表
大正11	1922	彦根商業学校が滋賀県彦根商業学校に改称する。 彦根町仏教會館の設立は難航し、入札で業者がようやく決まる。	『城のふもとに集いきて』年表 朝日新聞 大正11・12・11
大正12	1923	金龜会館が現在地（彦根市中央町）に移築される。	『彦根市史』中冊572頁
大正13	1924	修理中の金龜会館の修理が終了し、1月半ばから一般使用が許可されること、約500～600人収容でき、場所も町のほぼ中央にある立地条件から、各種集会に便利になることなどが報じられる。	朝日新聞 大正13・1・6
昭和3	1928	御大典事業として滋賀県彦根商業学校的運動場拡張工事が竣工する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和4	1929	滋賀県彦根商業学校的東校舎が竣工する（現在の西中学校自転車置き場）。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和5	1930	滋賀県彦根商業学校的本館改築に着工する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和7	1932	滋賀県彦根商業学校的理科室教室が改築される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和9	1934	滋賀県彦根商業学校的武道場新築工事が竣工する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和14	1939	滋賀県彦根商業学校的講堂の新築が竣工する（現在の西中学校ブール）。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和22	1947	彦根市立西中学校が設置される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和26	1951	弘道館跡に標石が建立される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和28	1953	移築後の金龜会館は、持主の本願寺派滋賀教区教務所から彦根市が無償で借り受け、一般市民の集会場として利用されていた。しかし、借用期限が切れるのを機会に、蒲生郡八幡町（現近江八幡市）にある本願寺派滋賀教区教務所を彦根市内に設置する計画から持主に返還することになったと報じられる。	京都新聞 昭和28・6・13
昭和39	1964	西中学校の体育館が竣工する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和44	1969	西中学校の運動場周囲に桜が植樹される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和45	1970	西中学校のグラウンド金網が整備され、弘道の池が清掃整備される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和47	1972	西中学校北校舎の便所が改築される。	『城のふもとに集いきて』年表

和暦	西暦	事項	引用文献
昭和48	1973	西中学校の講堂が取り壊される。 西中学校のプールの竣工式が行われる。	『城のふもとに集いきて』年表 『新修彦根市史』12巻84頁
昭和49	1974	西中学校の校門が倒壊する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和51	1976	西中学校の新校舎起工式が行われる。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和52	1977	西中学校の新校舎が完成する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和54	1979	西中学校の増築校舎が完成する。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和58	1983	西中学校の自転車置き場・北校舎が解体される。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和60	1985	西中学校でタイムカプセルが埋められる。埋蔵文化財発掘調査が始まる。 西中学校の木造校舎が解体される。弘道の池が埋め立てられる。	『城のふもとに集いきて』年表
昭和61	1986	西中学校の校舎改築が竣工する。 西中学校の前庭に「城望の道」が創設される。	『城のふもとに集いきて』年表 『城のふもとに集いきて』年表
昭和62	1987	西中学校の校舎前庭に「夢の道」歩道が完成する。 西中学校で仮植の樹木が移植される。	『城のふもとに集いきて』年表 『城のふもとに集いきて』年表
平成19	2007	金龜会館が、彦根市の文化財に指定される。	指定文化財台帳
平成21	2009	金龜会館が、本願寺から彦根市に寄付される。	指定文化財台帳
平成22	2010	金龜会館が歴史的風致形成建造物に指定される。	『新修彦根市史』12巻312頁

注1 彦根藩の藩校が建設されたのは、現在の彦根市立西中学校のグラウンド付近であるが、藩校建設以前には、この敷地は2区画で構成されていた。本年表では、このうち東半分を「区画A」、西半分を「区画B」と表記した。

注2 本年表作成にあたっては、青木俊郎氏の研究成果である「藩校稽古館の建設準備」〔研究余録「金龜玉難」「彦根城博物館だより」107号、平成26年12月1日〕を使用した。

注3 史料には「菊口様」（一字判読不能）と記されているが、井伊直興の十女お喜久のことと考えられる。

注4 「城のふもとに集いきて」は彦根市立西中学校創立50周年記念誌。

※明治時代以降の弘道館についての年表は次の点に留意した。

・弘道館跡地（現西中学校）の利用や当該地における施設の増改築関係についてはできるだけ取り上げた。

・藩校の建物の一部移転や使用についてもできる限り取り上げた。

・藩校にその淵源が由来しているとされる彦根東高等学校の関連事項も適宜盛り込んだ。

第4節 既往の現状変更

特別史跡彦根城跡における既往の現状変更は、弘道館跡が所在する市立西中学校敷地およびその隣接地を中心に下記の通り表2に示した。

表2 既往の現状変更等一覧（弘道館跡周辺のみを抽出）

現状変更年度	現況該当地所	件名	内容
昭和46	西中学校	現状変更	田畠教育委員会建物撤去およびゾー6新設
昭和50	1975	西中学校	石垣きぬ（正門構）
昭和53	1976	西中学校	現状変更
昭和53	1976	西中学校	現状変更
昭和54	1979	西中学校	現状変更
昭和54	1979	西中学校	現状変更
昭和54	1981	西中学校	現状変更
昭和56	1981	西中学校	現状変更
昭和56	1981	西中学校	現状変更
昭和56	1981	西中学校	現状変更
昭和56	1981	西中学校	現状変更
昭和56	1981	西中学校	現状変更
昭和58	1983	西中学校	現状変更
昭和58	1983	西中学校	現状変更
昭和59	1984	西中学校	現状変更
昭和59	1984	西中学校および隣接地	現状変更
昭和59	1984	西中学校	現状変更
昭和59	1984	西中学校	現状変更
昭和59	1984	西中学校	現状変更
昭和59	1984	西中学校	現状変更
昭和59	1985	西中学校	現状変更
平成4	1992	西中学校	現状変更
平成6	1994	西中学校	現状変更
平成6	1994	西中学校周辺地	現状変更
平成7	1995	西中学校	現状変更
平成11	1999	西中学校	現状変更
平成15	2003	西中学校北隣地	現状変更
平成21	2009	西中学校	現状変更
平成24	2012	西中学校	現状変更
平成25	2013	西中学校	現状変更

第5節 既往の発掘調査

特別史跡彦根城跡における既往の発掘調査については、表3・図3で報告書一覧と位置を示し、弘道館跡が所在する市立西中学校敷地およびその隣接地における発掘調査成果を中心的に以下に概要を記述することとする。

表3 特別史跡彦根城跡における既往の発掘調査一覧（平成26年度現在）

国司に対応	発行年	発行機関	書名	種別
1	1957	滋賀県教委	重要文化財彦根城天守閣 - 天守門及附属修理工事報告書	報告書
2	1960	滋賀県教委	国宝城天守・守・附門及び附属修理工事報告書	報告書
3	1962	滋賀県教委	重要文化財彦根城の丸三重櫓及び御門・丸の丸に多聞櫓修理工事報告書	報告書
4	1968	滋賀県教委	重要文化財彦根城馬出櫓・修理工事報告書	報告書
5	1981	彦根市	「特別史跡」彦根城跡 碱性有鉛鉛ガラス	報告書
6	1986	彦根市教委	特別史跡彦根城跡 癖見廻柵各所古文書 1 彦根市立彦根西中学校校内武家屋敷跡	報告書
7	1987	滋賀県教委	特別史跡彦根城跡 癖見廻柵各所古文書	報告書
8	1988	彦根市博物館	特別史跡彦根城跡 衣冠廻柵発掘調査報告書	報告書
9	1989	彦根市	特別史跡彦根城跡 大手口と森石川在郷修理工事報告書	報告書
10	1991	道賀島	特別史跡彦根城跡 内丸合倉修理工事報告書	報告書
11	1997	大坂町等執所	彦根市和定文化財 衣冠廻柵修理工事報告書	報告書
12	2000	彦根市	名跡太官署と圓筒梅雨工事報告書	報告書
13	2003	彦根市教委	特別史跡彦根城跡 (本城、木戸口)と森石川在郷修理工事報告書	報告書
14	2005	彦根市	彦根城跡の復元化修復工事報告書	報告書
15	2005	滋賀県教委・彌助文庫	出土文物の特化型包装箱内装用包装袋書目-1 特別史跡彦根城跡	報告書
16	2010	滋賀県教委・彌助文庫	特別史跡彦根城跡 (滋賀県立彦根城歴史学校新設改修工事に伴う発掘調査)	報告書
17	2010	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成20年度	年報
18	2011	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成21年度	年報
19	2011	彦根市教委	名跡太官署と圓筒梅雨工事報告書	報告書
20	2012	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成22年度	年報
21	2012	彦根市教委	特別史跡彦根城跡石垣保存修理工事報告書	報告書
22	2013	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成23年度	年報
23	2014	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成24年度	年報
24	2015	彦根市教委	彦根市文化財年報 平成25年度	年報
25	2015	彦根市教委	特別史跡彦根城跡石垣保存修理工事報告書2	報告書
26	2015	彦根市教委	特別史跡彦根城跡 彦根城遺跡区道路開通跡調査報告書【本書】	報告書

市教育委員会・教育委員会、財團文協・財團法人大阪府文化財保護協会

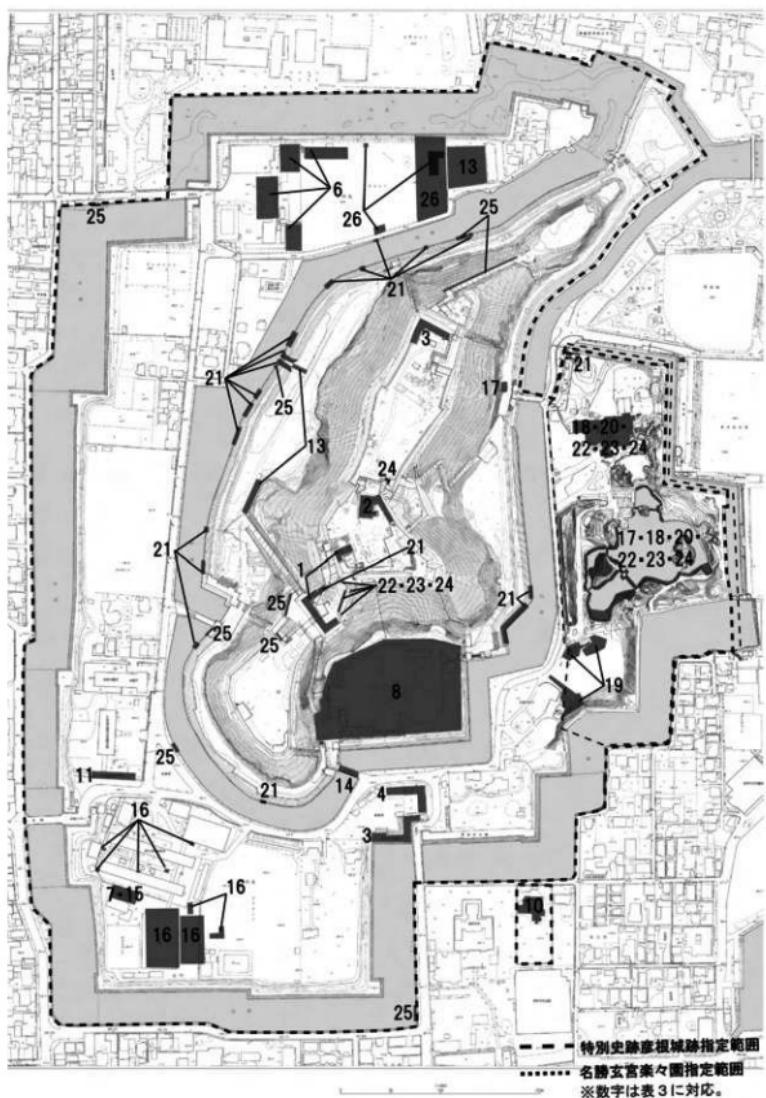


図3 特別史跡彦根城跡における既往の発掘調査（平成26年度現在）

昭和60年度 市立西中学校の校舎改築に伴う発掘調査

調査地は、藩校弘道館の南側隣接地であり、天保7年（1836）に描かれた「御城下懇絵図」（彦根城博物館蔵、巻頭図3）によれば、弘道館南面には道が存在し、道を挟んで武家屋敷地が展開しており、天野康文、吉田六郎、印具寿之介の屋敷地に該当する。調査の結果、屋敷地を区画する複数の溝、建物礎石や井戸等の遺構が検出された。また、屋敷地としての性格付けのできる漆喰製の池状遺構も検出されている。これらの遺構群は、現地表面（調査当時）から0.4~0.5m余りの客土及び搅乱土を除去した深さで検出されている。遺構面は角礫を含んだ山土と考えられる灰褐色粘質土ないし赤褐色粘質土で形成されていたことが確認されている。検出状況から各遺構面は、上層遺構群の遺構面が灰褐色粘質土、下層遺構群の遺構面が赤褐色粘質土で形成されていた可能性が想定される。これらは0.3~0.4m程度の厚みを有しており、その直下で青灰褐色のグライ化したシルト又は砂質土が確認されている。これらのことから、当該地が築城前は内湖縁辺部であり、築城に伴い埋め立てられたことが明らかとなっている。また、屋敷地の西側に展開する土壘の一部が調査されており、砂層と粘質土層を交互に盛った土壘であり、土壘傾斜面については特に近代以降の土砂崩落により旧状を保っていないことなどが確認されている。

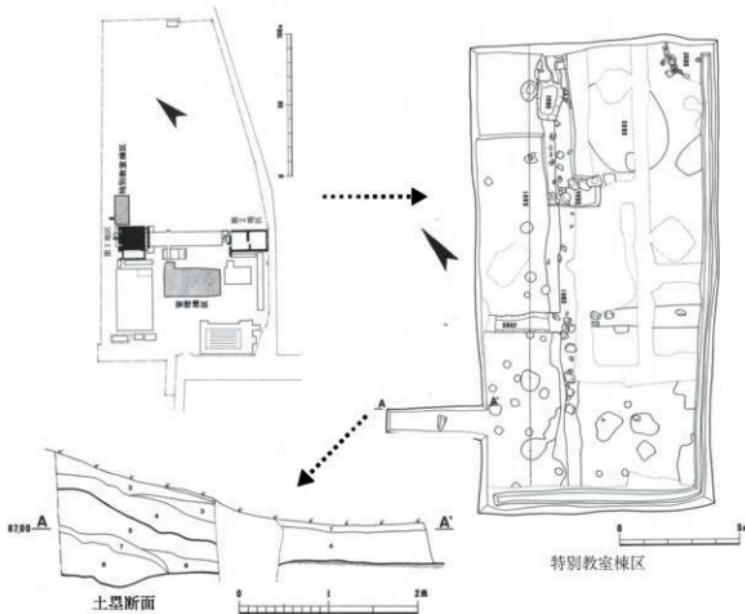


図4 市立西中学校敷地内で確認された屋敷地遺構及び土壘

平成12・14年度 特別史跡彦根城跡の維持管理施設設営に伴う発掘調査

調査地は、藩校弘道館の北側隣接地であり、天保7年(1836)に描かれた「御城下惣絵図」(彦根城博物館蔵、巻頭図3)によれば、屋敷地表記が呉粉によって塗りつぶされ、「作事所」の注記がなされていることから、武家屋敷地から彦根藩施設の「作事所」へ改変された場所と考えられている。調査は平成12年度にトレンチによる調査、14年度に面的な調査が実施されており、攪乱が著しいものの、作事所関連の遺構と考えられる漆喰製造構・雨落ち溝・石組み構・長屋門の可能性のある礎石群が検出されている。また、弘道館(現・市立西中学校グラウンド)敷地北境においては、現地表面(調査当時)から0.3~0.4mの深さで区画溝と高さ0.5m程度の石垣が検出されている。石垣については弘道館関連の遺構と考えられている。なお、区画溝の南側壁を形成する石列から若干セットバックさせたところに石垣を積み上げていることから、これらは同時施工ではなく、作事所や弘道館建設以前に当該地に存在していた武家屋敷地を区画する溝の可能性があり、その境界を踏襲する形で弘道館建設に伴い石垣が築かれて敷地全体がかさ上げされたものと推定することもできる。



写真1 検出された弘道館北境溝(西から)



図5 弘道館北側隣接地、作事所跡の調査

第6節 特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会

特別史跡彦根城跡は、昭和58年度に保存管理計画、平成4年度に整備基本計画が策定されている。また、特別史跡において重複指定されている名勝玄宮樂々園は、平成8年度に整備基本計画が策定されている。

これらの計画を適正に実施するため、彦根市は文化庁・滋賀県教育委員会の指導のもとで、平成11年度に有識者で構成する特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会を設置した。本委員会の指導・助言のもとで、平成12年度より特別史跡彦根城跡石垣保存修理事業や樂々園保存整備事業を現在に至るまで継続的に実施している。また、平成20・21年度には名勝玄宮樂々園の指定範囲拡大を目的とした範囲確認調査事業を実施、平成21年度より玄宮園魚躍沼渡岸保存整備事業を現在に至るまで継続的に実施している。

このような中で本市は、平成23年度に彦根藩校弘道館跡保存整備事業の着手に関する議題を本委員会に提案し、その指導・助言の上、承認を得ながら事業を遂行してきたものである。以下に、本委員会設置要綱および本事業に関わる委員会議事録概略を掲載する。

なお、文化庁・滋賀県教育委員会の本市への指導により、既存の保存管理計画、整備基本計画の見直しに着手することになり、本委員会は平成26年度に一度開催された上で解散し、新たな委員会が設置されることとなった。本事業は、平成26年度の最後の委員会において、本報告書作成に至るまでの審議を終えているものであり、今後の本書内容をもとにした保存管理計画・整備基本計画策定に関する審議は新たに設置される委員会において行われることとなった。

○特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会設置要綱

(平成11年3月29日告示第36号)

改正 平成12年3月31日告示第61号

(設置)

第1条 この要綱は、特別史跡彦根城および名勝玄宮樂々園の保存整備を図るために策定した特別史跡彦根城跡ならびに名勝玄宮樂々園整備基本計画に基づき作成した特別史跡彦根城跡保存整備実施計画を学術的な見地から検討するため、特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適當と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、委員の再選を妨げない。また、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会に委員長および副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外に関係のある職員および関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日告示第61号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会委員 (平成24年2月～26年7月31日)

氏名	所属	専門分野	委嘱期間
中村昌生 (前委員長、H17年度より)	京都工芸繊維大学名誉教授 (財)京都伝統建築技術協会理事長	建築学 (数寄屋建築)	H. 11. 11～ H25. 3. 31
仲 隆裕 (委員長、H25年度より)	京都造形芸術大学教授	造園学	H. 11. 11～ H26. 7. 31
吉見静子	岐阜女子大学名誉教授	建築史	H20. 4. 1～ H26. 7. 31
中井 均 (副委員長、H25年度より)	滋賀県立大学人間文化学部地域文 化学科教授	考古学 (日本城郭史)	H. 22. 4. 1～ H26. 7. 31
定森秀夫	滋賀県立大学人間文化学部地域文 化学科教授	考古学	H. 23. 4. 1～ H26. 7. 31
松村恵司	独立行政法人文化財研究所理事 奈良文化財研究所所長	考古学 文化財保存	H. 23. 12. ～ H26. 7. 31
號 和善	名古屋工業大学大学院教授	建築学	H. 23. 12. ～ H26. 7. 31
日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	建築学 (数寄屋建築)	H. 25. 8. 1～ H26. 7. 31

平成23～26年度までの特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会における弘道館跡保存整備事業関連の会議概要は以下の通りである。

平成23年度	開催日	議題
第2回	平成24年2月8日	彦根藩校弘道館跡保存整備事業の着手について 発掘調査の実施について

■現地観察での質問・指導 現地観察なし

■委員会での質問・指導

- 【県教委】発掘調査を行うにあたっては、藩校弘道館の今後の具体的な全体計画についてもしっかりとした枠組みが必要。今後、そのあたりについても十分に検討を行ってほしい。

【事務局】回答)了解しました。

平成24年度	開催日	議題
第1回	平成24年7月6日	『彦根藩校弘道館跡保存整備基本方針（案）』について 試掘調査の実施について

■委員会での質問・指導

- 【麓委員】「第1次発掘調査及び復元整備工事に伴うタイムスケジュール（案）」について、平成25年度に解体設計・解体調査、平成26年度に復元設計となっている。着手が7月からとなっているが、解体調査にかける期間が短いのではないか。

【事務局】回答)解体調査については、平成25年度中に現地での調査を実施するが、終了後の平成26年度にも、継続して内容についての検討を実施できるため、実質的には1年以上の日数をかけることができる。

【中村委員長】金龜会館については、既に建物の調査が行われている。この時の調査者が、解体修理にも関わるのであれば、良いのではないかと思う。

【事務局】回答)了解しました。

- 【中井委員】金龜会館の移築について、もしも遺構が残存していなかった場合にはどうするのか。

【事務局】回答)『弘道館絵図』には、幅何間といった具体的な数値が記入されており、また現地には、弘道館時代から変わらないと考えられる地割が、現在も良好に残っている。このため、仮に遺構の残存が確認されなかつたとしても、周辺の状況および絵図記載の内容から、その位置を割り出すことが可能であると考えており、万が一の場合には、これに基づく復元的整備を実施したいと考えている。

- 【麓委員】発掘調査を行う対象とするのは、弘道館の講堂部分周辺のみか。

【事務局】回答)調査の対象とするのは、保存整備方針（案）の試掘調査トレント位置図に示している点線で囲った部分全域が対象としている。

4. 【定森委員】 絵図に「文武二神」と書かれているが、この二神とは何か。

【事務局】回答) 今のところ、詳細は分かっていない。今後調査の中で明らかにしていきたい。

■現地視察での質問・指導

1. 【麓委員】 トレンチの位置について、弘道館の東西端と北端については良いが、南側の端を捉えにはいかないのか。

【事務局】回答) グラウンドの南側については、現在も西中学校が使用している範囲にあたり、今回調査対象としている北側の区画とは状況が異なるため、南側の端部が位置するであろう一帯についての調査は難しい。

平成24年度	開催日	議題
第2回	平成25年1月16日	試掘調査トレンチの追加について 試掘調査の結果をもとに、本発掘調査の実施について

■現地視察での質問・指導

1. 【松村委員】 造成面に瓦が食い込んでいるが、これについてどう考えるのか。

【事務局】回答) 現状、砂利敷きの面を弘道館時代の面として考えている。可能性としては、弘道館以前にこの地にあった山崎新蔵や、さらに以前である「御喜久様」（4代直興の10女）の屋敷に関連するもの、あるいはその面を盛り土造成する際に混ざりこんだものと考えている。

■委員会での質問・指導

1. 【中井委員】 現地を見ていないが、写真を見る限りT9のところで、石列と遺構面とには段差が生じるようだが。

【事務局】回答) 現在確認している状況でいけば、段差が生じる。

【中井委員】 可能性としては、石列が後付けであるか、遺構面が削られているのではないか。検討する必要がある。

2. 【松村委員】 砂利層、広範囲で検出しているが、建物部分の下には敷かないのでは。

【事務局】回答) そう考えている。砂利層の分布については、15cmもの厚みがある部分と2cm程度の厚みしかない部分があり、この薄くなった部分については、本来的には砂利の無かった場所ではないかと思う。

3. 【定森委員】 磁石は恐らく飛んでしまっているだろう。雨落ち溝や井戸など、深い部分に残る遺構を探しにいってはどうか。トレンチを入れる位置についても、T2の北端から「L」字に、西側へ設定して、井戸を見つけにいってはどうか。

【事務局】回答) 了解しました。トレンチの位置については、そのように変更します。

4. 【中井委員】 トレンチについては、追加する意味があるのか。いずれ本調査を行うならば、そのときに確認にいったほうが良いのではないか。

【事務局】回答) 調査区の西側については、砂利敷きの面を押さえているため、遺構面については捉えることができていると思う。しかし、東側については明瞭な遺構面を捉えることができないため不安が残る。できればこの地点にはトレンチを入れておきたい。

5. 【松村委員】 絵図に間数とメートル換算の数値を記入しているが、これは1間6尺か、それとも6尺5寸で計算しているのか。

【事務局】回答) 6尺5寸で計算しています。

【松村委員】 6尺か6尺5寸かでも、この距離ならば少なからず差が出る。考慮したほうが良い。

【事務局】回答) 了解しました。

平成25年度	開催日	議題
第1回	平成25年8月19日	平成24年度試掘調査結果について 平成25年度遺構確認調査の実施とトレンチ配置について 平成25年度以降の事業工程について

■現地視察での質問・指導 現地視察なし

■委員会での質問・指導

○平成24年度試掘調査結果について

1. 【定森委員】なぜトレントをこの位置にしたのか?南北の方位に合わせたのか?今さらではあるが、絵図の建物の位置に合わせて、建物がかかる場所にトレントを設定すれば良かったのでは。

【事務局】回答) トレントの設定地点については、今回の試掘調査の実施前に作成した平成24年度のトレント配置予定図において、講堂や公館など、絵図上で建物があると考えられる地点を選定し、トレントの設定位置とした。現地調査では、この予定位置にトレントを設定して調査を行ったが、結果として、当初絵図上で予測していた位置よりも、やや東側にトレントの位置がされることとなった。

2. 【定森委員】礎石抜取痕としている遺構の中に、切り合いを持つものが複数見られる。これをどのように考えるのか。時期が異なる建物があったと考えるのか。一律に礎石の抜取痕として扱わず、弘道館建物の建設以前の土坑として考えた方が良いのではないか。

【斎委員】規格の揃わない抜取痕については、東柱などのものである可能性もある。

【事務局】回答) わかりました。

3. 【定森委員】出土遺物はあるか。またその時期は。

【事務局】回答) 整地層から肥前産の染付が出土している。時期は概ね江戸時代の後期頃。

4. 【中井委員】埋め甕としているものについて、便所と断定しないのはなぜ?

【事務局】回答) 内部に付着物が無いことから、便所として使用されたかどうか疑問が残るため。

【中井委員】この便所が、使用頻度が低い場所だった可能性は?

【事務局】回答) この地点は、弘道館の中の迎賓館的な建物であった「公館」にある。この施設は、藩主一族などの限られた人間が使用する場所であったことから、弘道館内の他の地点に比べて、使用頻度は低いと考えられる。

【中井委員】姫路城などでも、全く使われていない便所がある。この埋め堀についても、「公館」の便所とは重なる位置にあるのならば、「便所」と断定してよいと思う。

○平成25年度遺構確認調査の実施とトレーニング配置について

1. 【定森委員】T10はトレーニングというより面的な調査で、調査区とした方がよいのではないか。

【事務局】回答) これについては事務局としても同感です。しかし、平成24年度からの発掘調査は遺構確認調査であるため、遺構があるかないか、また、当該箇所については、城下町にある市の指定文化財で講堂と公館があったと想定される場所で、平成24年度の調査では礎石抜取痕跡を確認しているのみで、それぞれの抜取痕跡の関係を検討する材料までは得ておらず、移築復元が可能であるかまでは把握しきれていない。そのため、絵図資料のゆがみを精査した上で、極力調査面積を小さくし、あくまで遺構の範囲確認調査の一連として行うものであり、整備に伴う面的調査とは区別しております。

【齋委員・吉見委員】建物復元に関しては、元の場所における礎石抜取痕跡が現存建物の間数と一致しなければいけない。現地での間数の確認ができるといないのであれば、この調査トレーニングは必要と思われる。

【仲委員長・中井委員】T11・12については弘道館跡の南限を確定させるためなので、まだ理解はできるが、T10も含めてT13~15については、必要な調査なのか。また、整備基本計画については、発掘調査を実施しなくても策定可能ではないか。

【事務局】回答) 整備基本計画見直しについては、発掘調査を実施しなくとも策定できることは事務局としても把握しております。ただ、平成24年度に整備方針を定めて、弘道館跡全体の整備基本計画と整備基本設計を策定する目的で発掘調査を実施しております。その際、既存の整備基本計画書内には数行にわたる方針のみしか記載されておらず、また、その数行の中には、特別史跡内への現存建物の移築が盛り込まれております。このため、移築するためには整備箇所における元々あった考古学的な証拠が必要となり、整備計画策定に際しても発掘調査の成果に基づいた内容を盛り込みたいということで、昨年度の調査について委員会でご承認いただきました。その調査内容につきましても、単なる講堂・公館の移築復元に留まらず、

弘道館ゾーン全体の整備の中での移築復元と位置付けております。その全体整備方針については先の委員会においても承認していただいており、具体的な内容としては建物の移築復元・ガイダンスや維持管理施設の設置のための一部建物の復元・遺構表示を主とした修景整備です。これらを実施する上では、整備対象ゾーン全域にわたって絵図資料を参考とした調査トレーニングの配置は不可欠と考えております。面的な調査につきましては、整備工区ごとに整備実施設計を作成する前に実施し、平成24年度から26年度にかけては、あくまでゾーン全体の発掘調査成果を盛り込んだ整備基本計画と整備基本設計策定のための調査と位置付けております。

【全委員】了解した。

○保存整備事業工程について

特になし

平成25年度	開催日	議題
第2回	平成26年1月17日	平成25年度遺構確認調査について（現地視察） 平成25年度以降の事業工程について

■現地視察での質問・指導

1. 【仲委員長・松村委員】T12について、この調査区範囲はこれで限界か。絵図資料を参考にした建物検出であるならば、少し西側に広げるべきではないか。

【事務局】回答) 現状では当初予定より調査面積をおさえて調査区を設定しているため、今後の調査で広げる予定です。

■委員会での質問・指導

○平成25年度遺構確認調査について

1. 【松村委員】T10の講堂跡・公館跡の調査区範囲は現状が最大か。また、現在検出されている一部の遺構が、絵図と合致することであるが、現地遺構群から建物が存在するのかをまずは検討しなければ、発掘調査を実施する意味がないのではないか。あくまでも、検出遺構から建物遺構と認識した上で、絵図資料と現存建物実測図と合わせて検討すべきであるため、今回の調査で建物の平面プランをすべて確認すべきと考えるがいかがなものか。

【事務局】回答) 調査区範囲は当初予定面積よりも現状では小さいため、今後、広げていきたいと考えます。ただし、今回の発掘調査の実施につきましては、あくまでも特別史跡彦根城跡内の弘道館ゾーンに関する整備基本計画を詳細策定するための基礎資料とするものであり、既存の整備基本方針における現存建物が移築できるかどうかを確認するためのものと位置付けております。前回委員会でも委員の方々にもご指摘いただきましたとおり、本来、整備基本計画策定にあたっては発掘調査を実施しなくても策定は可能との認識も事務局としては認識しております。今回の

調査はあくまでも講堂跡・公館跡の建物遺構の有無とその位置を確定することを目的として実施しております。また、絵図資料に引きずられないよう発掘調査成果をきちんと精査した上で、関連資料との合致検討作業を行うように致します。

2. 【麓委員】今後、調査区を広げるのであれば、建物際に存在する可能性のある雨落ち溝などの有無を確認するようにしてほしい。これにより軒先の長さが判明し、現存建物との比較検討が可能になる。

【事務局】回答)了解しました。

○事業工程について

1. 【松村委員】平成28年度以降の工程が一括りとなっているが、なにか理由があるのか。

【事務局】回答)現在、特別史跡彦根城跡全体の保存管理計画と整備基本計画の見直しをすべきとの意見がでてきており、もしも見直しを実施する場合は、本事業も連動してくることから、現状では保留としています。

【全委員】了解した。

平成26年度	開催日	議題
第1回	平成26年7月31日	平成25年度遺構確認調査結果について 報告書作成と今後について

■現地視察での質問・指導 現地視察なし。

■委員会での質問・指導

1. 【事務局】本事業の経緯と今後の予定、平成24年度の遺構確認調査成果の確認を行った上で、平成25年度に実施した遺構確認調査成果を事前配布資料に基づいてダイジェストで説明しました。当初の調査目的をすべて達成した旨を報告しました。今後については、本年度中に遺構確認調査報告書を作成・刊行するとともに、本年度から開始された特別史跡彦根城跡保存管理計画、その後の整備基本計画の見直しに関わってくるものであり、本事業のみを単独で実施することはできない旨を説明。

【全委員】了解した。

2. 【吉見委員】具体的にはどのような整備を考えているのか。

【事務局】回答)金龜会館となっている現存建物のみを移築するのではなく、今回発掘調査で確定した弘道館跡全体範囲での史跡整備を考えています。具体的には、現存建物がない箇所には発掘調査に基づいた遺構の修景整備などですが、今後の検討課題です。

3. 【県教委】今回調査を実施した範囲は市立西中学校の範囲となっているが、移転などの今後の見通しや、史跡の活用なども視野に入れた整備基本計画の見直しとなるようにしてください。

【事務局】回答)了解しました。

第Ⅲ章 平成24年度の調査

第1節 発掘調査の目的

今回の発掘調査については、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業」に伴う「彦根藩藩校弘道館跡保存整備基本計画」策定のための試掘調査として実施した。

「彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業」は、平成4年6月にまとめられた『特別史跡彦根城跡整備基本計画報告書』に基づき、藩校弘道館跡の保存整備を目的として実施する事業である。

この保存整備事業の対象となる藩校弘道館については、寛政11年（1799年）に「藩校稽古館」として開校した。以降は、天保元年（1830）に至り、洋学の取り入れなどの藩校内部の改革に合わせて、「弘道館」と改称、廃藩置県によって廃止されることとなった明治4年（1871）まで、その設立から約70年余りの期間にわたり、藩校として存続した。

この藩校弘道館に関する資料としては、文久年間に作成された「弘道館絵図」（彦根市立図書館所蔵）や、「日本教育史資料」「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」（明治16年頃 中村不能斎 著）付録の「弘道館絵図」（彦根市立彦根城博物館所蔵）など、区域内の各建物の配置や機能を示す詳細な絵図が複数残っている。

この「日本教育史資料」には、藩校設立の経緯からその学習制度、稽古館から弘道館への変遷など、その設立以前の状況から藩校が廃止されるまでの期間の様々な事柄についての記載がある。それらは、当時の1次史料をまとめたものであり、また著者である中村不能斎自身、かつて弘道館に在籍した学者であることから、自身の経験や知識も織り込まれているものと考えられ、藩校弘道館の当時の状況を知る上で、貴重な文献である。

彦根市では、これらの文献資料・絵図資料などの記載をもとに、藩校弘道館の基本的な整備方針として、平成24年6月に「彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針」を立案し、同年7月6日に行われた「特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会」において、同方針についての承認を得た。

この方針には、より具体的な事業の内容を定めるため、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備基本計画」の策定を行う旨の記載が盛り込まれており、この整備基本計画策定に必要な基礎資料の収集の一環として、①弘道館に関わる遺構の有無および深度を確認した上で、②弘道館の敷地境界に関わる構造物の位置、③弘道館内の建物の位置の3点についての情報を得ることを目的として、試掘調査を実施した。

第2節 調査に至る経緯

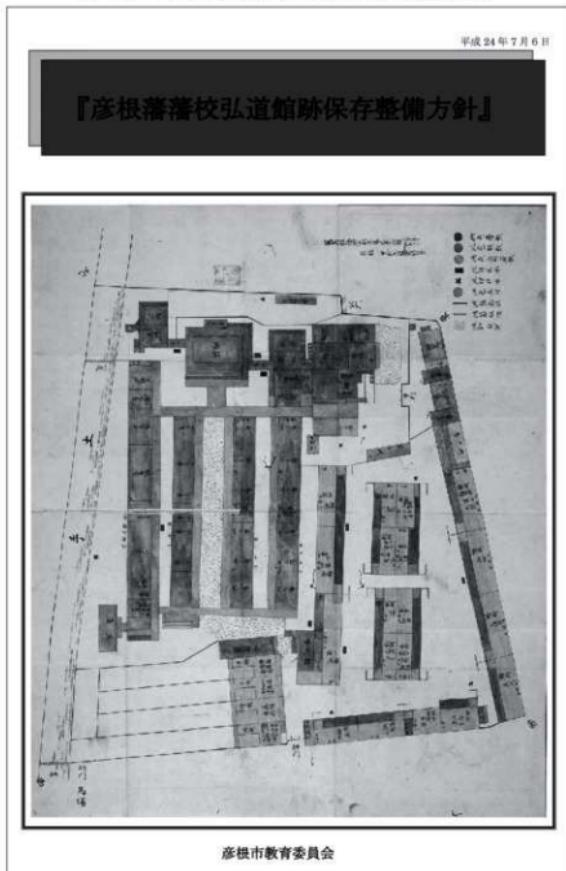
彦根市では、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業」の推進のため、平成24年6月に「彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針」を立案し、同年7月6日に開催した「特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会」において、同方針についての承認を受けた。

これにより、同方針の記載に基づく「彦根藩藩校弘道館跡保存整備基本計画」策定のため

の基礎資料収集作業として、現地の試掘調査を実施することとなった。

試掘調査の実施に際しては、事前に藩校弘道館に関する絵図資料である、文久年間に作成された「弘道館絵図」（彦根市立図書館所蔵）や、「日本教育史資料」「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」付録の「弘道館絵図」（彦根市立彦根城博物館所蔵）など、区域内の各建物の配置や機能が示された絵図についての詳細な検討を行ったうえで、弘道館敷地の縁辺部および弘道館時代の建物の痕跡を確認できる可能性が高い地点をトレーニングの設定地点として選定し、その位置については「特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会」において承認を受けた上で、この調査を実施した。

第3節 彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針



1. 藩校弘道館の位置と概要

位置と概要

藩校弘道館跡は、特別史跡彦根城跡第2郭の西側、現在の彦根市立西中学校の敷地内に位置する。江戸時代当時、この周辺には御作事所や家老格の重臣達の屋敷などが立ち並び、北方には長橋口御門、南方には舟町口御門など、第2郭と城下町とを結ぶ各通路にも程近い位置となっていた。

こうした当時の様子については、『御城下惣絵図』や『藩校弘道館絵図』などにおいて、その位置と詳細な建物の内容を知ることができる。

その歴史については、全国各地で藩校設立の機運の高まっていた状況を背景として、寛政6年(1794)に11代井伊直中のもとで藩校設立の決議、その3年後となる寛政9年に起工、同11年に「藩校稽古館」として開校している。

その後、開校から31年を経た天保元年(1830)には、12代直亮によって、洋学を取り入れるなどの改革を行うとともに、その名称を「弘道館」と改めた。そして明治4年(1871)の廃藩置県に伴う廃止により、約70年余の歴史に幕を降ろすこととなった。

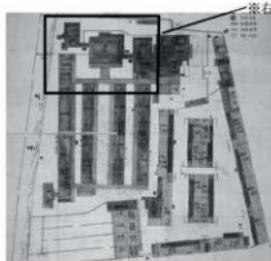
この間、弘道館には、井伊直弼の開国論に大きな影響を与えたとされる中川禄郎や、直弼の腹心となる長野義言など、優れた教授陣が関わっている。また、ここに学んだ人材としては、桜田門外の変後、藩政に重きを成した岡本黄石や、後に明治新政府の司法大臣となる大東義徹などが挙げられる。



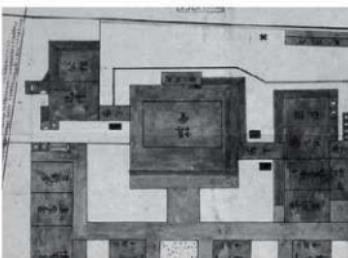
『御城下惣絵図』(部分)



『御城下惣絵図』(部分・拡大)



『弘道館絵図』



『弘道館絵図』(講堂部分)

藩校弘道館の施設について

藩校弘道館が位置していた地点は、現在の彦根市立西中学校の敷地内、グラウンド部分にあたるが、現状では地表面から観察できる遺構は無く、その地形は平坦である。

絵図によれば、右の写真的手前側には講堂を含む弘道館の中核部があり、写真左側に学問方、目付、稽古奉行などの詰める建物があり、写真手前中央付近に講堂、そのさらに右側には公館が位置していた。

そして、これらの南側、写真奥には教練関係の諸施設が位置しており、一之寮から四之寮までの座学を行う細長い4棟の建物群、そのさらに南側には砲術的場や剣術・槍術・居合・柔術といった、練武関係の施設群が位置していた。

また、弘道館の外部という位置付けにはなるが、その敷地の南側に隣接する形で馬場が設けられており、馬術などの教練に用いていたようである。

『日本教育史資料』巻三によれば、座学を行う一之寮から四之寮については、その家格や習熟の練度などにより、各々所属する寮が分かれている。また、その中においても六之席から一之席に至る階梯が設定されており、各々の席次は、建物の南側から北側、すなわち講堂などの施設群が位置する側へと近づくにつれて高くなっていた。



現況（北東より南西方向を望む）



弘道館跡の現状

西中学校グラウンドの北端については、かつての弘道館跡の境界ラインを踏襲する形となっている。また、その西端は中堀、東端は内堀沿いの道路により区画されていることから、概ね弘道館時代の境界と変化はない。一方、南端については、現在ではかつての武家屋敷があつた区画と一緒にとなっており、その境界については明確ではない。しかし、これら弘道館の施設群の位置は、概ね西中学校のグラウンドの範囲内に収まることは絵図より推定でき、その整備にあたっては、同グラウンドの大半に及ぶ発掘調査の実施が必要となる。

ただし、こうした復元整備を実施するにあたっては、同地が現在も西中学校のグラウンドとして使用されていることから、西中学校グラウンドを他の地点に確保するなど、種々の調整を行う必要がある。

この点について、彦根市教育委員会内における調整協議を実施したところ、

- ①中学校のグラウンドの必要面積は、児童数に応じて一定の基準がある。
- ②現在、同校の生徒数は減少傾向にある。
- ③上記の理由により、グラウンド全面積の一部について、余剰面積が発生している。
との見解を得ることができた。

のことから、現状で試掘調査等、全体計画の策定に必要な情報を得るために作業を行う場所としては、その余剰する面積分を対象として実施することが望ましいと考えられる。

2. 保存整備の基本理念と基本指針

基本理念

保存整備計画の対象である藩校弘道館跡は、特別史跡彦根城跡内に位置する、かつての彦根藩の藩校跡である。特別史跡彦根城跡は、戦国時代の最末期から江戸時代の初期にかけて築かれた、戦乱の時代から平和な時代への移行期の状況を体現する、わが国の中でも稀有な史跡の一つである。

特別史跡彦根城跡は、この彦根市の歴史を語る上で欠くことのできない貴重な資産であり、弘道館跡についても、これに付随するものとして、重要な歴史的価値を持っている。しかし、現状では市立西中学校の敷地内となっているということもあり、その歴史的な価値に対する、個別的かつ十分な保護・活用策を講じるには至っていない。

このため、藩校弘道館跡の保存整備にあたっては、その歴史的な価値に鑑み、将来へ渡り、永く資産として守り継いでいくため、十分に遺構の状況を把握し、その保護措置をとるとともに、より適切な形での保存と有効活用を図っていくことを目的として実施するものである。

保存整備に関わる基本指針

藩校弘道館跡については、『特別史跡彦根城跡整備基本計画報告書』（平成4年6月）（以下、報告書）において、次の2つの事項が指針として示されている。

①「城下町に現存する弘道館の一部を移築復元し、あわせて藩校全体を復元的に整備」

→ 藩校弘道館の、かつての講堂であった建物が、大正12年、現在の彦根市中央町に移築されて現存している。現在では「金龜会館」と呼称されているこの建物は、弘道館に関わる建物としては現存する唯一の建物であり、報告書にある「城下町に現存する弘道館の一部」とは、この建物のこと是指している。

しかし現在、建物の老朽化が進行しつつあり、その解体修理を実施する必要が生じている。このことから、藩校弘道館の旧講堂部分については、藩校弘道館跡の復元整備に伴い、本来の位置において、解体修理後の復元作業を行う。

②「弘道館の建築の一部を復元的に整備し、市民ギャラリーとして文化活動の施設として活用」

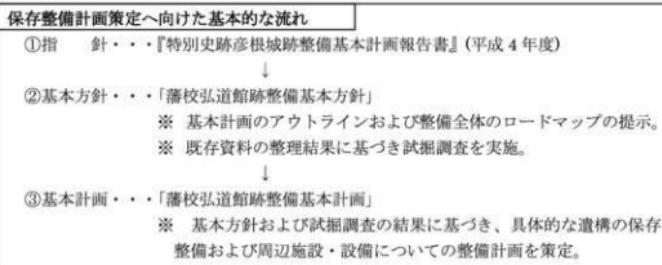
→ 元来が藩校、すなわち教育施設の一部であることから、弘道館に存在していた建物の一部を復元整備し、彦根市域における文化・芸術・学問その他の文化的活動拠点の1つとして活用を行う。

上記2点の事柄については、いずれも計画について、大枠での指針を定めたものであり、実際に事業を実施するにあたっては、さらに多くの検討すべき事項がある。

従って、以下では計画を具体化するために必要となる諸条件について検討を行い、藩校弘道館跡保存整備事業にかかる基本方針の策定と、その後の流れについて具体的な説明を行う。

3. 藩校弘道館跡保存整備基本方針

藩校弘道館跡保存整備基本計画策定の手順



基本計画策定のための諸要件として

①発掘調査の実施

「基本計画」の策定に際しては、その基礎となる遺構の把握が不可欠である。しかし現状、地上にはかつての痕跡がほとんど認められないことから、弘道館に関する遺構の残存の有無、あるいはその残存状況を確認するために、発掘調査を実施する必要がある。

発掘調査では、まず試掘調査により①遺構面までの深度、②残存状況、③遺跡範囲等の情報の把握を行い、その後に本発掘調査を実施することで、円滑な発掘調査の遂行に資するものとする。

また、調査にあたっては、特別史跡彦根城跡内に位置する遺構であるという重要性に鑑み、遺構の状況・性格を把握するために必要な、最低限度の掘削に留める。

②文献資料の研究

現地調査の実施と併せて文献および絵図との対比を行うことで、検出された各遺構と文献資料との両面から、それら遺構に対する歴史的評価を行う。

特に各建物の名称については、復元整備時の遺構表示あるいは説明版にも使用することから、絵図などにより十分に検討を行う。

③遺構の保存方法

発掘調査により把握された遺構については、適切な保存処置をとることが求められる。施設の整備と活用は、この処置を十全に施した上で行うこととする。

遺構の保護に際しては、保護層として遺構面から30~50cm程度、砂質土による保護層を設け、本来の遺構が傷まないよう、処置を行う。建物等、検出した遺構の復元については、この上部において実施するものとする。

④復元整備

特別史跡彦根城跡内における史跡の整備は、江戸時代後期の状況に復する形で行うこととされている。このため、藩校弘道館跡における復元整備についても、発掘調査によって

検出された各遺構を、『弘道館絵図』等の諸資料との対比を行うことで、その構築された年代を正確に評価していく必要がある。この作業により、最終的に復元整備を実施する際の基礎情報とする。

整備後の最終的な状況としては、内堀沿いの道路との境界には、絵図に記載のある板塀・高塀等を修景的に復元し、弘道館跡の内外を隔てる区切りとする。

弘道館跡の内部については、彦根市中央町に移築されている旧講堂を、発掘調査の成果に基づいて本来の位置へと移築・復元する。

その他の建物部分については、遺構表示として、立体もしくは平面的な素材により、礎石等の位置の明示を行う。また、建物以外の空間については、絵図に高塀・板塀・白洲・土間等の表記がある部分はそれを再現、あるいは平面的な素材による遺構表示とし、他の空間については芝生張りを基本とする。

復元内容

- 外 構・・・板塀・高塀など。絵図の記載に基づき復元的に整備。
- 旧講堂部分・・・金龜会館の移築・復元。
- その他の建物・・・礎石等の位置を立体、あるいは平面的素材により位置を表示。
- その他の遺構・・・高塀、板塀、白洲、土間等については、立体あるいは平面的素材により遺構の位置を表示。
- その他の空間・・・芝生張りを基本とする。

※上記については、各々解説版を設置し、建物名、その詳細などを表示する。また、礎石などについては、可能であればレプリカなどによる立体的な整備を行い、直感的に往時の状況を想像できるようにする。

4. 彦根藩藩校弘道館跡保存整備基本計画の策定にむけて

計画の概要

事業名：彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業

総面積：8,500 m²

(※第1・第2工期に区分して実施。)

彦根藩藩校弘道館跡保存整備計画策定のためのアウトライン

藩校内の2つの領域

藩校弘道館跡については、その建物の役割から、弘道館の中核機能を担う北側の区画と、実際の学習を行う南側の区画との2つに大別される。

前者については、主として稽古奉行、学問方、目付などの諸役が詰めた建物や講堂、公館など、いわば弘道館の中核機能を担う施設群が位置しており、通常の学習および弘道館の運営にかかる一切の業務を執り行っている。

また後者については、四書五経などの座学や、剣術・槍術などの武芸を学ぶための学舎群などから構成される、いわば教練のための区画となっており、特別な行事を除く通常の学習は、この区画において実施されていた。

保存整備の工程

藩校弘道館跡の保存整備にあたっては、上記による区分に従い、全体を2区画に分けて、その整備を実施していくこととする。

各々の区画についての現状としては、藩校中核部が位置する北側の区画については、西中学校グラウンドの北端にあたり、現況では平坦な草地となっている。この地点は、グラウンドとして主に利用される区域からは外れでおり、使用頻度が比較的低く、また校舎から最も遠い地点であり、先にも挙げた児童数減少に伴う面積の余剰という点においては、この地点を持って、その余剰面積とすることが最も適切であると考えられている地点である。

また、残る南側の区画、弘道館の教練関係施設が位置していたこの地点については、その区画の整備に際して、事前に西中学校グラウンドの移転、あるいは近在する滋賀大学グラウンドの利用等の処置が前提となる。

こうした状況に鑑み、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備事業」の実施にあたっては、第1期を前者、藩校の中核部が存在していた北側の区画をその最初の着手地点とし、後日、周辺の諸条件が整い次第、第2期として南側区画の調査および保存整備に着手していくこととする。

5. 第1期保存整備事業の工程について

保存整備にあたって

保存整備の対象となる範囲は、藩校弘道館跡の面積約 8,500 m²である。発掘調査および保存整備については、全体を 2 次の工程に分けて実施する。また、その第 1 工程となる第 1 次発掘調査および整備計画については、彦根市立西中学校敷地の北端、校舎から最も遠い地点にあたるグラウンド北端部の一帯を第 1 次調査の対象地とし、以降の作業を進めていくものとする。

以下、保存整備および派掘調査の工程について、その概要を述べていく。

第1次発掘調査について

第 1 次発掘調査については、彦根市立西中学校の敷地内、グラウンドの北端部一帯を対象として実施する。この調査は、「藩校弘道館跡保存整備基本方針」にのっとり、「藩校弘道館跡保存整備基本計画」の策定に資するための調査として実施する。

その主な目的は、弘道館北側に位置していた遺構群の内容・位置の確認および、弘道館の範囲確認の 2 点であり、特に今回対象となるこの一帯には、弘道館の表門・公門・公館・講堂などのほか、藩校内部の主要な建物が集中するなど、弘道館の全容を把握する上で、重要な地点として位置づけられる。

以下、第 1 次発掘調査計画および保存整備にかかる流れを説明する。

第1次発掘調査計画

対象地点：金龜町（彦根市立西中学校グラウンド北端部）

予定期：試掘調査：平成 24 年 10 月～12 月（予定）

：本 調 査：平成 25 年 4 月～9 月（※試掘結果・その他により前後。）

目 的：藩校弘道館跡保存整備計画策定および整備計画実施のため。

第1次発掘調査及び復元整備工事に伴うタイムスケジュール（予定）

平成 24 年度（試掘調査）

4～6 月 整備方針の策定・第 1 次発掘調査に伴う試掘調査計画立案。

7 月 城跡委員会（整備方針・試掘調査計画の策定）

現状変更申請。

10 月 現状変更許可。

試掘調査開始。

11 月 試掘調査完了。

第 1 次本発掘調査計画の策定。

12 月 城跡委員会（試掘調査の結果報告、第 1 次本発掘調査計画の策定）

現状変更申請。

3 月 本発掘調査実施準備。

現状変更許可。



平成 25 年度事業へ

平成 25 年度（本発掘調査・解体設計・解体調査）

(※試掘調査の結果、遺構が確認された場合の予定)

(第 1 次本発掘調査)

4 月 本発掘調査開始。

(解体設計・調査)

⋮

7 月 城 跡 委 員 会 （調査状況報告・解体設計着手報告）

9 月 第 1 次本発掘調査終了。

7 月 解体設計・解体調査の契約。

解体設計着手。

9 月 解体設計完了。

10 月 解体工事着手。

12 月 城 跡 委 員 会 （発掘調査・解体調査の結果報告）

3 月 解体工事完了。

現状変更申請。

（復元工程）

平成 26 年度（復元設計）

4 月 復元工事設計着手。

3 月 復元工事設計完了。

平成 27 年度（復元工事）

4 月 復元工事着手。

平成 28 年度（復元工事）

3 月 復元工事完工。

6. 第1次発掘調査区域の設定について

第1次発掘調査区域の設定

第1次本発掘調査における調査区域は、彦根市立西中学校グラウンドの北端部一帯(右図参照)である。調査にあたっては、まず平成24年度に試掘調査の実施し、本発掘調査はその結果を受けて、概ね下図に示す範囲を対象として実施する。

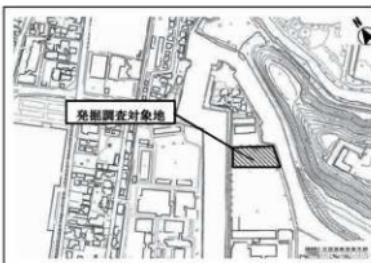
また、調査の状況に応じて、遺構の性格、あるいは弘道館の範囲などについて確認する必要が生じた場合には、必要最小限の範囲においてトレントの追加、調査範囲の一部拡大を行う。

試掘調査の対象

試掘調査は、次の事柄の確認を目的として行う。

1. 弘道館に関わる遺構の有無および深度。
2. 弘道館敷地の境界に関わる構造物の位置。
3. 弘道館内に位置する建物の位置。

→この結果に基づき、本調査範囲を確定する。



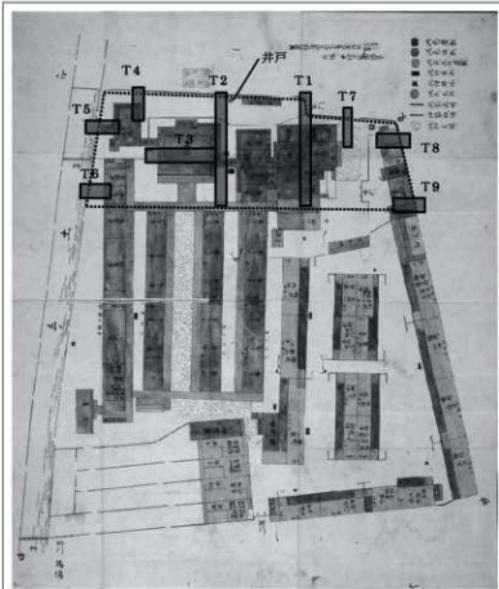
トレントの位置について

試掘トレントは、右図のとおり設定する。T1・T2については、敷地境界の屈曲や井戸など、現在でもその名残が確認できる箇所を起点として設定した。T3については、T2から派生させる形で設定し、主として講堂付近の状況確認を行う。

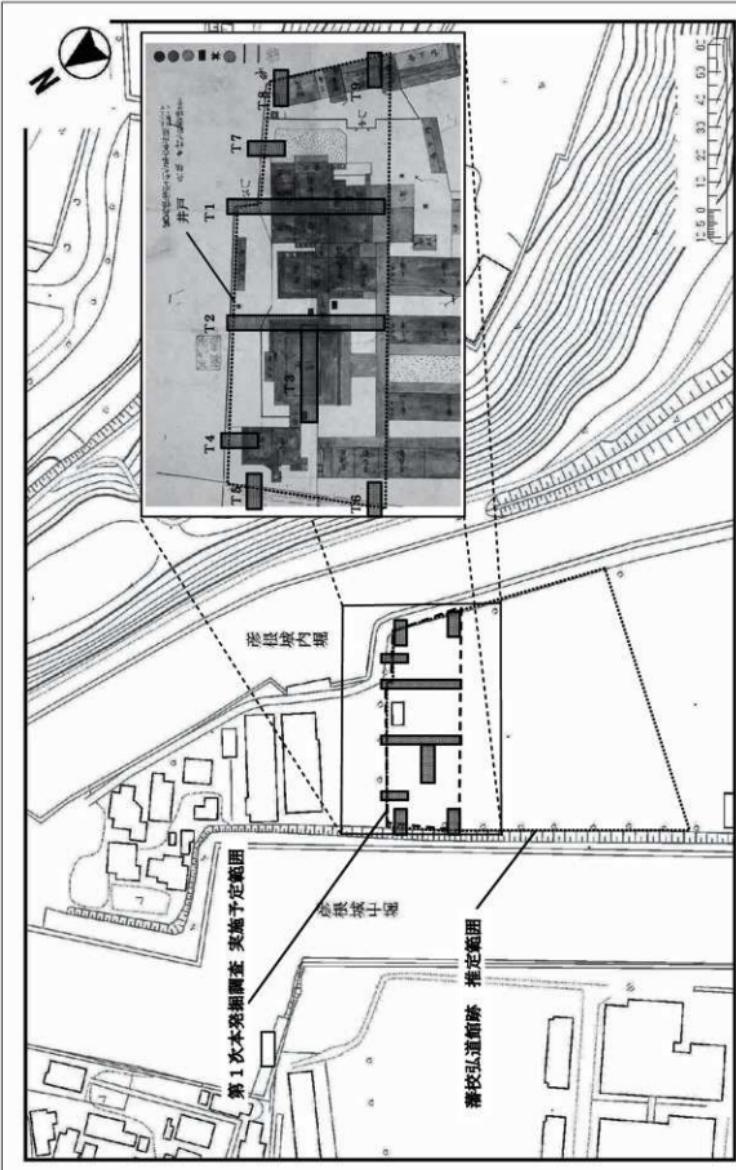
この他のトレントT4～8については、藩校弘道館跡の範囲確認を目的として設定したものであり、併せて周辺施設の配置についても確認する。

→上記の調査成果に基づき、本調査の実施計画を策定します。

また、この試掘結果と本調査の実施計画については、次回の城跡委員会において、再び諮問にかけさせて頂きます。



試掘調査 トレーンチ位置図



第4節 絵図資料の検討

試掘調査の実施にあたっては、主として2枚の絵図をもって、トレント設定の参考資料とした。その絵図とは、江戸時代の末期、文久年間に作成されたと考えられる「弘道館絵図」と、明治16年頃に作成された『日本教育史資料』「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」付録の絵図で、文久年間以降の絵図を下絵として、それ以降の時期に増築された施設を追記して作成された「弘道館絵図」の2種である。

これら2枚の絵図の内容については、『日本教育史資料』の記述の中で、文久3年に設置されたと記載されている砲術射的場がともに描かれており、その平面形状や位置などについても、ほぼ同様の描写となっていることから、基本的にはどちらも弘道館の最終段階に近い時期、文久3年以降の状況を描いているものと考えられる。

このほか、建物の棟数・規模・名称・大まかな平面配置など、その多くの点においては記載内容が一致する一方で、弘道館敷地の北東部にある、稽古奉行・目付などの記載がある建物については、2枚の絵図で間取りが異なっており、単に表現方法や測量上の誤差に留まらない相違点が数箇所ある。

以下、各々の絵図の特徴と、この相違点の意味、またこれに基づく各絵図の資料的意義について記述する。

【文久年間に作成された絵図】

文久年間に作成された「弘道館絵図」（彦根市立図書館所蔵）の最大の特色は、建物その他の構造物等の規模について、細かく間数による表記が行われていることである。また、この表記が行われた箇所の線分の長さは、記入された数値に対して一定の比率を保持していることから、この絵図内の描写は、一定の規格に基づく、比較的精度の高いものであることが分かる。

ただし、この絵図において注意すべき点としては、内部の描写は一定の規格のもとに統一されていると考えられるが、弘道館の敷地範囲外については、やや精度が低いと考えられ、絵図に描かれた弘道館敷地境界のラインと、敷地東側の道路幅あるいは内堀までの距離は、絵図内の統一規格に基づく測定結果と現況とでは一致しない。

このため、この絵図については、弘道館内部については、一定の精度で当時の状況を正しく伝えている一方で、より広域を描いた他の絵図や現況の地形測量図との整合に際しては、注意を要する絵図である、と言える。

【明治期に作成された絵図】

『日本教育史資料』「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」付録の「弘道館絵図」（彦根市立彦根城博物館所蔵）は、上述の文久年間に作成された絵図と、ほぼ同時期の絵図を写したものであると考えられる。ただし、その底本とされたものは、上記の絵図とは異なるか、もしくは他の文献や絵図からの情報を合成して作成していると考えられる。具体的な両者の相違点としては、建物の規模については文久年間の絵図が詳しく、各建物で教授していた武術

の内容や担当師範の名前等については、明治期の絵図がより詳しく記載しているなど、建物の配置・間取以外の情報面において、特徴が現れている。

他方、類似する点としては、各建物の間数等の情報については、記入された数値（間数）に対する線分の長さが一定の比率を保持しているという点においては前者と同様であり、2枚の絵図を同一の縮尺に揃えた場合には、各建物の規模は概ね一致する。しかし、単純に2枚の絵図の縮尺を揃えて重ね合わせただけでは、建物の平面配置までは完全には一致しないことから、両者の間には若干の誤差が存在しているようである。

この絵図の価値を見定める上で重要なのは、やはり時系列上で後出のものとなることから、新たな施設の追加や間取の変化など、描写の変更が見られる、という点である。

ここに追加された新たな施設・間取としては、講堂の「文武二神」および北側・東側の縁の表現や、「稽古奉行」東側の「坊主」、「式臺」北側の「下役」、同建物の南側に位置する「小使」・「金屋」などが挙げられる。このほか教練関係の施設には、便所と見られる施設が追加されている様子が伺える。

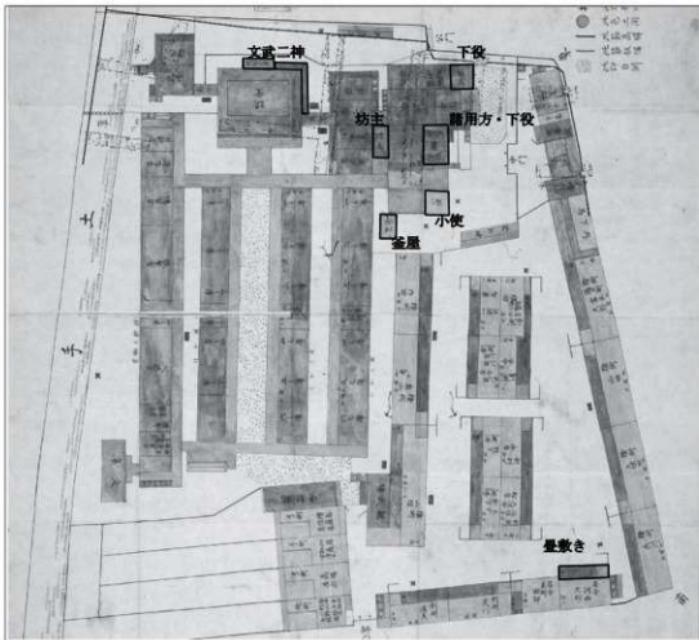


図6 明治16年の絵図における描写変更箇所・名称
(『日本教育史資料』「卷三 諸藩ノ部 東山道 萩彦根藩」付録 明治16年頃)

この変化は、前述の絵図が描かれた文久三年以降、「日本教育史資料」「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」が出版された明治16年当時までの期間における施設の改変状況を反映していると考えられ、ここに現れた2枚の絵図の相違点は、文久年間以降、明治時代に入ってから実施された、「文武館」「学館」「学校」等の名称変更が行われた時期、もしくは、弘道館廃絶後にこの建物をそのまま利用することとなった金龜教校の活動に関連して、明治9年の運営開始以降に実施された増改築によるものである可能性が考えられる。

以上の事柄から、この絵図については、江戸期に作成された絵図と同様、一定範囲において図面としての高い精度があると考えられ、幕末から明治時代の初期にかけての弘道館建物の最終的な姿を知る上で、欠くことのできない資料であると言える。また、江戸時代後期の遺構との比較検討を行う上では、その扱いに注意する必要がある一方、検出された遺構の中から明治期以降の新しい構造物を判別する上では、貴重な参考資料であると言える。

【総合的な評価として】

江戸時代の末期、文久年間に作成されたと考えられる「弘道館絵図」と、明治16年頃に作成された「日本教育史資料」「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」付録の絵図の2枚の絵図については、その表現に関して、双方ともに比較的高い精度を保有していると考えられる。

特に前者は文久年間当時、江戸時代後期の状況をそのまま示しており、言わば、現在復元を図ろうとしている時代そのままの姿を示しているという点において、「彦根藩藩校弘道館保存整備事業」全体の目標すべき最終モデルとして、最も重視すべき絵図であると言える。しかし他方、弘道館跡全体が後世に改変を受けていることを考慮すれば、この絵図単体での検出遺構との比較検討は、遺構の評価・位置付けを考える上で、他の新しい時期の遺構と混同してしまう危険性がある。

また、純粹に絵図上での描写という点においては、文久年間の絵図には「文武二神」の表現が無く、明治期の絵図においては、この記載が追加されており、これが、幕末以降、新たに付け加えられた要素であるように読み取ることができる。しかし、これについては、「日本教育史資料」にまとめられた、稽古館開校時の記録や、年始の行事についての既述など、講堂内の「文武二神」に触れる既述が複数箇所見られることから、後に建物の構造を改変したかどうかは不明であるものの、当初からその祭壇は、講堂内のどこかに設けられていたものと考えられる。しかし、この点については、既知の絵図資料や文献記録から判断することは難しく、建物の解体調査と併せて総合的に判断を行っていく必要がある。

このほか、両絵図間での描写の異同については、上述した時期差による間取の変更などを除けば、建物の平面配置に若干の誤差が存在するものの、建物の棟数や配置などについての大きな違いではなく、基本的に一致する。

しかし、前者は敷地外部の表現についての精度が低いことにより、また後者については江戸期の状況をそのまま表現しているとは言い難いことから、ともにその利用法には、一定の限界が存在する。

このため、試掘調査によって検出した遺構の評価にあたっては、江戸時代の絵図を基本的な判断材料としながらも、明治16年作成の絵図についても併せて比較検討を行うことで、慎重に判断をしていく必要がある。

【弘道館関係建物の変遷】

①絵図資料から（江戸期～明治16年頃）

文久年間に作成された「弘道館絵図」によれば、弘道館敷地北端の東側には学問方・目付、稽古奉行などの詰める建物があり、同じく北端の中央付近に講堂、そのさらに西側には公館が位置していた。また、これら各施設の南側には教練関係の施設が位置しており、一之寮・二之寮・三之寮・四之寮と記載された、読み書きその他の座学を行うための建物が4棟位置している。これらの建物について、「日本教育史資料」卷三によれば、座学を行う一之寮から四之寮については、その家格や習熟の鍛錬などにより、各々所属する寮が分かれており、またその中においても六之席から一之席に至る階級が設定され、各々の席次は、建物の南側から北側、すなわち講堂などの施設群が位置する側へと近づくにつれて高くなっていた。また、この一から四までの各寮のうち、四之寮については最も高度な学問を修めるための場所となっており、その構造は2階建てで、さらにはその南端に位置した天学寮については「三層楼」であったと記述されている。また、この四之寮の南西端には、書庫が付設されていた。

こうした、座学全般を行っていた各寮の東側及び南側にかけては、砲術射的場の描写や「剣」「戈」などの標記があり、ここに練武関係の施設群が位置していたことが分かる。また、弘道館敷地の東端部および南端部分についても、こうした練武関係の建物が、内外を隔てる屏の役割も兼ねる形で設けられていた。

そして敷地東端部の北方には「表門」と「公門」と標記された2つの門が設けられており、前者は弘道館に通学する一般生徒の通用門として使用されていた門であり、その両脇には番所が位置していた。また後者については、藩主の一族が弘道館を訪れる際の門として使用されており、その入場に際しては、この公門を潜ったのち、弘道館北西端に位置する公館へ入り、ここから講堂へと進むという経路をとっていたようである。

これら絵図に記載のある各建物については、その各々の役割から、弘道館の中核的機能を担う北側の区画と、実際の学習を行う南側の区画の2つに概ね大別される。

前者については、主として稽古奉行、学問方、目付などの諸役が詰めた建物や講堂、藩主一族が藩校へ来訪する際に利用していた公館など、弘道館の運営に関わる機能を持った建物や、その他の重要施設が位置する区画となっていた。

また後者については、四書五經などの読み書きをはじめとした座学一般や、剣術・槍術・弓術・砲術などの武芸を学ぶための学舎群から構成される、いわば教練のための区画となっていたり、特別な行事を除く通常の学習は、この区画において実施されていた。

以上のような建物の配置状況は、同じく文久年間以降の絵図を下絵として写されたと考えられる「日本教育史資料」「卷三 諸藩ノ部 東山道 舊彦根藩」付録の「弘道館絵図」（明

治16年頃作成）においても同様に描写されており、時期差による若干の間取の変更など、描写が異なる点はあるものの、建物の棟数および基本的な形状・位置関係などについては概ね変更されていない。

なお、この2枚の絵図が作成された文久3年から明治16年までの間には、明治4年の廃藩置県に伴う藩校の廃止があり、明治9年にはその跡地と建物の一部を引き継いで、金龜教校が設立された。

②大正6年の新聞記事から（明治9年～大正6年）

弘道館の諸施設について、その廃絶後の経緯については、「大阪朝日新聞京都附録」（第壱萬二千八百廿八號 大正6年10月1日発行）にその概略が記載されている。

それによれば、明治4年の藩校廃止後、明治9年に西本願寺が金龜教校創設のため、井伊家から弘道館の建物・土地を譲り受けている。そして、明治「二十三年頃に至り、右の建物の中講堂及び集議所の如き重要建物は其儘保存し其他の不要建物及び土地約半数は此を他に売却した」とされていることから、この時点において、弘道館関係の建物の大半が解体された可能性が高いと考えられる。

こののち、金龜教校は金龜佛教中学、第三佛教中学と2度の改称を経ており、この2度目の改称時には、弘道館の「校舎隣接地一萬坪」が彦根町から寄付され、かつ西本願寺側からは、建築費「壱萬六千餘圓」を投じた新校舎が、拡張された敷地の南端付近に建設されている。

なお、この新たに建設された校舎については、後に町立彦根商工学校の校舎として利用されており、その位置は現在の彦根市立西中学校の校舎が位置する地点とはほぼ一致している。しかし、この位置については、武家屋敷が立ち並んでいた区画にあたることから、これによる藩校弘道館跡の遺構への影響はない。

この後の明治42年、第三佛教中学は京都へ移転することとなったため、寄付を受けた土地については、この校舎とともに、彦根町に再び寄付されることとなった。

そしてその跡地となった、新校舎を含む南側の部分については、明治44年に町立彦根工業学校として利用されることとなり、北側部分については本願寺慈善財團の事業として、翌45年に彦根養老院が設立されることとなった。

養老院については、その当初に「弘道館建物の保存」を条件として設立が認められていることから、この時点においては、金龜教校創設の際に藩校弘道館時代から引き継いで残ってきた建物については、依然として残存していたものと考えられる。

しかし、この新聞記事が掲載された大正6年、彦根の地で陸軍大演習が実施されることとなり、その際の大宴会場の設置場所として、この養老院がある弘道館跡地が選定され、これに伴い養老院の建物を解体する必要が生じた。

この問題について西本願寺側は、立ち退きの条件として、「千四百二十九坪七合の土地は之を彦根町に寄付する報償として七間四面の講堂及び五間四面の集議所とは他日本願寺側が

適當の地を撰び養老院を改築する際町費を以て移築を望む」との要求を提示している。

これについては、その後の事実として講堂および集議所（弘道館時代の公館）が、現在中央町に移築されて保存されていることから、この要求は概ね受け入れられたものと思われる。

以上の事柄をまとめると、藩校弘道館跡の建物の変遷としては、まず金龟教校が設立された明治9年から明治23年頃の時期にかけて、講堂・集議所（公館）などを除いた、複数の建物が当地から失われた。そしてそれ以降の金龟佛教中学・第三佛教中学などの時代においては、その状況が継続して維持されるが、大演習が行われた大正6年の段階に至り、残されていた講堂及び公館についても解体・移築が行われた、という状況が理解できる。

③調査地点の現状

上記の各絵図資料と現況の地図・地籍図・地形図などを比較すると、彦根市立西中学校グラウンドの北端は、かつての弘道館跡の境界ラインをほぼ踏襲しているものと考えられる。また、その西端は中堀、東端は内堀沿いの道路により区画されていることから、概ね弘道館時代の状況と変化はない。また、弘道館跡敷地の東端部には石列が一部露頭しており、これが当時の敷地境界をなしていた石列、あるいは石垣の痕跡であると考えられる。

一方、弘道館南端の境界ラインについては、現在では、西中学校のグラウンドとして、かつて武家屋敷があった部分と一体の区画となってしまっていることから、その境界について、地表面の観察から明確にこれを判断することはできない。しかし、弘道館敷地の南限については、「御城下惣絵図」（彦根城博物館所蔵）における弘道館の表現と、現在の地籍図におけるグラウンドの中ほどを東西方向斜めに横断する筆界線の位置とがほぼ一致していることから、弘道館の南側の境界をこの近傍に見出すことができる。

第5節 発掘調査の内容および実施方法

特別史跡彦根城跡内の藩校弘道館跡における今回の試掘調査については、国庫補助事業として、「彦根藩校弘道館跡保存整備方針」に記載された内容に基づいて実施した。

①彦根藩校弘道館跡保存整備方針について

この「彦根藩校弘道館跡保存整備方針」においては、絵図・地籍図・文献資料等の調査によって得られた情報をまとめたうえで、弘道館敷地範囲内における地下遺構の有無を確認するための試掘調査を実施することとしており、これにより良好な残存状況が確認された場合には、整備計画作成のため、当該区画の本発掘調査を実施するものとしている。

藩校弘道館跡の保存整備については、①試掘調査、②保存整備基本計画案の策定、③保存整備対象地の本発掘調査、④保存整備基本設計案の策定、⑤実施設計、⑥整備事業実施という作業工程を経て、広大な敷地範囲を有する藩校弘道館の全域を整備していくこととなる。しかし、藩校弘道館の敷地範囲が広大であることから、弘道館の整備区域を2つの区域に分割して保存整備事業を実施するものとし、その区域の分割にあたっては、藩校弘道館北側に

位置する藩校の中心的機能を有する重要施設群を第1工区、南側の教練施設群を第2工区として区分することとした。

この2つの工区について、着手の手順としては、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針」の中において、まず最初に第1工区の保存整備を実施することとしている。

この理由として、藩校弘道館跡の南側部分については、同地が現在も西中学校のグラウンドとして使用されていること伴う、種々の調整を行う必要があったことが挙げられている。

この問題について彦根市教育委員会内における調整協議を行ったところ、現在の西中学校グラウンドの総面積から、学校教育法に定められた西中学校の生徒規模に対するグラウンドの必要面積を差し引いたところ、現状で約2,000m²の余剰面積が発生しており、その部分であれば、整備事業を実施することによる西中学校の学校活動上の問題はない、との見解を得ることができた。

これを受けて、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針」においては、保存整備事業の円滑な推進のため、第1期事業の対象地として、その余剰面積部分を対象とすることが望ましい、としている。

そしてこの余剰面積である約2,000m²という面積については、第1工区として設定した区域の面積が、ほぼこの広さに相当することから、この第1工区を第1期事業の対象地として決定し、南側の教練施設群については、第2期事業対象地として位置付けることとなった。

今回の試掘調査は、こうした『彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針』の記載に基づき実施するものであり、弘道館南側の区画については、平成25年度以降に試掘調査を実施する予定である。

②発掘調査についての考え方

彦根藩藩校弘道館発掘調査は、上記の保存整備事業の推進のため、その基礎データを得るために行うものである。

発掘調査についての基本的な考え方としては、調査対象地が特別史跡の指定範囲内であり、また保存整備を目的とした調査であることから、地下遺構の保存を前提として調査を実施することとし、調査方法については、基本的に現代のものであることが確かな造成土を除去したうえで、江戸期の遺構面の検出作業を行った。また、平面での遺構確認を原則とし、時期や性格の判断がつかない遺構のみ、必要に応じて一部半裁等を実施した。

近代の遺構については、その変遷を確認していく必要があることから、図面・写真等による記録保存を行いつつ、江戸期遺構面の検出を行うこととした。

また、試掘調査終了後には、掘削を行った各トレンチの遺構面を保護するため、土嚢およびシートを設置することにより、遺構面の十分な保護策を講じた上で、埋め戻しを行った。

③トレンチの設定方法について

トレンチの設定にあたっては、既述の2枚の絵図を参考に、両者ともに記載のある建物および、弘道館敷地境界の検出が想定される地点を選択して設定した。このトレンチの設定位

置については、「特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会」において承認を受けた上で、これを設定した。

また、試掘調査によって検出された各遺構の比較検討・評価にあたっては、文久年間に作成された絵図を基本としつつ、明治時代に作成された絵図との照合も併せて行うことで、近代の遺構のピックアップを行い、江戸時代の遺構を絞り込んでいくこととする。

④平成24年度調査の内容

藩校弘道館跡の試掘調査は、平成24年11月30日から平成25年3月29日の期間において実施した。

調査は、「彦根藩藩校弘道館跡保存整備方針」の記載内容に基づいて、藩校弘道館の北側、講堂・公館、そして稽古奉行や目付が詰める建物など、弘道館の中核的機能を持った施設群がまとまった区域、約2,000m²を対象として、その範囲内に大小9本のトレンチを設定し、弘道館敷地の範囲と各種建物の位置についての概要を捉えることを目的とした。

各トレンチの規模については、地点ごとに形状・規模などに若干の誤差が生じたが、概ねT1・T2が長さ約30m×幅約2m（約60m²）、T3が長さ約15m×幅約2m（約30m²）、T4～9については長さ各約10m×幅約2m（約20m²）を基本として設定した。

掘削作業については、重機を使用して表土層（厚さ約10cm）を慎重に除去し、それ以下においては人力掘削により、数cm単位、土層単位での土砂の除去を行った。また、調査記録の作成については、平面図を1/20の精度で作成すると共に、必要に応じて断面・立面図等の作成を行い、各トレンチの位置については、1/200の精度で平板測量を行った。また、1/100、1/250、1/500の各精度により弘道館跡周辺の現況測量図を作成し、保存整備事業の基礎資料とした。

掘削および上記各記録作業の終了後には、遺構保護のために、土嚢およびシートの設置等による十分な保護処置をとった上で埋め戻し作業を実施した。

トレンチは、T1から9まで設定しており、T1は、弘道館北東部に位置していた、稽古奉行や目付などが詰めていた建物の中央付近に当たるよう設定を行った。また、T2・T3については、T1と同じ 建物の西端部、もしくは講堂の痕跡を捉るために設定した。T4・5については弘道館の西端、中堀に面した土壠の状況と、その形状・構造の確認を主たる目的として設定した。T6については、「公館」と書かれた建物の痕跡の把握のため。また、以下のT7・8・9については、弘道館敷地の範囲確定を目的として設定することとした。

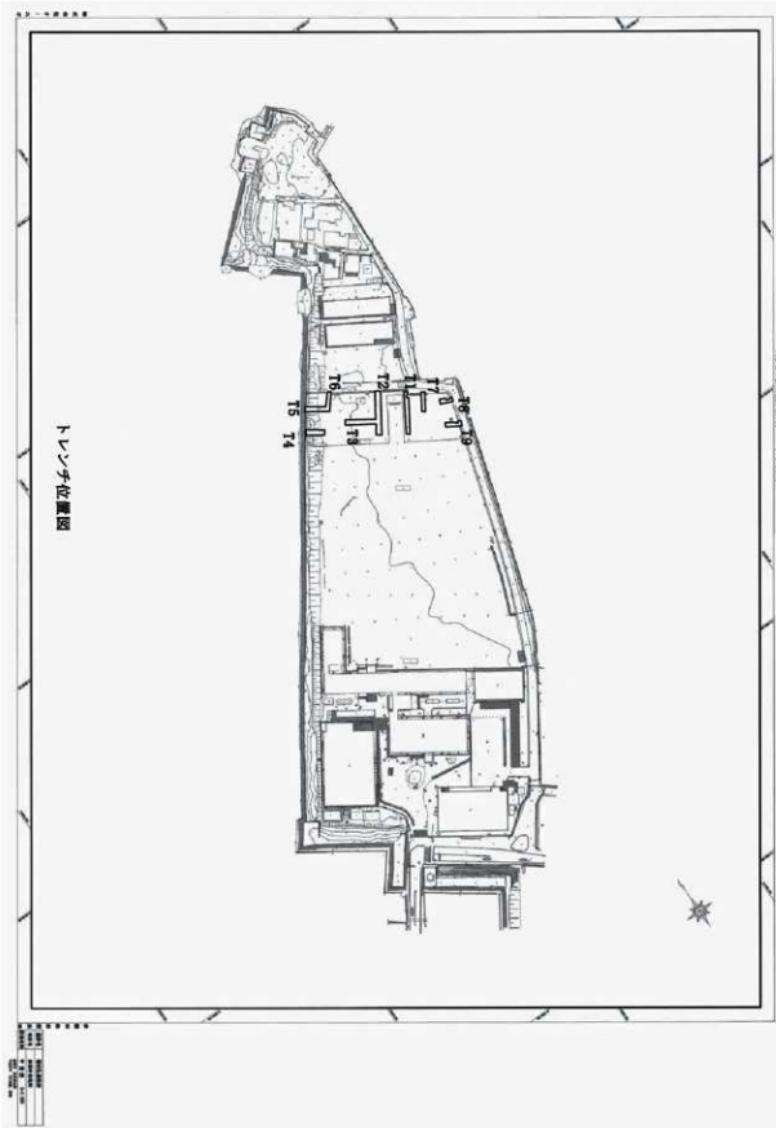


図7 現況測量図上の平成24年度調査トレンチ配置図

第6節 発掘調査の成果

基本層序

藩校弘道館跡は、現在では彦根市立西中学校のグラウンドとして利用されている。当地は、明治期には金龜教校、金龜佛教中学、第三佛教中学として、大正時代には彦根町立工業学校や、陸軍大演習の宴会場として利用されるなど、江戸時代以降、複数の施設の敷地として変遷をたどってきた。また、昭和期には彦根市立西中学校のグラウンド整備に伴い、造成が行われるなど、当該地点については複数時期にわたる大規模な改変を受けている。

試掘調査の結果、現地表面から約20cm程度の厚みで、表土および昭和30年代に行われた西中学校グラウンドの造成工事に伴う造成土層などが堆積しており、この造成土下において、江戸時代当時、藩校弘道館時代の遺構および遺構面が残存している状況を確認した。

基本的な層序としては、①暗褐色土（表土）、②明黄褐色土（昭和30年代のグラウンド造成土）、③褐灰色土（近代の遺物包含層）、④暗褐色土層（江戸期遺物包含層）、⑤褐灰色砂利層（江戸期遺物包含層）、⑥赤褐色土層（江戸期造成土）などとなっており、①～②層は現代の造成土、③層は大正～昭和初期の堆積土、④層は、明治時代以降の堆積土、⑤層は江戸時代、弘道館が存在していた時代から弘道館が廃絶するまでの最終段階の生活面、⑥層以下は、江戸時代の造成土層となっていた。

これらのうち、⑤層（砂利層）については地点ごとに厚みが異なるが、主として調査区西側を中心に、広い範囲に分布する堆積層である。この層は江戸時代後期頃の遺物を多く包含しており、近代以降の遺物は見られない。後述するT2の北部においては、弘道館時代に構築されたと考えられる石組みの溝が、この砂利の上面と同一の高さで構築されていたことから、少なくとも弘道館が営まれていた最終段階においては、敷地内の少なくない範囲において、この⑤層の砂利が散布されていた可能性が高い。

⑥層については、調査区の広い範囲に分布する江戸時代の造成土層であり、この層の上面の標高は、調査区の広い範囲において、概ね $86.50m \pm 5cm$ 程度の高さで平坦に仕上げられていた。弘道館時代の建物に関わる遺構として、複数のトレンチにおいて礎石抜取痕を確認しているが、これらは、いずれもこの層もしくはこの層と近似する標高を示す造成土層の上面において確認している。また、これらの抜取痕の一部には、内部に⑤層の砂利が流入しているものが見られることから、弘道館時代の建物が廃絶する直前の段階には、既に建物の周間に砂利が敷かれており、廃絶時に礎石を抜き取る作業が行われる中で、抜取痕の内部に流入したものと考えられる。

T1

T1は、調査区の中央部やや東側に設定した南北トレンチであり、トレンチの規模は幅約2m×南北長約21mを設定した。絵図上には、この地点に稽古奉行や目付などが詰めていた建物が描かれており、藩校の中核的機能を担っていた区画にあたる。

調査の結果、この地点では標高86.50～86.60m前後の高さにおいて江戸時代の遺構の残存を確認した。江戸期の遺構としては、礎石抜取痕3基、溝状遺構1条などを確認しており、このうち礎石抜取痕については、後述するT7において検出した礎石抜取痕と併せて、一連の建物の構成要素であった可能性が高い。

遺物については、遺構内部からの出土はないが、遺構検出面において、江戸時代後期頃の染付片（肥前産の染付碗など）が数点出土している。

T2

T2は、調査区中央部やや西側に設定した南北トレンチであり、トレンチの規模は幅約2m×南北約23mを設定した。絵図上では、講堂の東端部、あるいはT1付近に位置している建物の西端付近にあたる地点となる。



写真2 砂利層
礎石抜取痕跡(出面)
(砂利下、褐色土層)

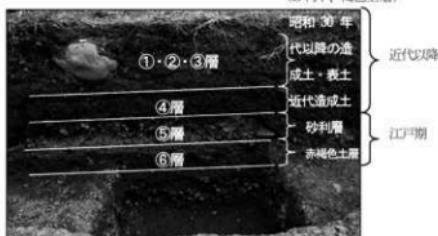


写真3 T2 土層断面(部分)



写真4 T2 土層断面(肥前産染付碗出土状況)
(砂利層の直上の暗褐色土層から出土)



写真5

調査の結果、石組み溝を1条、礎石の抜取痕を11基確認した。礎石の抜取痕については、砂利層の下層から見つかっており、石組み溝については砂利層の上面から掘り込まれていることから、各々の構築時期には若干の時期差が見られる。これらの各遺構については、石組み溝、礎石抜取痕とともに、ほぼ同じ方向を指向するように直線的に並んでいた。これらの遺構が示す主軸は、絵図に描かれた建物の主軸とほぼ一致しており、出土遺物の年代などからも、弘道館時代の遺構であると考えられる。

絵図上の建物と検出した遺構との関係については、絵図内に描かれた表現を詳細に検討した結果、現段階においては、T1において確認した建物の西側の端部にあたる可能性が高いと考えられる。

T3

T3は、隣接するT2から西側へ向けて設定した東西トレンチであり、規模は幅約2m×東西約

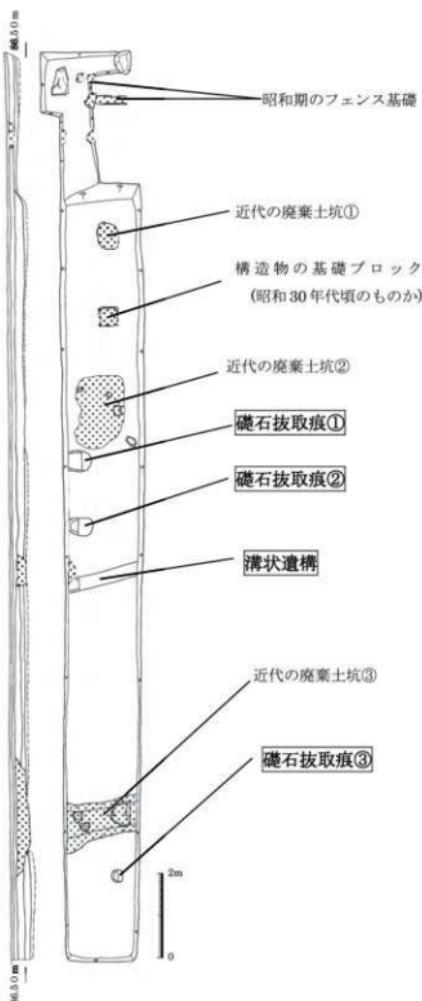


図8 T1 遺構実測図

16mを設定した。この地点は、絵図上において講堂の南端付近にあたり、これに関連する遺構の確認を目的としてトレンチを設定した。

調査の結果、トレンチ東側においては、弘道館建物の廃絶時か、それに近い時期に大きく削平を受けているようであったが、西半部においては礎石抜取痕やT 2と同様の砂利敷き面

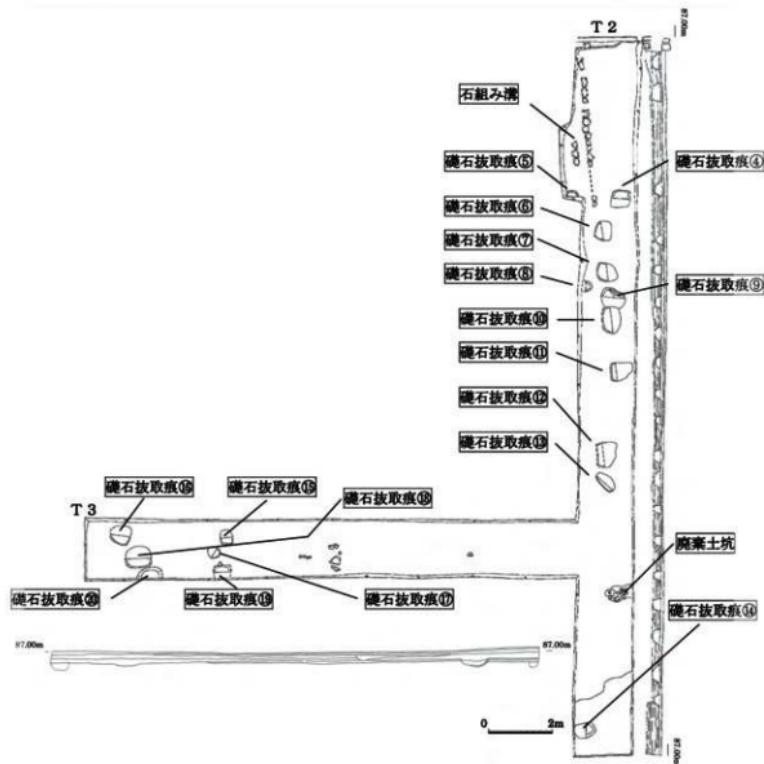


図9 T 2・3 遺構実測図

などが良好に残っていた。遺構としては、礎石抜取痕 6 基を確認しており、周辺の遺構面からは、土師皿の破片や江戸時代後期頃の染付片などが出土している。

ここで検出した遺構については、絵図上の位置に照らせば、絵図の精度誤差による若干のそれは予測されるものの、講堂に関わる遺構である可能性が高い。



写真6 T2 (弘道館廃絶時の面。全面を厚く砂利が覆う)



写真7 T2 (トレンチ北端の石組み溝)



写真8 T2 (礎石抜取痕検出状況。写真中央付近)



写真9 T2 (礎石抜取痕が一直線に並ぶ)



写真10 T3 (砂利敷き検出状況。全面に薄く分布)



写真11 T3 (表土直下には昭和30年代に造成されたグラウンド土層が見られる。写真はコート標識)

T4

T4は、調査区西端部の土壌上に設定した2箇所のトレンチのうち、南側に位置するトレンチであり、幅約2m×東西長約11mの規模で土壌斜面上に設定した。この部分について、絵図上においては、土壌の簡単な表現しかなく、この地点における具体的な状況については不明であった。

調査の結果、トレンチの東端部、土壌斜面の下部付近において、土留めの石垣を検出した。この石垣のすぐ東側、弘道館の敷地側部分については、昭和期に擾乱を受けており、江戸期造構面は半ば以上が削り取られていた。また、土壌の上部においても、一部に昭和期の擾乱による改変を確認している。

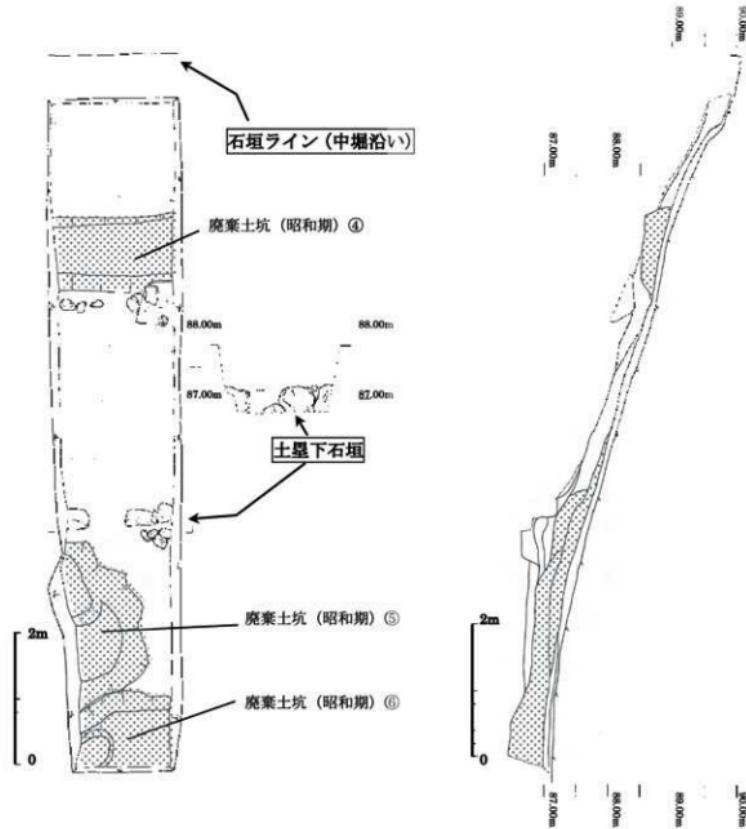


図10 T4 遺構実測図



写真12
T4 調査区 全景（東から）
写真中央に石垣。
写真下半部は昭和期の搅乱を受けている。



写真13
T4 西端部
中脇沿いの石垣天端。
表土直下、裏込めの上面を検出。



写真14
T4 石垣検出状況（東から）
石垣の下方は、昭和期の廃棄土坑により、大きく搅乱を受けている。

T5

T5は、調査区西端の土壘上に設定した2本のトレンチのうち、北側に位置するトレンチであり、規模は幅約2m×東西約12mとした。この地点は、絵図上においては、土壘の表現があるとともに、弘道館北西の端に位置する「公館」と称される建物が描かれている場所にあたる。

調査の結果、T4において検出した土壘下石垣の延長部分を検出するとともに、この石垣から約70~80cm東側に、石列が配置されている状況を確認した。これにより、弘道館西側の土壘の下部には、土留めのための石垣が設置され、さらにその直下には、石組みによる排水溝が巡っているという状況を確認することができた。また、この石列から約90cm程度東側には、信楽焼の甕が埋設されていた。現状、この埋甕についての詳細な性格は不明であるが、絵図に描かれた公館には、便所と思われる表現があり、その表現上の位置が埋め甕の検出地点に近似することから、この埋め甕が、公館のそれに相当する可能性がある。ただし、甕の内面に付着物がほとんど見られないことから、用途、あるいは公館との関係性についても、現状では確定することができない。

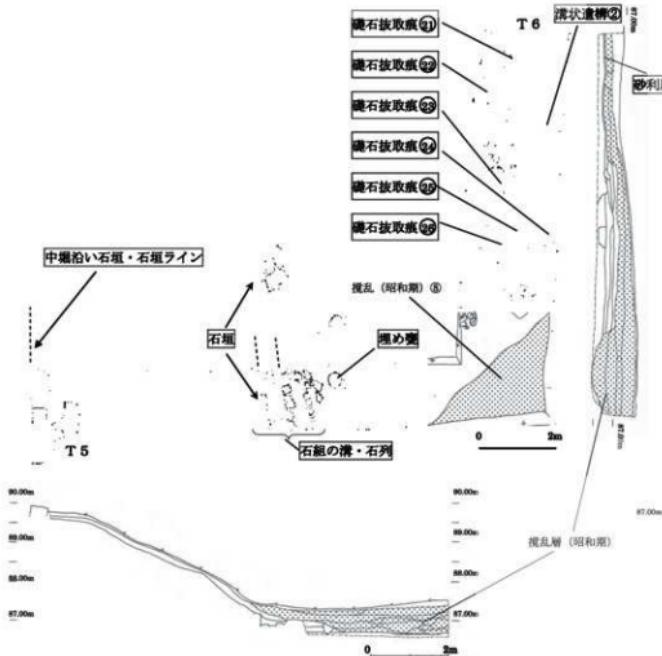


図11 T5・6遺構実測図

T6

T6は、隣接するT5から北側へ向けて設定した南北トレンチであり、規模は幅約2m×南北約11mの規模で設定した。絵図上では、公館の位置する地点にあたり、これに関わる遺構の確認が想定されていた。

調査の結果、明瞭に公館に関わると考えられる遺構は確認できなかつたが、これに関わる可能性のある礎石抜取痕を6基確認した。これらの遺構については、他の地点と同質の砂利層の下層において検出していることから、他の地点と同様、弘道館時代の遺構、すなわち公館に関わる遺構であると考えられる。

なお、T6の南端部および、T5の埋め堀から東側においては、昭和30年代のグラウンド造成時、もしくはそれ以降の時期に大規模な搅乱を受けており、江戸期遺構面の上部についても、一部破壊を受けていた。

T7

T7は、調査区東半部に位置する南北トレンチである。弘道館敷地と外周部との境界を確認するため、周間に現存する石列に対して直交する方向に、幅約2m×南北約8mの規模で設定した。この地点は、絵図上ではT1で確認した建物の東端部付近に位置することとなるため、その痕跡および敷地外周を巡る石列の状況を確認することを目的とした。

調査の結果、トレンチの北端において、地表面に露出していた石列の下部



写真15 T5・6調査区全景

(北西、土壠上方から。写真右に石垣)



写真16 T5・6調査区全景

(南から。写真左奥に石垣)



写真17 T5(石垣・溝・埋め堀。埋め堀の手前、写真右下側は、昭和期に搅乱を受けている)

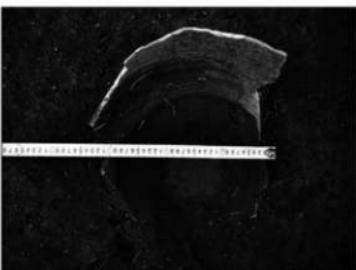


写真18 T5(埋め堀。写真下半部は、搅乱により欠損)

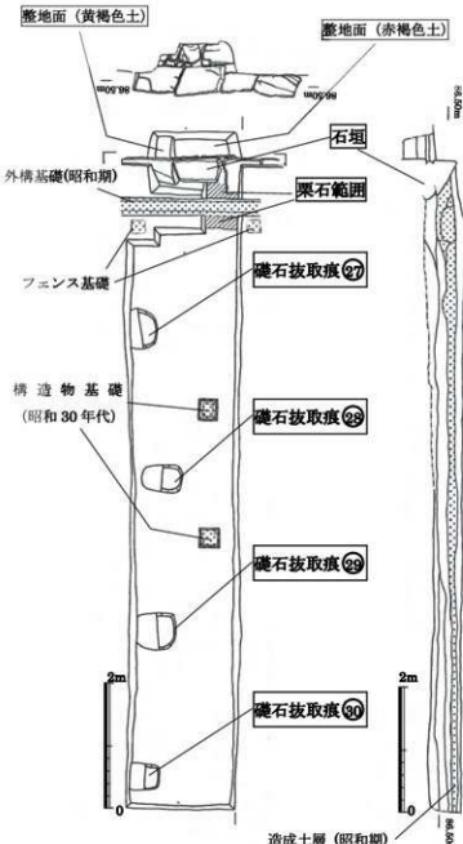


図12 T7 遺構実測図

に、さらに1段、石が埋もれている状況が確認できた。これにより、この石垣が、2段以上の石積みから成る石垣であることが明らかとなつた。この石垣の裏側には、径3~10cm程度の裏込め石が多く充填されており、石材はチャート系の角礫、流紋岩系の円礫等多岐にわたる。この裏込めの設置幅は、検出面での平面幅で、石垣から約60~80cm程度である。この石垣の外側においては、表土、現代の造成土を剥ぎ取ったその下層において、黄褐色土からなる精地層と、さらにその下層に位置する赤褐色土からなる整地層の、2種

の造成土層を確認した。これら2種の造成土のうち、下層の赤褐色土の面(T.P. 86.00m)については、通常から内堀の水位の影響を受けており、やや湿り気のある状態となっている。また、堀の水位が上昇した際には、地下浸透によって土層上面にまで水が浸かるという状況が発生した。このため、周辺の環境を考慮すると、実際の生活面はこの上層、黄褐色土の上面である可能性が高いと考えられ、この高さは、後述するT8・T9において確認した道路面と考えられる整地層の標高とほぼ一致している。

一方、弘道館敷地の内側においては、礎石の抜取痕を4基確認しており、その主軸は他の地点において確認した礎石抜取痕の列と同一方向を指向していた。

絵図との比較では、この礎石抜取痕の平面位置から、T 1・T 2において確認したものと同一の建物に関わるものである可能性が高い。

この地点において該当しうる施設としては、「式臺」・「玄関」などに関わるものを考えられるが、江戸時代には、当該地点に建物がなかった可能性もあり、あるいは明治期の金亀教校時代に増築された、「下役」という記載のある部屋に関わる礎石である可能性も考えられる。

なお、この地点については昭和30年代のグラウンド造成時に削平を受けており、その一部は江戸期の遺構面にまで達していた。このため、遺構を検出した面の高さは、周間に配された石垣の天端の高さに比して、約20~30cm程度低くなっている。特に、石垣際に設置されていた昭和期のフェンスの基礎部分周辺については、設置のための掘削により、石垣裏込め部分まで大きく搅乱を受けている。



写真19 T7（表土剥ぎ取り後状況。トレンチ中央付近に、工作物の基礎が見える）



写真20 T7 調査区全景（南西から。礎石抜取痕が南北に並ぶ）



写真21 T7（石垣。写真中央、赤褐色の造成土。写真右端に黄褐色土の整地層）



写真22 T7（石垣裏側の土層断面）

T 8

T 8は、調査区東端に設定した2本のトレンチのうち北側に位置するものであり、幅約2m×東西約7mの規模で設定した。絵図上では、弘道館の東端には道路に面する形で長屋門

様の建物が並んでいるように表現されていることから、このトレンチについては、その建物の痕跡と、東端の敷地境界の状況を確認する目的で設定した。

調査の結果、トレンチ東端においてはT7から連続する石列を確認しており、その外部においては、同じくT7において確認した黄褐色土と同じ高さにおいて、赤褐色土からなる硬化面を確認した。また、この石列の裏側には、幅約90cmほどの範囲に裏込めの石が充填されていた。ここに陥られていた石材は、T7の裏込め石と共に用いられたものである。

T9

T9は、調査区東端に設定した2本のトレンチのうち南側に位置するものであり、幅約2m×東西約8mの規模で設定した。絵図上では、このトレンチは弘道館の表門に近い位置にあたることから、これに関わる痕跡の確認を目的とした。

調査の結果、この地点においてもT7と同様、外周部を巡る石列を確認した。ここに用い

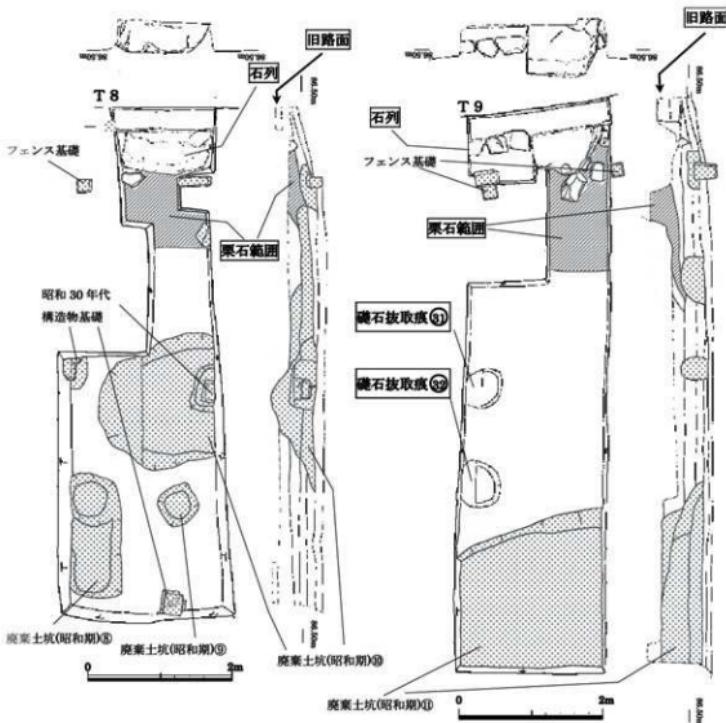


図13 T8（左）・T9（右）遺構実測図



写真23 T8調査区全景（西から。複数ある近現代の廃棄土坑により搅乱を受けている）



写真24 T8調査区全景（東から。写真手前には敷地境界の石列）



写真25 T9調査区全景(西から。写真中央付近に、基礎石抜取痕を2箇所検出)



写真26 T9（石列。丁寧に整形された大型の石材）

られている石材のうち、最も大きなものは、高さ約80cm、幅約100cm、奥行約60cmを測る大型の石材であり、天端は平滑に仕上げられていた。また、この石材の北東の角部分は、上面とその側面2面の計3面が、いずれも直角に鋭く交わるよう丁寧な加工が施されており、この地点にあったとされる表門と関連して成型されたものである可能性も考えられる。この石列の裏側、弘道館敷地の内側には、T7・T8と同様に、幅80cm程の範囲において裏込め石が充填されており、深さは造構検出面から下へ、少なくとも約40cmまでは及んでいた。

また、トレンチの北壁近くでは、礎石の抜取痕跡と考えられる遺構を2基検出しており、絵図上で表門付近に描かれている長屋門様の建物に関わるものである可能性が考えられる。

第7節　まとめ

以上、今回調査を実施した各トレンチからは、いずれの地点においても礎石の抜取痕や石垣・石列など、弘道館時代のものと考えられる建物その他の遺構を確認することができた。また、造構面についても一部に削平や搅乱を受けてはいるが、概ね標高86.50m前後の高さ

において確認している。

この造構面については、特に調査区西側を中心として、表面を径1~3cm程度の砂利層が覆っている状況を確認しており、厚いところで約20cm、薄いところでは約1cm程度と、偏りを持って分布していた。

この砂利層から下層においては、基本的に江戸時代中期以降、江戸時代後期までの遺物しか出土していない。また、藩校弘道館の施設に関連すると考えられる礎石抜取痕からは、この砂利が抜取痕の内側、底部付近まで流入している状況を確認している。

これらのことから、この砂利層は江戸時代に藩校弘道館(当初は稽古館)が成立して以降、藩校が廃止される明治4年頃までは既に散布されていたか、建物の廃絶に伴う建物の解体後に、整地のために敷きならされた可能性を考えられる。このため、この砂利層については、弘道館建物の最終段階に最も近い時期を示す標識層としての役割が期待できる。

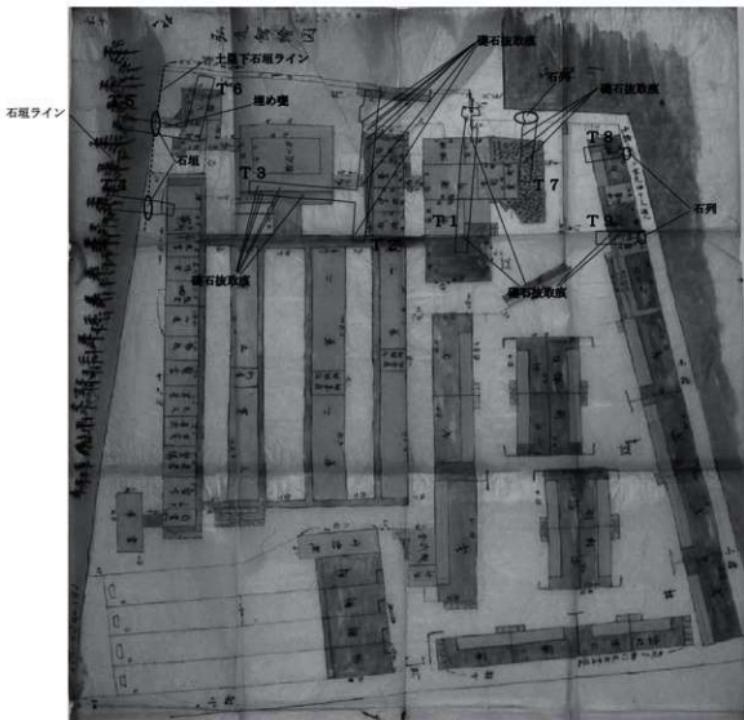


図14 平成24年度調査トレンチ検出遺構と絵図の対比（文久年間）

一方、この砂利層の上には、褐色土層が10~20cm程度の厚みをもって堆積しており、その堆積層内からは、明治7年銘の一錢硬貨や、酸化コバルトの使用による青みの強い染付片などが出土している。

藩校弘道館廃絶以降の施設の変遷については、『大阪朝日新聞京都附録（大正6年10月1日）』の記事において、明治9年頃の金龜教校（西本願寺が営んだ仏教学校）の創設に際し、「講堂及び衆議所の如き重要建物は其の儘保存し、其の他の不要建物及び土地約半数は此を他に売却」した、との記載があることから、弘道館に関わる建物の大半は、すでにこの明治9年前後の時期に取り壊されている可能性が高いと考えられる。上記の記事と、出土している遺物を考え合わせると、この褐色土層については、弘道館が廃絶した明治4年以降、金龜教校が営まれる過程で造成された層である可能性が高いと考えられる。

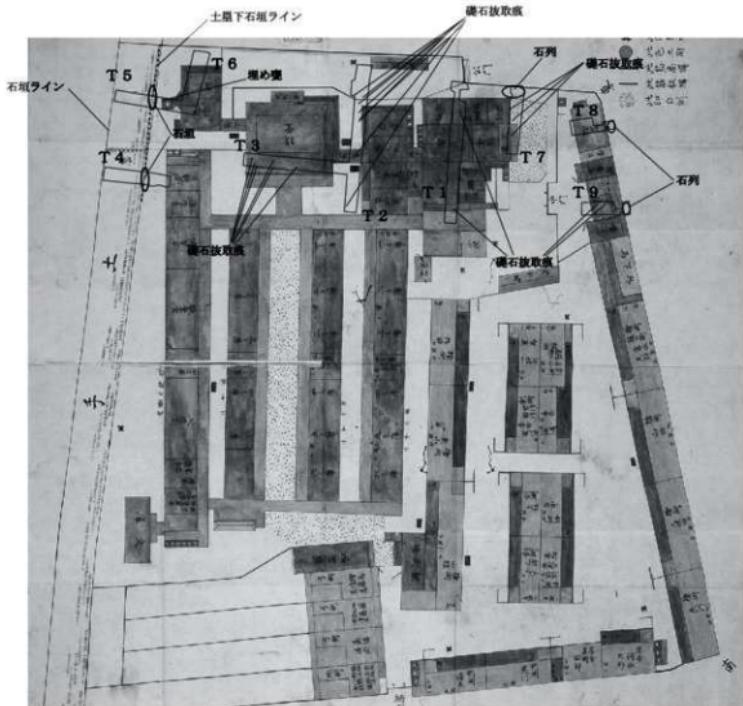


図15 平成24年度調査トレーン検出遺構と絵図の対比（明治16年頃作成の写し）

また、直接この土層の直下にある砂利層についても、①その流動性が高いこと、②一部の礎石抜取痕の内部へ流入していること、などから、弘道館の存立時の砂利敷きであった可能性は高いが、弘道館廃絶に伴う建物の解体・整地時に、改めて再堆積している可能性が高い。

これらのことから考え合わせると、①褐色土層ならびに砂利層は、幕末から明治時代の初期にかけて、弘道館廃絶に伴う建物の解体時、もしくはそれ以降に堆積した土層である。②砂利層は、一部に当時のままの堆積を残しながらも、その大半が流動性の高さゆえに、非常に広範囲に拡散しており、弘道館最終段階の地表面、もしくはそれに近い土層の上に、薄く広く堆積している、と考えられる。

このため、確實に江戸時代の最終面として捉えることができるは、この砂利層の下層に残された、赤褐色の造成土層以下である、という結論となる。

この赤褐色造成土の面、あるいは造成土内部からは、江戸時代後期頃の遺物を中心として、あるいは中期に遡りうる遺物も少量出土している一方で、近代以降の遺物の出土は皆無であることも、このことを補強する。

以上のことから、今回の試掘調査については、その目的であった①江戸時代の当該地における最終的施設である藩校弘道館に関わる遺構の有無、②（遺構が確認できた場合）遺構面までの深度、③（遺構が確認できた場合）弘道館関係建物の位置、の3点について、①弘道館に関わる可能性が高い江戸時代後期頃の遺構・遺構面を確認しており、②その深さは概ね標高86.50m前後と平坦で、地表面からの深さはGL-約40cm~50cm程度、③絵図資料との比較検討により、弘道館北東端の建物のほか、西端土壘下の石垣および側溝、北側・東側の境界の石列を確認することができた。

第Ⅳ章 平成25年度の調査

第1節 調査に至る経緯と目的

今回の調査は、平成24年10月19日付け24受庁財第4号の1326の文化庁長官の許可に基づき実施した平成24年度藩校弘道館跡遺構範囲確認調査（平成25年7月29日付け彦教委文第1240号 完了報告）に引き続き行うものである。

平成24年度の調査は、藩校の中枢機能を担っていた北側を中心に9ヶ所のトレンチを設定して、現地表面からおよそ20cm下に江戸時代の遺構面をほぼすべてのトレンチで確認している。また、建物礎石抜取痕跡と考えられる遺構も複数検出するに至っている。

しかし、当初の目的である藩校弘道館跡の範囲、特に詳細不明の南限を特定するための調査を実施していない。また、平成4年度作成の「特別史跡彦根城跡整備基本計画」の整備基本方針に謳われている、「城下町に現存する弘道館の一部を移築復元し、」と、いう当該地の整備基本方針に則って、特別史跡内での移築復元が可能であるかを判断するための基礎資料を得るために、絵図で示されている「講堂」「公館」部分に対する平成24年度の調査トレンチにおいて検出した礎石抜き取り痕跡を移築復元対象の遺構であると確定するに至っていないこと、という大きな課題が引き継がれた。

よって、平成25年度の調査は、平成24年度に検出した建物礎石抜取痕跡のうち、現在の中央町に金龜会館として移設現存している講堂・公館の原位置を確定させることを目的とした調査区（T10）360m²、未だ現地において確認できていない藩校弘道館ゾーンの南限を確定させることを目的とした2ヶ所の調査区（T11・12）計60m²において実施した。

なお、上記の調査内容は、平成25年8月19日の特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会で指導・助言、承認を受けて、発掘調査時には適宜、指導・助言を得ながら進めていった。

第2節 事業工程と調査方法の見直し

平成24年度の発掘調査が終了した段階で、複数の課題が生じた。主に事業工程と発掘調査の方法に関するものである。発掘調査に至る前に本事業方針を策定し、その中で発掘調査の目的や事業工程を示すものの、平成24年度の発掘調査では当初の目的を達成できなかった。この時点で大幅な事業の遅れが見込まれるとともに、すでに実施した調査方法が絵図資料ありきとなっていることなどが委員会で指摘されるなど、発掘調査の意義を見直す事態に迫られた。

そこで、発掘調査による目的を達成するために本市調査体制を変更し、本市教育委員会事務局文化財部職員による総合的調査体制（室内と現地での複数回にわたる検討会の開催）を構築した上で、平成25年度の発掘調査に臨むこととなった。以下、本章第3～7節は発掘調査に至るまでに実施した検討会やその後の各調査で把握した内容であり、改善した発掘調査の具体的な方法については本章第8節に記した。

また、今回の範囲確認調査について、文化庁が「史跡等整備のてびき」で示す史跡整備工事上での位置付けを再確認した（図16）。

表4 事業の経過と修正

年度	内容
平成23	平成23年度第2回委員会 事業について【承認】 平成24年度第1回委員会 「根岸藩校弘道館保存整備方針」案について【承認】
平成24	平成24年度第2回委員会 平成24年度追構確認調査の進捗状況報告【現場確認】
平成25	平成25年度第1回委員会 平成24年度追構確認調査について【承認】 平成25年度第1回委員会 事業工程の見直し、平成25年度調査について【一部修正の上、承認】 平成25年度第1回委員会 平成25年度追構確認調査公置について【承認】 平成25年度第1回委員会 平成25年度追構確認調査位置について【未承認】 平成25年度第2回委員会 平成25年度追構確認調査の進捗状況報告【現場確認】 平成25年度第2回委員会 事業工程の見直しについて【承認】
平成26	整理調査実施 平成26年度第1回委員会 平成25年度追構確認調査について【報告】 範囲確認調査報告書作成・刊行
平成27～	①全電会則（満堂、公則）解説調査実施 ②整備基本計画（根岸弘道館）案の作成、諮詢・承認 ③保存整備基本設計案作成に伴う追構確認調査の諮詢・承認・実施 ④保存整備基本設計案の作成、諮詢、承認 ⑤保存整備実施設計案作成に伴う追構確認調査の諮詢・承認・実施 ⑥保存整備実施設計案の作成、諮詢、承認 ⑦保存整備の実施

*平成25年度ははじめに見直し。委員会=特別史跡根岸城跡保存整備実施計画検討委員会

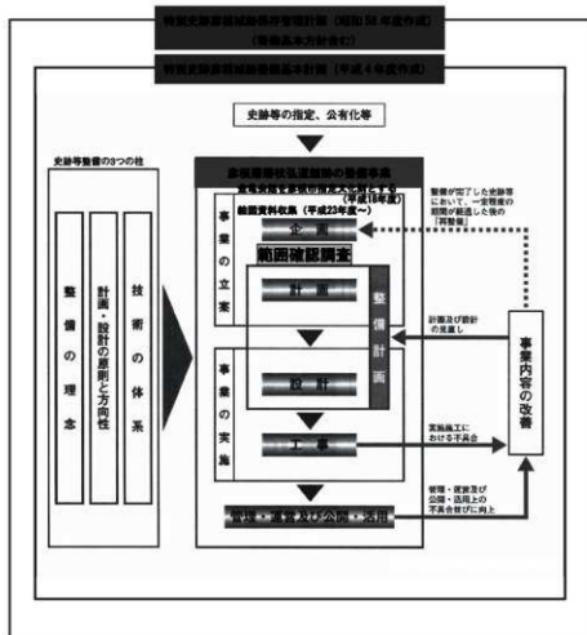


図16 平成24・25年度実施範囲確認調査の史跡整備工程での位置付け

第3節 彦根市指定文化財金亀会館について

(1) 文化財指定に至る経緯

金亀会館本堂（巻頭図版）は、大正12年に現在の中央町3番46号に移築され、西本願寺の教堂として近年まで用いられていた。しかし、所有者より、金亀会館本堂の老朽化が著しく維持・管理することが困難であるため、金亀会館本堂の扱いについて彦根市教育委員会文化財課へ相談が持ち込まれた。彦根市は、江戸時代に彦根藩の藩校の講堂である建造物で貴重な歴史文化遺産として後世に良好な形で継承していく価値があるとして、金亀会館本堂の市指定文化財に指定する方針として所有者へ理解を求めた。所有者からも、この方針に理解を示された。こうしたことから、市指定文化財の指定に向けた調査を実施することとなった。金亀会館本堂の調査は、平成9年度に初めて調査されていたものの、平成9年度調査から時間が経過しているため、平成18年度に指定に向けた補足調査を実施した。この調査によって金亀会館本堂は、旧彦根藩の藩校弘道館の講堂が建造当初の部材を移築して建築されたことを確認したことなどから、建造物としての文化財的価値を認め、平成19年3月に彦根市指定文化財として指定した。この後、平成20年5月に国は、地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、都市の健全な発展と個性豊かな地域社会の実現と文化の向上に寄与することを目的として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を公布された。この法律の施行を受け彦根市は、歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品など歴史文化遺産が多く残されているこれらを保存・活用しながら彦根の歴史風致を維持向上し、後世に伝えていくことが重要であるとの認識から、「彦根市歴史的風致維持向上計画」を策定し平成21年1月に国の認定を受けた。この計画において金亀会館本堂は、歴史的風致の維持および向上を図る上で必要かつ重要な建造物として、当該法律に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定された。

(2) 指定のための建造物調査概要

金亀会館は、本堂とその背後に接して建てられた書院からなる。本堂は藩校弘道館の講堂を大正12年に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきた建物である。背後の書院は、本堂が移築された際に新築されたものと考えられる。

講堂の平面構成は、中央を開む柱間2間×3間の「本堂」と、四周の「庇」及び建物の前に配された「孫庇」からなり、正面中央に切妻屋根の玄関を付けている。「庇」部分の幅は、前面が1間半で、他の3面が1間である。「孫庇」は、前面では中央とその左手を土間とし、右手に5畳の控えの間を設けている。ただ、左手の土間部分は、柱の痕跡を見ると当初は右手同様に5畳分の床が張られていた。一方、背面の「孫庇」は、中央に一段高い仏間を置き、その左手に物置、右手に奥の書院棟に通じる脇間を配している。なお、移築時に新築されたと考えられる書院棟は、床と棚を設けた10畳の書院のほか、同じく10畳の書院及び5畳の物置で構成されている。

①各部の寸法測定

イ. 柱の不同沈下

柱位置における地覆石積天端のレベル測定したところ、本堂、書院とも内部柱は礎石建ちとするが、側通柱は地覆石を据えて土台建ちとしている。地覆石は、本堂、書院とも大正12年に据えられたもので、この地覆石の高低差を測定することによって地盤の不同沈下を測定出来ると判断した。

本堂地覆石天端の高低差は、仏間北側柱通の中央付近で64mmの最大高低差となっていた。北側通りにおいては、45mm～64mmの高低差が生じており、東側柱通りが29mm～51mmの高低差を生じていることと合せて考えると北東方向に傾斜している傾向が窺える。書院についても同様の傾向が見られ、特に南東隅では、182mmの高低差を生じており、東側通りでは113mm～182mm、北側通りでは42mm～113mmと、全体的に本堂より高低差が大きくなっている。

ロ. 柱の傾斜

柱の傾斜測定の結果は、本堂の柱において西側柱通りの柱と外陣廻りの柱が大きく傾斜していた。もっとも大きく傾斜していた柱で、東側に49mm、北側に15mmの傾斜が見られた。その他、30mm以上の傾斜が見られて柱が11本あった。全体的な傾斜は、東側に向かっており、地覆石の不同沈下により、東側柱通りの柱が沈んだことにより引っ張られて傾斜したものと思われる。

② 各部の破損状況

イ. 基礎

地覆石は、不同沈下がみられるものの、割れや欠け等の破損はなく良好な状態であった。柱礎石は、本堂で凡そ55cm角～120cm×70cm角の自然石が用いられており、建物の規模から考えると十分な底面積を持っていると考えられる。軒内土間は周辺地盤のままで特に仕上等は無い。地盤の沈下や流失により地覆石が地盤と接さず、石底が露出している部分も見られた。

ロ. 軸組・床組

軸部はほとんど建立時のものと思われる。建立当初から土台立ちであったかどうかは不明であるが、土台に関しては移築時に新調されたものと考えられる。柱根が腐朽により完全に消失し、柱が土台に載っていない状態になっている箇所があった。側通柱については、割れが甚だしい。さらに、柱、土台、敷居とも白蟻による食害、腐朽破損が著しく、再用できる部材は極めて少ない。内部の柱は、比較的良好で十分再用出来る状態であった。

床組は、全般的に白蟻による食害、腐朽破損が著しく、断面寸法も不揃いで強度不足と思われる寸法の部材も認められた。

ハ、軒廻り

軒廻りは、雨漏りによるシミや化粧裏板の割れ目から流れ出した瓦の葺土による汚染が全体に亘って見られた。垂木、茅負、裏甲、化粧裏板共、割れ、腐朽破損が甚だしく、面戸板は欠失している箇所が多数認められた。軒桁の一部にも、雨漏りが原因の腐朽が見られ、軒桁上端が激しく破損していた。

ニ、小屋組・野地

小屋組材は大半が当初材と思われ、小屋梁、束等の部材はいずれも目立った腐朽破損や虫害の痕跡は見られなかった。

野垂木は、母屋桁上でそぎ継ぎとしているが、この継手部分での折損が多数認められた。野地は、野小舞に檼手割板の土居葺とし、南蛮漆喰を葺土として瓦を葺いている。なお、過去の雨漏りにより流失した南蛮漆喰が野小舞や垂木、母屋桁等をほぼ全体に亘って汚染している。

ホ、瓦葺

葺替え修理の経歴が不明なため、現在の瓦がいつの物であるか確認することできなかった。しかし、外観目視から判断すると移築後、少なくとも1度は前面葺替えがされていると思われる。その後、破損箇所の瓦の差替えや部分葺替えなどの維持修理が繰返されていると考えられる。

ヘ、建具

建具は、全て移築時以降の後補のものであった。

ホ、壁

塗壁は、内外壁とも漆喰塗仕上げとしていた。全体的に埃や雨漏りによる汚れが目立ち、上塗りの崩落、はらみやひび割れ、剥離等の損傷が著しい。外壁の一部は、壁が中塗まで崩落し、カラー鉄板を張り被せて補修していた。

チ、造作・その他

敷居の大半において、溝が摩耗していた。また、本堂側柱通りに入る敷居は、白蟻による食害を受けていた。

鶴居は特に破損箇所が認められなかつたが、弓形に変形したものが大半で、敷居の変形と相俟つて建具の開閉を困難にする状態にあった。

天井は、天井吊木が少ないために大きく揺んでいた。天井板は、割れ破損や雨漏りによる汚染が多数見られ、竿縁が折損して欠失した箇所もあった。

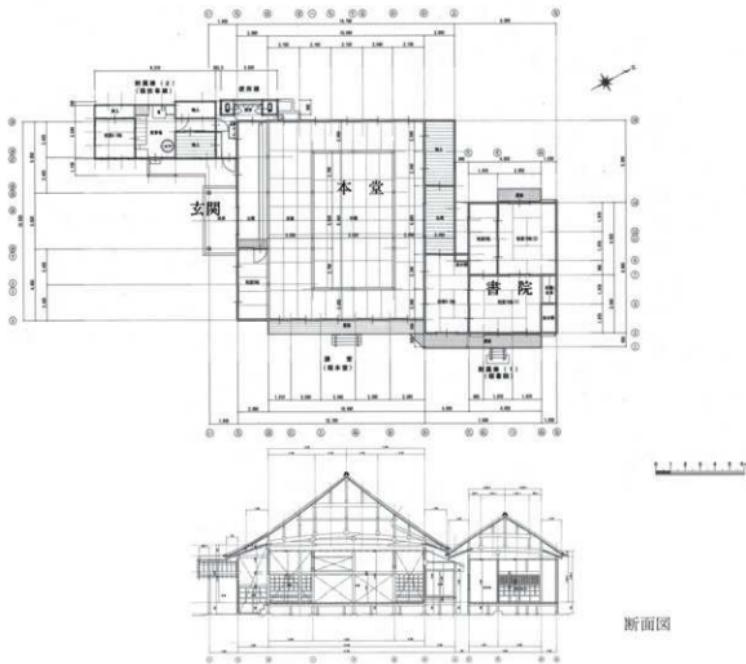


図17 金龜会館調査実測調査平面図・断面図

(3) 歴史的風致維持向上計画に基づく解体移築復原の概要

金龜会館本堂は、歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致維持向上施設として位置付けされている。歴史的風致維持向上施設については、施設が持つ価値が十分に発揮できるような活用が必要であるため、建造物の調査を行った上で、調査の実績を踏まえ史実に基づいた整備を進め、管理方針を策定する計画とされている。

こうした計画に基づき、金龜会館は旧彦根藩の藩校弘道館の講堂であるため、建築当初の場所に移築復原する計画としている。移築場所は、特別史跡彦根城跡内の彦根市立西中学校のグラウンド内にあたる。また、講堂の位置を確定するため、平成24年度および平成25年度に発掘調査を実施する。

発掘調査結果と連動する形で、金龜会館本堂の解体は、平成27年度以降で進める計画としている。また、解体に併せ建造物の部材調査を実施する。これは、発掘調査で講堂跡の位置が確定した場合、特別史跡への移築復原を行う上で重要な資料として必要になるからであ

る。当該建築物の解体後は、特別史跡内において復原することが国において許可されるまでの間、解体部材を現在の中央町の場所にて保存する計画とする。移築先で復原可能となった後に、保存部材を移築復原先の近くまで移動する。さらに、移動完了した翌年から復原に着手し、移築復原を完了させる計画としている。事業完了後においては、旧彦根藩の藩校弘道館として、特別史跡彦根城跡の施設として多くの方々に見学や体験をしていただく施設として位置付け、彦根の歴史的風致維持向上に寄与する建造物とするものである。

(4) 今後の課題

金龜会館本堂の建物調査は、市指定文化財指定に向けて平成9年度、平成18年度の2回実施した。また、平成21年度は、建造物の構造評価について調査を実施した。平成27年度以降は、当該建造物の解体を進めることとなる。この解体によって、過去3回の調査不可能であった部分について、調査することが可能となり部材の痕跡、腐朽の程度など詳細に確認を行い、移築復原に向けた検討および計画について策定する。

金龜会館本堂の解体では、本堂に付属している書院について、旧彦根藩藩校弘道館の公館が移築されていることを解体調査で確認する必要がある。この結果によっては、講堂の復原とともに公館の復原の検討を行い、講堂と併せた復原の計画とすることとなる。

復原にあっては、建築構造は建築当時のものと考えられ復原可能と思われる。しかし、開口部における建具意匠、内部床仕上げなどは移築後に替えられており、建築当時の意匠を踏襲することが難しい。こうした細部意匠については、今後文献資料調査と他市に残る藩校弘道館の意匠を参考に検討する必要がある。

第4節 藩校弘道館に関する地図・写真について

(1) 論述の対象

本市では、平成6年度に新修彦根市史編さん事業に着手した。市史編さん事業の過程で、彦根市内に伝存する古文書をはじめ、地図や写真などの歴史資料を収集した。藩校弘道館やその後継施設である金龜教校については、『新修彦根市史』(以下、市史と略す)の「通史編」で論述し、関連資料を「史料編」に掲載した。また、藩校弘道館が置かれた彦根城の内曲輪は、明治時代に金龜町と呼ばれるようになったが、金龜町にかかわる地図については、市史の別冊である『彦根 明治の古地図』(3)に収録した。市史編さん事業の過程で収集した諸資料は、彦根市教育委員会事務局文化財部文化財課市史編さん室(現歴史民俗資料室)で保管し、絵図については同室の歴史資料公開コーナーで一般公開している。

ここでは、市史編さん事業の過程で収集した諸資料に加え、彦根城博物館や文化財課が所蔵する諸資料の中から、藩校弘道館にかかわる地図・写真を抽出して、記載情報の概要を述べる。

(2) 地図から見た土地利用の変遷

はじめに、藩校弘道館が設置された場所にかかる地図を取り上げ、それらの地図から読み取れる土地利用の変遷について述べる。

藩校弘道館が設置された彦根城の内曲輪は、慶長9年（1604）に彦根城の築城と彦根城下町の造成が開始されてからまもなく、武家屋敷地として整備された。市史の「通史編 近世」の63頁に掲載されている「藩士新古家並記」をもとに作成された慶長期の重臣屋敷配置図によれば、内曲輪西部の、のちに藩校弘道館が設置される場所には、菅沼淡路・小林久太夫の屋敷が設けられた。この両名のうち、菅沼淡路は、「井伊年譜」に記載された慶長12年（1607）の御家中分限帳によれば、1000石取りの家臣であったことが確認できる。「重臣屋敷配置図」の図名が示すように、

内曲輪は、井伊家の重臣の屋敷が配置された場所であった。ただし、菅沼淡路は、慶長20年（1615）に井伊直継が井伊直孝に井伊家当主の地位を譲って上野国安中へ移った時に井伊直継に従って彦根を離れたので、菅沼淡路邸は、その時にいつたん主を失った。

藩校弘道館の敷地は、菅沼邸のように、弘道館の前身である稽古館が開かれるまで、屋敷地の拝領者の移り変わりがあった。彦根市立図書館が所蔵する「彦根地屋敷割絵図」は、大正13年（1924）に筆写されたものであるが、原図は、元禄12年（1698）から享保13年（1728）までの間に

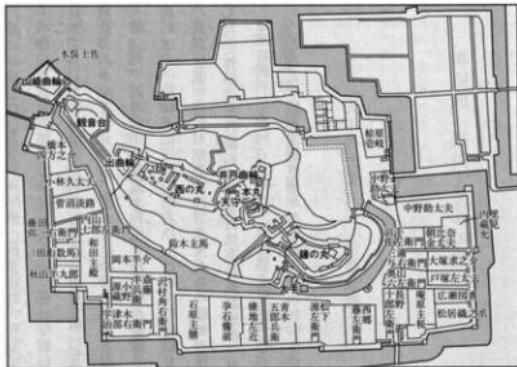


図18 重臣屋敷配置図
『新修彦根市史』(第2巻 通史編 近世)より転載。

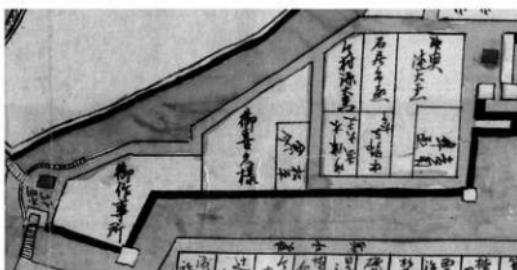


図19 彦根地屋敷割絵図(部分)
彦根市立図書館所蔵。

作製されたものと推測される。この地図を見ると、藩校弘道館の敷地となる場所には、井伊直興の十女である「御喜久様」と「松平倉之介」の記載があり、両家の屋敷があったことがわかる。彦根城博物館には、「松平倉之介」の記載がある場所に「松平一学」と記し、その隣地に家主の名を記さない「彦根城下絵図」(彦根藩井伊家文書61251)もある。松平倉之介家において、「一学」を名のったのは4代目の康喜だけである。「侍中由緒帳」(3)によると、松平康喜は、享保12年(1727)から寛延2年(1749)まで松平倉之介家の当主を務めていたので、「彦根城下絵図」は、その期間の様子を描いたものであると判断できる。「侍中由緒帳」(3)の記述によれば、享保13年(1728)12月15日に、松平家の屋敷地が狭かったことから、お喜久様の願いによって、5間に27間の増地が命じられた。さらに、元文元年(1736)6月朔日には、松平家の屋敷地の狭さを解消するため、隣の空き屋敷への増地が許された。この記述に従えば、「御喜久様」と「松平倉之介」を併記する彦根市立図書館所蔵の「彦根地屋敷割絵図」の原図が先に作られ、その後に「松平一学」の名前のみを記し、隣が空き地になっている彦根城博物館所蔵の「彦根城下絵図」が作られたと推測される。そして、「侍中由緒帳」(3)の松平倉之介家に関する記述から、武家屋敷の敷地は半永久的に固定されていたわけでなく、利用状況に応じて、範囲の変更が藩の許しを得て行われていたことが確認できる。

彦根藩の藩校は、寛政10年(1798)に校舎が完成し、翌年の寛政11年(1799)に藩校設立の主旨が示された。当初は稽古館と呼ばれたが、天保元年(1830)に弘道館と改称された。彦根城博物館が所蔵する武川屯家文書の「彦根城下絵図」(同文書26)では、藩校が設置された場所に「稽古館」の記載があるので、この図は、藩校の校舎が完成した寛政10年(1798)から藩校の名称が弘道館に変わった天保元年(1830)までの様子を描いたものである。ただし、残念ながら、この図は、屋敷地の範囲を示しているだけで、その内部の建物配置まで確認することができない。これに対して、天保7年(1836)に彦根藩が作製した「彦根御城下惣絵図」では、敷地内の建物の配置が記されている。天保7年(1836)は、藩校が弘道館と呼ばれている時期であるが、当時の藩校の様子を考察するうえで、貴重な情報となろう。

明治4年(1871)の廃藩置県によって彦根藩が廃止された。廃藩置県以後、日本国内の近代化が加速した。藩校弘道館の建物は、浄土真宗本願寺派の仏教教育機関である金龜教校の建物に変わり、明治9年(1876)に金龜教校の開校式が挙行された。藩校弘道館が金龜教校に変わる直前の明治7年(1874)に、中堀よりも内側の区画に金龜町という町名がつけられた。これ以後、藩校弘道館が設置された場所は、金龜町の一部となった。

金龜町が誕生した年に、この町の「地券取調総絵図」が作製されている。明治5年(1872)に田畠永代売買の禁令が解かれ、土地の所在地・面積・地目・地価・所有者などを記録した地券を発行することになった。彦根市域では、明治6年(1873)から翌年にかけて、地券に記録された土地の場所を示す地図が製作された。この種の地図は、一般に「壬申地券地引絵図」と呼ばれているが、彦根市域では「地券取調総絵図」の図名を持つことが多い。「地券

「取調総絵図」は、町あるいは村の単位で作製され、図名の近くに提出責任者として戸長・副戸長・総代の署名押印がある。地図は大きく、土地の様子が一筆ごとに詳細に記され、各筆には地番・面積が記入され、土地の種類が色分けで示されている。明治7年（1874）7月に作製された金龜町の「地券取調総絵図」は、255センチ×312センチの大きなものである。「近江国犬上郡彦根金龜町」の「戸長 小森量平」と「町総代 角川健三」の署名とそれぞれの捺印がある。そして、当時、陸軍省の管轄下にあった内堀より内側が空欄とされ、内堀と中堀に挟まれた、江戸時代には内曲輪と呼ばれた場所の道路と各筆の情報が記されている。凡例を見ると、道が朱色、堀溝が水色、畠地が緑色、宅地が桃色に色分けされており、官地には色が塗られていない。藩校弘道館の敷地には、「三十五番」の番号に加え、「反別七反三畝廿武歩」の面積が記されているが、色が塗られていないので、そこは官地の扱いであったことがわかる。この図は、文化財課市史編さん室（現歴史民俗資料室）で保管しているが、カラー写真が『彦根 明治の古地図』（3）に掲載されている。

同室には、明治時代前期に作製されたと考えられる金龜町のもう一枚の地図がある。「犬上郡彦根金龜町限之図」の図名で、大きさは42.0センチ×40.2センチである。前述の「地券取調総絵図」が大蔵省の求めに応じて課税に関する資料として作製されたのに対して、この図は、内務省の求めに応じて、土地の境界確定と土地の種類を区分することを目的として作製されたものである。滋賀県では、明治17年（1883）6月10日に「地籍編製土地調査手続更定」（布達甲62号）が通達され、明治17年（1883）1月1日の状況を記した地籍編製地籍地図を提出することが命じられた。地籍編製地籍地図には、一般に、「地籍全図」という図名をもつ全図と、「字限之図」という図名をもつ字限図の2種類がある。全図は、字が描写的な最小単位であり、各字には字限図に対応する番号がふられている。字限図は、その字に存在する各筆の形が描かれ、それぞれの地筆には地番がふられ、土地の種類が色分けされている。

金龜町の図は、「字限之図」に相当するものである。尾末町、下片原町、四十九町、桶屋町、連着町、下魚屋町、

職人町、上魚屋町、下藪下町の図とともに綴られ、「近江国犬上郡彦根尾末町外九ヶ町地籍図」というタイトルのついた表紙がつけられている。これらの10カ町は、明治5年（1872）の区制実施によって犬上郡第1区に編成され、明治18年（1885）

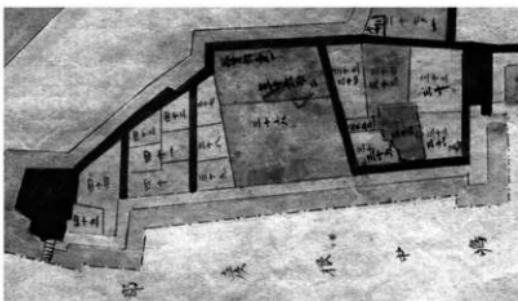


図20 犬上郡彦根金龜町限之図（部分）

文化財課市史編さん室（現歴史民俗資料室）保管。

に彦根下片原町ほか46ヶ町戸長役場の管轄下となった。「近江国犬上郡彦根尾末町外九ヶ町地籍図」は、犬上郡第1区に編成された金龜町をはじめとする10ヶ町が、彦根下片原町ほか46ヶ町戸長役場の管轄下に入る直前の明治17年（1883）1月1日のそれぞれの町の様子を記したものと言える。

さて、「犬上郡彦根金龜町限之図」において、藩校弘道館が設置された場所には、官有地の無地ではなく、宅地を示す朱色が塗られ、「三十六」の番号が記されている。明治9年（1876）に藩校弘道館が金龜教校となつたことから、宅地としての扱いになつたものと考えられる。そして、地番についても、「地券取調総絵図」が作製された明治7年（1874）には「三十五番」であったものが、この時には「三十六」に変わっている。地番が変更された理由については、現時点において不明である。ただし、彦根市域においては、明治6年（1873）から明治7年（1874）にかけて「地券取調総絵図」が作製された後、明治8年（1875）4月13日に、滋賀県が布達299号を通達し、地番が錯綜している場合には新しい地番を村の東から順に一筆書きでたどれるように付け替えるよう指示したことを受け、地番の付け替えを行い、地番の付け替えを行った後の状況を「地租改正地引絵図」（彦根市域では「等級縮図」という図名をつけることが多い）に記録している事例が確認されている。現時点において、金龜町の「地租改正地引絵図」の存在を確認できていないので、確実なことは言えないが、金龜町においても、「地券取調総絵図」には地番の錯綜が見られるが、「犬上郡彦根金龜町限之図」では、「地券取調総絵図」が作製された時点では地番がつけられていなかった彦根城の内堀より内側のエリアを「壱」とし、北側の楽々園を「弐」として、その後は時計回りに一筆書きで地番がたどれるようになっている。金龜町でも、明治8年（1875）の滋賀県布達299号をうけて地番の付け替えが行われ、藩校弘道館が設置された場所（この時は金龜教校の敷地）の地番が「三十五番」から「三十六」に変更されたものと思われる。なお、「犬上郡彦根金龜町限之図」は、その後、彦根町役場や彦根市役所で保管され、現在に至っているが、公文書として長く使い続けられたようで、図中に敷地を二分する線と「三十六第一」「三十六第二」という番号が追記され、後に敷地が分筆されたことを伝えている。

明治26年（1893）、陸軍の陸地測量部によって、彦根地方の地形図が作製された。その地形図を見ると、金龜教校のあった場所には、方形で、真ん中が空洞の校舎らしき建物が記され、その周りに桑畠のマークが記載されている。明治4年（1871）に彦根藩が解体され、その後、秩禄処分によって士族への俸禄支給が停止されると、収入の途を絶たれた士族の多くが彦根を離れた。江戸時代の彦根城下町には約2万人の武士とその家族が暮らしていたが、明治10年代初めには、士族人口が1万人を下回る状況となっていた。士族の転出によって武家屋敷の解体が進んだが、士族授産の目的で明治11年（1878）に彦根製糸場が創設されると、彦根地方で製糸業が盛んになり、それにともなって養蚕業も活発となった。金龜教校のまわりの武家屋敷が解体されて桑畠にかわったのは、こうした彦根地方の社会状況の変化によるものである。

さて、明治9年（1876）に誕生した金龜教校は、明治33年（1900）に金龜佛教中学にかわり、明治35年（1902）に第三佛教中学校と改称された。明治41年（1908）に宗祖650回遠忌の記念事業として第三佛教中学校の京都移転が決まり、明治43年（1910）に京都で平安中学校が開校した。第三佛教中学校が廃校された後、その敷地がどのように利用されたのかを、いくつかの地図によって確認しておきたい。

明治35年（1902）に湖東保勝会が結成され、城山の觀光地としての恒常的な利用をはかる動きが高まり、大正3年（1914）には、彦根町が、彦根城の内堀より内側と、附属の池や堀を井伊家から借用して、公園としての利用を始めた。彦根觀光が盛んになったことを受けて、大正時代以降、觀光を意識した何枚もの彦根市街図が作製された。彦根町字土橋（現在の彦根市銀座町）の田宮利三郎が大正2年（1913）10月5日に発行した「彦根市街図」（彦根市立図書館所蔵）。彦根市立図書館には年次の異なる同様の地図がある）では、第三佛教中学校の敷地に「養老院」の記載があり、第三佛教中学校の敷地が養老院に変わっていることが確認できる。その後、昭和3年（1928）12月17日に彦根町の朝比奈啓文堂が発行した「彦根市街地図」（市史の「通史編　近代」などに収録）では、大正時代初めに養老院として使われていた敷地が、その北側と南側の敷地とまとめられ、彦根商業学校となっている。昭和40年（1965）の「最新彦根市觀光案内図」（市史の「便覧・年表」の見返しに収録）では、昭和3年（1928）発行の「彦根市街地図」で彦根商業学校の敷地とされた場所のうち、藩校弘道館が設置された場所から南側にかけての敷地が西中学校となっている。

（3）藩校弘道館の建物を記録した写真

続いて、藩校弘道館の建物を記録した写真について論及する。

現在までのところ、藩校弘道館が開校されていた当時の写真は見つかっていない。現時点において、もっとも古い時期の建物の様子を記録した写真は、「平安学園120年」に掲載されている金龜佛教中学の集合写真である。「平安学園120年」において、この写真の撮影年次が明記されていないが、正面玄関に「金龜中学」という文字が書かれた額が掲げられていることから、金龜教校が明治33年（1900）4月に金龜佛教中学にかわってから、明治35年（1902）4月に第三佛教中学校と改称されるまでの間に撮影されたものであるかもしれない。玄関先に大勢の生徒が集まつた様子を撮影した写真であることから、建物の全貌を確認することはできない。しかし、屋根の様子や柱の組み合わせなど、建物に関するさまざまな情報を得ることができる。現在の建物は、大きなガラス戸がはめ込まれているが、この写真を見ると、当時の建物には、ガラス戸ではなく、木製の板を組み合わせて作った雨戸がはめ込まれており、その下の部分も、板張りではない。

金龜町にあった建物が中央町に移築され、金龜会館として活用されるようになってからの写真については、文化財課に近年の記録写真がある。そのうち、彦根市錦町在住の写真家である渋谷博氏が平成6年（1994）に撮影し、その後、彦根市教育委員会に寄贈していただい

た写真は、金龜会館をさまざまな角度から撮影したものであり、玄関先の屋根瓦をアップで撮影した写真もある。写真が撮影されてから、約20年が経過していることから、建物の経年変化を確認する際の参考資料となる。

(4) 今後の課題

最後に、今後の課題を述べる。藩校弘道館にかかる地図や写真につい

ては、調査・研究に必要な資料が十分に収集できているとは言えない。今後も所在調査と関連資料の分析を進めてゆく必要がある。国土地理院には、明治時代半ば以降に作製された数多くの地形図が保存されている。また、第2次世界大戦後ではあるが、彦根地方を上空から撮影した年次の異なる航空写真も保存されている。土地利用の推移や建物の経年変化を分析する際の参考資料となろう。また、彦根市では、たびたび2500分の1の縮尺の白地図を作製している。これらの白地図も国土地理院の地形図や航空写真と同様に、資料的価値が高く、今後、分析を加える必要があろう。



写真27 金龜中学集合写真

『平安学園120年』より転載。

第5節 藩校弘道館に関する文献史料について

(1) 史料の分類

藩校弘道館に関する文献史料は、残念ながら「弘道館文書」のような形でまとまって伝来しているものは確認できていない。そのため、様々な文献史料の中から弘道館に関連する古文書や記述を丹念に集める作業が必要となる。そのような作業を行う上で、藩校弘道館に関する文献史料を便宜上次のように分類しておきたい。

- ①弘道館の設置された場所や空間に関する史料
- ②弘道館の建物に関する史料
- ③弘道館の教育制度に関する史料
- ④弘道館に関わった人物に関する史料
- ⑤弘道館の蔵書の原本および蔵書に関する史料
- ⑥その他

①と②は今で言う不動産やハード面に関する史料で、①は土地の利用状況が分かる絵図、

地図、写真や土地利用・管理に関する古文書など、②は藩校の建物の図面や写真のほか建物の新築、改築、増築や管理に関する古文書などである。③と④は今で言うソフト面に関する史料で、③は藩校の設立や運営、制度などに関する古文書、④は藩校の教官の人事や学問業績などに関する史料、⑤は藩校で教材として用いられた蔵書やその目録など、⑥は弘道館の跡地や建物を活用した学校・施設の年史（図書）類のほか、①～⑤に分類できないものである。

ここでもまた、市史編さん事業の過程で収集した諸資料の中から、藩校弘道館に関わる文献史料の概要を示したい。

（2）史料の概要

彦根藩藩校弘道館跡の保存整備という点からみれば、上記分類のうち、①や②の史料が収集・分析の中心となり、③～⑥は補足的な史料であろう。①および②については別の節で論じられているので、ここでは③～⑥の史料について現状をまとめておきたい。

新修彦根市史編さん事業で集めた史料の中で弘道館に関する基本文献とも呼べるもののが文部省総務局編「日本教育史資料」壱巻（1890年）および五巻（1891年）である。本書は、本節冒頭の史料分類のうち③および④に関する貴重な活字史料集であり、弘道館について記した解説書の多くが本史料を使用している。

壱巻には「旧彦根藩」「旧彦根藩学制」「旧彦根藩学校」の項目を立て、弘道館の教育制度に関する解説と関連史料が掲げられている。また五巻は、旧彦根藩の「学校創立尽力者小伝」（井伊直中など14名）、「学校守成尽力者小伝」（井伊直亮など11名）、「学校關係著名学士小伝」（小原君雄など17名）が掲げられているほか、「彦根藩士學事意見書」の項で藩士からの意見書をまとめている。この意見書は、文政8年（1825）に井伊家12代当主直亮が弘道館の役人に考え方を述べるように求め、翌年に各人から表明されたものである。

彦根市史編集委員会編「新修彦根市史」（第7巻 史料編 近世二、2004年）では、弘道館関係史料が2点採用された。一つは、同巻541号史料の「御書付之写」である。これは、嘉永4年（1851）11月10日に井伊家13代当主の直弼が、家老の庵原朝儀と家老役見習の西郷員章に弘道館改革の取調べを命じた史料である。8頁の藩校弘道館の歴史でも記したように、直弼は弘道館の改革を行った。従来、弘道館の最高責任者は頭取と呼ばれる役職で、中老（家老の次席で家老の職務を補佐する役職）クラスの藩士が務めたが、弘道館の改革には藩の最重職である家老が責任者として当たることになったことを本史料は示している。

もう一つは、同巻542号史料の河村文庫古文書「稽古館古記」（滋賀医科大学附属図書館所蔵）である（河村文庫古文書とは、彦根藩医を務めた河村家に伝えられた江戸時代後期から明治時代にかけての史料である）。この記録は、藩校内の医学寮に関するもので、医学寮旧記からの抜粋である。記載内容は、藩校が開校した寛政11年（1799）11月から文久3年（1863）11月までである。

なお、彦根城博物館では彦根藩井伊家文書（重要文化財）をはじめ、彦根藩に関する史料群を数多く収蔵しているが、残存史料の傾向としては、弘道館の役職任免関係や井伊直弼が行った弘道館改革関係の史料が中心である。

次に⑤についてであるが、弘道館の旧蔵本は、多くが散逸したものの、現在、国立大学法人滋賀大学附属図書館教育学部分館、彦根市立図書館、滋賀県立彦根東高等学校附属史料館、彦根城博物館、国立国会図書館に分散して所蔵されている。

なお、弘道館の蔵書についての記録をまとめた図書に朝倉治彦監修『彦根藩弘道館書籍目録』（ゆまに書房 2005年）があり、以下の蔵書目録を所収し、蔵書についての分析を加えている。

- ・「彦根藩校 弘道館書籍目録 全」滋賀県立図書館所蔵、1243部の書名を掲載
- ・「弘道館御書物目録」彦根市立図書館所蔵、908部の典籍名を掲載
- ・「蔵書目録 古書之部」（滋賀大学芸学部図書館編 1952年刊）国立大学法人滋賀大学附属図書館教育学部分館所蔵、1475部の典籍名を掲載
- ・「史料館蔵書目録」（『彦根東高百二十年史』所収）、1104部の典籍名を掲載

最後に、⑥に関する文献史料である。ここでは、弘道館に関する学校の年史類を掲げておく。彦根東高等学校は、彦根城の内堀と中堀の間の区域（江戸時代には内曲輪と呼ばれ、主に重臣屋敷地が広がっていた）にある公立高校である。同校は彦根藩校にその淵源が由来しているとされ、同校の以下の学校史では、稽古館・弘道館についても説明されている。

- ・滋賀県立彦根中学校同窓会編『彦中五十年史』滋賀県立彦根中学校同窓会 1937年
- ・滋賀県立彦根東高等学校編『百年之軌跡』 1987年
- ・彦根東高等学校校史編纂委員会編『彦根東高百二十年史』創立百二十周年記念事業実行委員会 1996年

また、現在京都にある平安学園は、その前身を金龟教校といい、最初弘道館跡地に設立された。その学校史には以下のようなものがあり、同校の変遷を追うことができる。弘道館跡地利用の概要を知るための基本文献の一つである。

- ・光明正信ほか編『平安学園百年のあゆみ』改訂版 平安学園 1977年
- ・創立120周年記念誌編集委員会編『平安学園120年』平安高等学校・中学校 1996年

（3）今後の課題

本節の冒頭でも記したように、弘道館に関する文献史料はまとまった形で残っているものは確認できていない。今後は、新たな（未発見の）文献史料の探索と並行して、これまでに発見されている個々の史料の中身に踏み込んで関連記した記述を探し蓄積していくという地道な作業が必要になってくるであろう。とくに弘道館跡の保存整備に関わっては彦根藩井伊家文書など彦根城博物館所蔵の武家文書などを中心に、彦根藩の普請・作事関係の史料や財政関係史料、留帳等の記録類などから、弘道館の土地利用や建物の新築・改築・増築などに

関係する記述の有無を確認する作業が必要である。

弘道館の跡地利用という点で言えば、現在の彦根市立西中学校の敷地になるまで、この敷地は金龜教校・金龜佛教中学・第三佛教中学・彦根町立尋常高等小学校付属工業学校・彦根町立工業学校・彦根町立商工学校・彦根商業学校、滋賀県彦根商業学校と使用されてきた。これらの関係史料にも留意しておく必要がある。

第6節 彦根藩藩校絵図の基礎的検討

(1) 論述の対象

ここでは、彦根藩の藩校を描いた絵図2点をとりあげ、その内容について検討する。具体的には、①「[稽古館図面]」(井伊家伝来古文書72504、彦根城博物館蔵。以下「絵図A」と略記)と、②「彦根弘道館絵図写」(北村家文書 絵図13、彦根市立図書館蔵。以下「絵図B」と略記)である。

両絵図は、藩校内の建物の様子を詳細に描いたものである。絵図Aについては、代々彦根藩主を勤めた井伊家に伝來した古文書群の一部である。一方、絵図Bは、郷土史家の故北村寿四郎氏が彦根町史編纂に供すべく彦根市立図書館に寄贈した北村家文書の一部である^[31]。

絵図A・Bともに写であると考えられるが、原図については現時点で不明である。そのため本稿では、絵図に記載された文字情報、特に人名を中心に検討したい。その際、彦根藩の藩校について多くの記述がある『日本教育史資料』^[32]と、彦根藩士の履歴史料である「侍中由緒帳」(彦根藩井伊家文書、彦根城博物館蔵。以下「由緒帳」と略記)とも照合し、内容の検討を行いたい。

(2) 「[稽古館図面]」(絵図A) の検討

①形状等

まず「[稽古館図面]」(絵図A)について検討する。本紙法量は縦54cm、横78.5cmである。記載内容の詳細については、絵図Aトレース図(図21)を参照されたい。

端書には、「旧彦根藩学制志第六巻附録文久年中形状ナリ」、「彦根 中村不能齋編纂」とある。「中村不能齋」は、名は勝知といい、彦根藩士であった人物である。天保5年(1834)2月に生まれ、彦根藩では供目付役・藩校素読方を勤めた。明治維新後は彦根藩の歴史研究を行い、「彦根藩学制志」(6冊)、「井伊家年譜」(4冊)、「学芸志」、「林応答集」(4冊)などの著作を残したという^[33]。

一方「旧彦根藩学制志」について検討すると、「日本教育史資料」に収録されている中村不能齋著の「旧彦根藩」の緒言(明治16年(1883)8月付)によると、「本年二月文部省府県ニ令レシ調製要目ヲ付シハ八月ヲ期シテ教育沿革史ノ資料ヲ徵ス、仍ホ旧藩主井伊氏ニ嘱シテ亦之ヲ徵ス、之ニ加フルニ滋賀県亦井伊氏ニ託ス、井伊氏予ニ嘱シテ調査編纂セシム、【中

略】七月始メテ稿ヲ起シ【中略】本編七卷、附スルニ図一面ヲ以テシ名ツケテ旧彦根藩学制志ト曰フ」（傍線引用者）とある。この記述によれば不能斎は、『日本教育史資料』に収録予定の原稿作成のため、井伊家から調査編纂を委託された。そして、本編七卷・図一面の原稿を完成させ、これを「旧彦根藩学制志」と名付けたことがわかる。

絵図 A の端書にある「旧彦根藩学制志」と、『日本教育史資料』に記された「旧彦根藩学制志」との対応関係についてはなお検討を要するが、絵図 A は、端書の記載通り、中村不能斎が編纂した「旧彦根藩学制志」の付図であると推測される⁽³⁴⁾。

②記載内容

次に、絵図 A に記載された文字情報を検討していく。

絵図全体を見ていくと、建物に記されている文字方向が上下左右に書き分けられていることから、原則北西側を上方として文字を記すが、特に建物・部屋の出入口方向を示す場合、文字方向を変えて記している傾向があると考えられる。

絵図右下の凡例とあわせて見ていくと、絵図右側（北東方向）に、「頭取」、「学問方」など、弘道館役人の詰所と思われる場所が記されている。絵図中央から上方（北西方向）には、「一之寮」、「二之寮」、「三之寮」などの学問を学ぶ空間がある。これらは疊敷きとなっている。また「講堂」奥には「文武二神」と記されているが、これは藩校創設の際、井伊家当主の直中が孔子と八幡大菩薩の号を書し、それぞれ文の神・武の神として講堂に安置したとされ⁽³⁵⁾、このことを示すものと思われる。

画面左・下部分（南西・南東方向）に目を移すと、武芸の道場が見える。ここには、「剣術」、「槍術」、「薙刀術」、「居合」、「柔術」などが記されており、画面左上（西方向）には、「弓術」、「砲術」の射的場が置かれている。道場それぞれに記されている苗字は、指導に当たる武芸師範のものと考えられる。またこれらの道場内は、主に土間に蓮敷きで一部疊敷きとなっている。

次に、記載内容から年代を検討する。端書には「文久年中形状ナリ」とあることから、文久年間（1861～1864）の藩校の様子を描いたものと推定されるが、記載された文字情報から確認していきたい。

絵図 A に記載された人名について、『日本教育史資料』に記載された、寛政11年（1799）および文久3年（1863）当時の武芸師範の人名と照合し、加えて、「由緒帳」とも照合したものが表5である。

表5によると、絵図 A に記載されている「剣術」の「荒川」、「渥美」など、苗字の大部分は、稽古館創設時（寛政11年）の武芸師範名と一致する。この武芸師範の名前を「由緒帳」で確認すると、これらの人々は稽古館創設時に武芸師範を拝命している。つまり、絵図 A に記載されている苗字の家は、稽古館創設時に武芸師範を拝命していることがわかる。ただし、絵図では苗字のみの記載であり、また武芸師範の多くは各家で代々相続されるものであることから、絵図 A の苗字が稽古館創設時の藩士を示したものとは断定できない。実際、「由

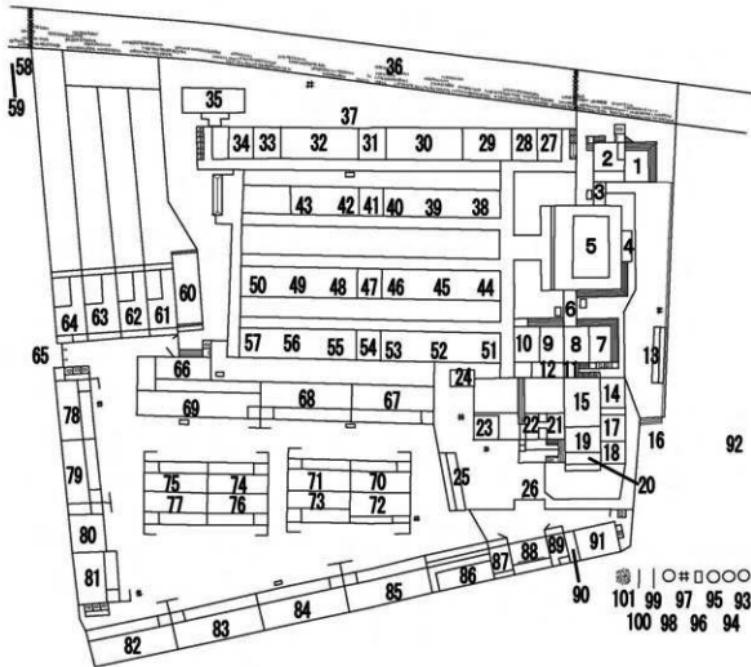


図21 「[稽古館図面]」(絵図 A) トレース図

緒帳」によれば、今回記載のある家の多くは、慶応4年（1868）～明治2年（1869）までの間に、武芸師範を御免、または改めて拝命していることから、このころまで武芸師範を各家で相伝し勤めていたものと考えられる。

一方で、稽古館創設時以降の人名も見受けられる。たとえば、「槍術」の「奥山 元三浦」について検討すると、この「三浦」は、文政13年（1830）4月26日、家名断絶となった三浦 弥一郎家と考えられる。弥一郎家11代目の軍介が家名断絶となった後の7月17日、奥山伝右衛門家8代目方守（藤介）は三浦軍介弟子の師範を拝命している。また、「剣術」の「三浦 元河手」についても、天保7年（1836）に川手家が断絶し、天保12年に三浦綱軌（鶴殿）が師範を拝命している。このように、「元」という文言とともに、稽古館創設以後の師範交代の情報が記載されていることが分かる。

加えて射的場には、「砲術 稽垣 金田 村山 上坂 小野 松本 舟越 堤」と、8名の苗字が記されている。これは、『日本教育史資料』によれば、文久3年（1863）時点の砲術師範であり、この時、弘道館に砲術射的場を設けられたという。「由緒帳」によると、こ

図21付表 「[稽古館図面]」(絵図 A) 記載事項一覧

番号	記載事項	番号	記載事項	番号	記載事項
1	公魚	35	文庫	69	槍術 山根
2	近侍	36	土手	70	軍馬 一騎前
3	廊下	37	此対二階造り	71	剣術 宮川 園川 居合 園川
4	文武二神	38	一之席	72	剣術・居合・藤刀・柔術 横田
5	講堂	39	二之席	73	剣術 安中
6	廊下	40	三之席	74	剣術 上坂
7	頭取	41	三之寮詰所	75	剣術 三浦 元河手
8	茶之間	42	四之席	76	剣術 水居
9	稽古奉行	43	五之席	77	剣術 江坂 久保田 松宮
10	学問方	44	一之席	78	剣術 渥美
11	廊下	45	二之席	79	剣術 荘川
12	坊主	46	三之席	80	居合・柔術 田部
13	内下馬	47	二之寮詰所	81	居合・河西 大杉
14	目付	48	四之席	82	槍術 森川
15	廻所	49	五之席	83	槍術 久保田
16	公門	50	六之席	84	槍術 山田
17	物主 書物奉行	51	一之席	85	槍術・薙刀術 富永 天野
18	下役	52	二之席	86	外下馬
19	玄関	53	三之席	87	上番
20	式台	54	一之寮詰所	88	表門
21	諸用方	55	四之席	89	中番
22	下役	56	五之席	90	下番
23	小使	57	六之席	91	物置
24	蓋屋	58	横門	92	旧庄根藩字制志第六卷附錄文久 年中形狀ナリ 庄根 中村不能 齋編纂
25	内下馬	59	馬場	93	此色豊敷
26	中門	60	観射場	94	此色板敷
27	日新舎	61	弓術 増島 佐藤 角屋	95	此色土間ニ甚敷
28	進学舎	62	弓術 加藤 加藤 宇津木	96	此印用水
29	博習舎	63	弓術 高橋 後開	97	此印井水
30	教業舎	64	焰術 福垣 金田 村山 上坂 小野 松本 舟越 堤	98	此色土間
31	四之寮詰所	65	横門	99	此筋高厚
32	入應舎	66	観武場	100	此筋板壁
33	札箇 算学 医学	67	槍術 内田	101	此印白洲
34	国学 越後流軍学 三層樓 天学	68	槍術 奥山 元三浦		

これら的人物は、天保年間以降に砲術師範となった者達であり、その多くの家では、明治2年まで師範を勤めていると考えられる。

以上をまとめると、①絵図に記載された苗字の多くは、稽古館創設時に取り立てられた武芸師範の苗字と一致する。そして、それらの家は、稽古館創設後も引き続いて師範を勤めていると推測される。②砲術師範の家については天保年間以降の人名であり、文久年間の人名と考えても矛盾がない、ということが指摘できる。

上記の理由から、絵図 A に記載されている人名は、端書にあるとおり、文久年間当時の武芸師範の苗字を記したものと考えられ、絵図 A は文久年間当時の藩校を描いたものと推

表5 「[稽古館面図]」(絵図A) 記載事項と文献史料対比表

絵図 A 中の記載		文献史料		
部類	人名	寛政11年(1799) (日本教育史資料)	文久3年(1863) (日本教育史資料)	「侍中由緒帳」(収録番号または号数)
朝敵	荒川 船	正徳元年未記正法(番3土間 船)	寛政11年(1799) 年8月4日、荒川左近専門代日辰三郎、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。(46号)	
	源美 火作	正徳元年未記舟供	寛政11年(1799) 年8月4日、源美平八郎家第4代平八郎(船火)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。(5号)	
	江原 門	正徳元年未記江原若右衛門	寛政11年(1799) 年8月4日、江原清次郎家8代目江原若右衛門(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、10月1日義理、能樂御免。(5号)	
	久保田 五右衛門	正徳元年未記久保田五右衛門	寛政11年(1799) 年8月4日、久保田五右衛門(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、10月1日義理、能樂御免。(5号)	
	松宮 船	正徳元年未記 松宮左近	天保元(1830)年、松宮左近2代目右衛門、船火を分ちたる者	
	水野 火作	正徳元年未記正法 正法 水野利 五右衛門	寛政11(1799) 年8月4日、水野範之助専門代目水野五右衛門、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、8月2日義理、能樂御免。(50号)	
	安中 火作	正徳元年 安中半右衛門	寛政11(1799) 年8月4日、安中半右衛門家5代目半右衛門(正衛)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。(4号)	
	宮川 火作	正徳元年 宮川新蔵	寛政11(1799) 年8月4日、宮川新蔵6代目辰蔵、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。(5号)	
	園川 新蔵	正徳元年園川メイ流 堀合別術 走 番川左近	寛政11(1799) 年8月4日、園川新蔵6代目辰蔵、堀合別術走(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、1月2日義理、能樂御免。(50号)	
	上村 火作	正徳元年(火作)上村勘兵衛・昌二 八代士	寛政11(1799) 年8月4日、上村勘兵衛家6代目火作(照院)、昌二方蔵造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、10月1日高畠、朝南御入等を命じらる。能乐講式万七等船練拝合。(12号)	
三瀬	一		天保元(1830)年、三瀬繁業(火作)と第一室。	
	元河子	正徳元年未記入門 同 七左衛門(前あり某家姓) 第三室(前河内に替わる)	天保元(1830)年、三瀬繁業(火作)と元河子(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	畠島	日貫流 増田右近門	寛政11(1799) 年8月4日、増田右近門(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、9月2日義理、能樂御免。(55号)	
	佐藤	日貫流 佐藤作武	寛政11(1799) 年8月4日、佐藤作武6代目作武、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、5月6日高畠、能樂御免。(5号)	
	角川	片岡流 岸谷半之介		不明
弓橋	加藤	武田流(著手開闢) 加藤伊 千九郎	寛政11(1799) 年8月4日、加藤伊千九郎(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	加藤	武田流 加藤喜太夫	寛政11(1799) 年8月4日、加藤喜太夫(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、10月1日吉田、能樂御免。(11号)	
	宇津木		寛政11(1799) 年8月4日、宇津木左近専門代目右近宇津木(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、9月2日義理、能樂御免。(4号)	
	高橋	日貫流 高橋新五左衛門	寛政11(1799) 年8月4日、高橋新五左衛門(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	後園	日貫流 後園新衛	寛政11(1799) 年8月4日、後園新衛(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、11月15日五介、能樂御免。(7号)	
猪巣	山田	尾山流 尾山源八郎	寛政11(1799) 年8月4日、尾山源八郎(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	久保田	尾山流 久保田左近	寛政11(1799) 年8月4日、久保田左近(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	森義	宋実流 十文字 森川俊助	寛政11(1799) 年8月4日、宋実流十文字(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	山根	心鏡流(著手開闢) 山根秀 五右衛門	寛政11(1799) 年8月4日、山根秀五右衛門(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、9月2日義理、能樂御免。(4号)	
延合	奥山	尾山流 尾山源八郎	寛政11(1799) 年8月4日、尾山源八郎(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	久保田	尾山流 久保田左近	寛政11(1799) 年8月4日、久保田左近(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	森義	宋実流 十文字 森川俊助	寛政11(1799) 年8月4日、宋実流十文字(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
	死三瀬	心鏡流(著手開闢) 死三瀬	寛政11(1799) 年8月4日、死三瀬(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、6月6日利光、能樂御免。(5号)	
	内田	尾山流 内田右近	寛政11(1799) 年8月4日、内田右近(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、12月15日義理。	
延合	河西	新心流(著手開闢) 河西右 近	寛政11(1799) 年8月4日、河西右近(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、4月1日吉田、能樂御免。(4号)	
	大根	新心流 大根繁太 (河西右近の義弟) 櫻小路 六右衛門をけられなる	文化(1807)年、大根繁太(馬知)、結合師範拝合。明治2(1869)年、7月2日吉田、能樂講式万七等船練拝合。(53号)	
	黒川		■「劇場」の「黒川」は第二室。	
	猪巣	天津 富永印良舟	寛政11(1799) 年8月4日、富永印良舟(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、3月2日吉田、能樂御免。(5号)	
	天野	天津 天野右近南門 (富永印良舟の高弟) 鶴から 門をせがれらるる	天保元(1830)年、天野右近南門(馬知)、室永の弟子を分けられ。能樂御免。明治2(1869)年、4月1日吉田、能樂御免。(62号)	
猪巣 猪巣 猪巣	田部	居合柔術新心流 田部猪九 八郎	寛政11(1799) 年8月4日、田部猪九八郎(馬知)、稽古船造立につき稽古所で弟子取立・芸術船練拝合。明治2(1869)年、4月4日吉田、能樂御免。(54号)	
	阿彌	柔術・居合・猪九八郎	寛政11(1799) 年8月4日、猪九八郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
	猪巣	柔術・居合・猪九八郎	寛政11(1799) 年8月4日、猪九八郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
	猪巣	柔術・居合・猪九八郎	寛政11(1799) 年8月4日、猪九八郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
	猪巣	柔術・居合・猪九八郎	寛政11(1799) 年8月4日、猪九八郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
猪巣 猪巣 猪巣	猪巣	柔術・居合・猪九八郎	寛政11(1799) 年8月4日、猪九八郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
	金田	柔術 金田隼太郎	寛政11(1799) 年8月4日、金田隼太郎(馬知)、能樂講式万七等船練拝合。(54号)	
	村山	泰閑流 村山丹宮	天保元(1830)年、村山丹宮内家第4代丹宮(馬知)、能樂相続。文久2(1862)年、能樂、利光、8月2日吉田、能樂御免。(5号)	
	上坂	一夢流 上坂又三郎	天保元(1830)年、上坂又三郎(馬知)、能樂相続。文久2(1862)年、能樂御免。(5号)	
	小野	夢洞流 小野久吉	万延元(1860)年、小野久吉(馬知)、能樂御免。能治2(1869)年、能樂御免。	
猪巣 猪巣 猪巣	松本	人面流 松本兵七	天保元(1830)年、松本兵七(馬知)、能樂御免。(62号)	
	寺越		天保元(1830)年、寺越左近専門第4代朝藏、三十郎と義務。明治2(1869)年、能樂御免。	
	猪巣		天保元(1830)年、猪巣(馬知)、能樂御免。明治2(1869)年、能樂御免。(64号)	

*「侍中由緒帳」の出典については、刊行済みのものについては巻数を、未刊のものについては史料の番号を示した。

測される。ただし、これは人名の記載からの推定であり、建造物・役職名の変遷については更なる検討が必要である。

(2) 「彦根弘道館絵図写」(絵図B) の検討

①形状等

次に「彦根弘道館絵図写」(絵図B)について検討する。端書には「弘道館絵図」とあり、法量は縦60cm、横90cmである。紙質は、トレース紙の様な薄紙であり、灰色、黄色、緑がかった黄色の3色で彩色されている。絵図Aと比べると、灰色が土間部分、黄色が畳敷き・板敷き部分、緑がかった黄色が土手・白州などの屋外部分、と色分けしているものと考えられる。

紙質が薄紙であり、また下書線があることから、なんらかの絵図を写し取ったものと考えられる。その際、線が描れている箇所や彩色がはみ出ている箇所がある。また、「講釈之間」左側には墨線を抹消した箇所があるなど、絵図Aと比較すると筆致が荒い。加えて、絵図

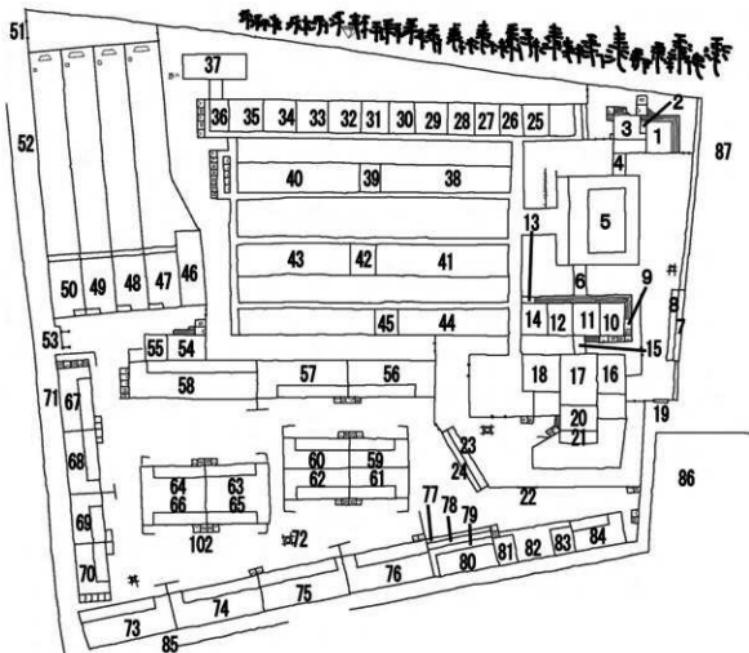


図22 「彦根弘道館絵図写」(絵図B) トレース図

の左側には紙の余白が多く存在することも指摘できる。

②記載内容

記載内容の詳細については、絵図Bのトレース図（図22）を参照されたい。建物の文字記載は、絵図Aと同様に文字方向が上下左右に書き分けられている。また、北西方向（絵図上部）の土手には、東屋のような建物があり、松と思われる樹木が描かれているが、絵図Aにあった土手上の柵は存在しない。一方で、弘道館周囲の小路、内堀（「おほり」）など、絵図Aにはなかった藩校周囲の情報が記載されている。

絵図Bについては、人名の記載がなく、絵図に記載されている藩校役人の役職についても詳細は不明である。ただし、絵図中「学監」の文字については、明治2年（1869）に藩士の宇津木翼が「文館」の「学監」を命じられている事例が確認できる^{〔36〕}。また、「日本教育史資料」によれば、明治時代以降の役職として「教授」、「助教」、「学監」などの記載がある。弘道館は明治2年10月、名称を文武館と改め、その際に文館と武館に分けられている（本報告書第II章第3節参照）。よって、断定はできないが、絵図Bは名称が「文武館」であった時代の藩校を描いた絵図の可能性がある。

図22付表 「彦根弘道館絵図写」（絵図B）記載事項一覧

番号	事項	番号	事項	番号	事項
1	公館	30	助教	59	剣
2	御床	31	医学	60	剣
3	侍臣	32	天文 算学	61	佩刀
4	廊下	33	古楽 音楽	62	剣
5	講義之間	34	兵学 賢儀	63	剣
6	廊下	35	留学	64	剣
7	コシカケ	36	司書	65	剣
8	下馬	37	書庫	66	剣
9	押入	38	三寮	67	剣
10	惣教	39	訓導	68	剣
11	台子	40	三寮	69	佩刀
12	学監	41	二寮	70	佩刀
13	押入	42	句読師 習書師	71	小路
14	教授	43	二寮	72	有来り
15	廊下	44	一寮	73	戈
16	監察	45	句読師 習書師	74	戈
17	廻所	46	觀射舎	75	戈
18	野	47	射	76	戈
19	公門	48	射	77	内下馬
20	玄闇	49	射	78	コシカケ
21	式台	50	同	79	コシカケ
22	中門	51	切戸	80	外下馬
23	下馬	52	小路	81	上番
24	コシカケ	53	柵門	82	東門
25	日新寮	54	觀武舎	83	中番
26	進学	55	馬術	84	佩刀
27	博習	56	戈	85	小路
28	歌業 四	57	戈	86	おほり
29	入道	58	戈	87	弘道館絵図

表6-1 絵図A・B記載事項対比表

絵図A ([稽古館図面])		絵図B ([彦根弘道館絵図写])	
番号	記載	番号	記載
1	公館	1	公館
—	—	2	御床
2	近侍	3	侍臣
3	廊下	4	廊下
4	文武二神		
5	講堂	5	講祝之間
6	廊下	6	廊下
—	—	9	押入
7	頭取	10	惣教
8	茶之間	11	台子
9	稽古奉行	12	学監
—	—	13	押入
10	學問方	14	教授
11	廊下	15	廊下
12	坊主		
—	—	7	コシカケ
13	内下馬	8	下馬
14	目付	16	監察
15	瀬所	17	瀬所
—	—	18	厨
16	公門	19	公門
17	物主 書物奉行		—
18	下役		
19	玄関	20	玄関
20	式台	21	式台
21	諸用方	—	—
22	下役		
23	小使		
24	臺席		
25	内下馬	23	下馬
—	—	24	コシカケ
26	中門	22	中門
27	日新舎	—	—
28	進学舎	25	日新寮
29	博習舎	26	進学
30	敬業舎	27	博習
31	四之寮詰所	28	敬業 四
32	入應舎	29	入道
33	礼節 算学 医学	30	助教
34	国学 越後流軍学 三層樓 天学	31	医学
—	—	32	天文 算学
35	文庫	33	古実 音楽
38	一之席	34	兵学 習儀
39	二之席	35	留学
40	三之席	36	司書
41	三之寮詰所	37	書庫
42	四之席	38	三寮
43	五之席	39	訓導
—	—	40	三寮

表6-2 絵図A・B記載事項対比表

絵図A（『稽古館図面』）		絵図B（『彦根弘道館絵図』）	
番号	記載	番号	記載
44	一之席	41	二寮
45	二之席	42	句読師 習書師
46	三之席	43	二寮
47	二之寮詰所	44	一寮
48	四之席	45	句讀師 習書師
49	五之席	—	—
50	六之席	—	—
51	一之席	51	切戸
52	二之席	46	観射舎
53	三之席	47	射
54	一之寮詰所	48	射
55	四之席	49	射
56	五之席	50	同
57	六之席	53	横門
58	横門	54	觀武舎
60	観射場	55	馬術
61	弓術 増島 佐藤 角屋	56	戈
62	弓術 加藤 加藤 宇津本	57	戈
63	弓術 高橋 後閑	58	戈
64	炮術 稲垣 金田 村山 上坂 小野 松本 舟越 堤	59	劍
65	横門	60	劍
66	觀武場	61	佩刀
67	槍術 内田	62	劍
68	槍術 奥山 元三浦	63	劍
69	槍術 山根	64	劍
70	軍馬 一騎前	65	劍
71	剣術 宮川 圓川 居合 圓川	66	劍
72	剣術・居合・薙刀・柔術 横田	67	劍
73	剣術 安中	68	劍
74	剣術 上坂	69	佩刀
75	剣術 三浦 元河手	70	佩刀
76	剣術 永居	73	戈
77	剣術 江坂 久保田 松宮	74	戈
78	剣術 芽美	75	戈
79	剣術 荒川	76	戈
80	居合・柔術 田部	77	内下馬
81	居合 河西 大形	78	コシカケ
82	槍術 森川	79	コシカケ
83	槍術 久保田	80	外下馬
84	槍術 山田	81	上番
85	槍術・薙刀術 富永 天野	82	東門
—	—	83	中番
—	—	84	佩刀
—	—	—	—
86	外下馬	—	—
87	上番	—	—
88	表門	—	—
89	中番	—	—
90	下番	—	—
91	物置	—	—

※絵図Aと絵図Bから主要な部分のみを抽出した。対照については大きな範囲で割り当てた。

※番号は両絵図のトレース図の番号、「—」は文字記載なし、斜線は該当部分なしを示す。

(3) 比較検討と評価

以上の検討の結果、絵図 A は文久年間の「弘道館」時代の藩校を描いた絵図、絵図 B は明治時代初期の「文武館」時代の藩校を描いた絵図と推測される。このことを踏まえ、藩校の状況は絵図 A から絵図 B へと移行したと仮定し、建造物の推移について検討していく。

彦根藩の藩校については、「日本教育史資料」によると、明治 5 年時点で、地坪 2,363 坪余り、建坪 777 坪余りであったとされる。また、建物については、時期は不明だが、四之寮 1 棟は 2 階建てで、天学寮は三層楼であったとある。絵図 A の記載によると、27「日新舎」～34「国学 越後流軍学」の建物は「二階造り」であり、その中でも、34「天学」部分については「三層楼」であったとする。ただし、「創設以来漸次増建」（『日本教育史資料』）であることから、時代によって建物の増減・変化はあったものと考えられる。

絵図 A・B の記載事項を比較したものが表 6 である。これを見ると、「公館」など文言が同一となっている場所も多いが、「弓術」が「射」、「槍術」が「戈」、「剣術」が「劍」、「講堂」が「講詣之間」など、実質的な内容は変わっていないと思われるが、表記が変わっている場所もある。また、「稽古奉行」が「学監」、「目付」が「監察」など、同様の職務内容と推測されるが、役職の名称が異なっているものもある。加えて、両絵図を比較すると、学問場など、建物内の間取りが変わっている箇所や「式台」下部の白州の形状が変化している。また、絵図 B には、「二寮」と「三寮」との間の白州が描かれていないことが指摘できる。これらの検討は今後の課題である。

以上述べてきた内容は、主に文字情報からの推定であり、建物の配置や構造については、今後、発掘調査の成果や他の文献資料を更に検討する必要がある。

【補註】

- (1) 北村家文書は、各方面より寄せられた資料を原稿紙に書き留めた記録を主とし、古文書も含むものである（『郷土資料目録第 2 集』彦根市立図書館、1968 年）。
- (2) 文部省が明治 10 年代から 20 年代にかけて編集・公刊した近世教育に関する史料叢書。明治 16 年（1883）2 月より約 3 年をかけ、各府県に達し、所蔵資料・古老の口碑などから明治 5 年の学制發布以前の状況を調査させ、諸役所・旧藩主に照会し、所蔵旧記を借覧・資料を収集し、明治 23 年から 25 年にかけて公刊された。詳細は本報告書第 IV 章第 5 節を参照。
- (3) 『彦根市史』下巻（彦根市役所、1964 年。本稿では復刻版（博文堂、1987 年）を使用）497～8 頁。
- (4) 『日本教育史資料』の藩校の構造・建造物について述べた箇所において、「図面ハ別紙ニ在リ」、「別紙図面ハ文久年中ノ景状ナリ」（『日本教育史資料』巻、426 頁）との記述があることから、ここでの「図面」は絵図 A を指すものと推測されるが、附図の中に彦根藩の藩校図面は見当たらない。
- (5) 『日本教育史資料』巻、426 頁。
- (6) 八木原家伝来文書（彦根城博物館所蔵）の内、「履歴書」（調査番号 700）、「[文館学監任状]」（調査番号 697）。

第7節 地表面観察・詳細測量調査

どのような遺跡、その環境下においても、発掘調査トレンチや調査区設定に際しては現地における地表面観察を実施することは常である。よって、平成25年度の発掘調査を実施するにあたっても、前年度からの継続調査であるにも関わらず、調査体制の変更という要因も含みつつ再度の地表面観察を実施した。その結果、後述の報告内容の成果が得られたために、あえて第7節として報告するものである。

地表面観察の目的としては、発掘調査を実施する面積を極力最小限としつつも、調査成果は最大限得るということに尽きる。これは、彦根藩校弘道館跡が特別史跡彦根城跡という文化財保護法によって保護されている範囲内に位置しているということは言うまでもない。

地表面観察による主な視点としては、今回の発掘調査および本事業の目的である、藩校弘道館跡の四方域（範囲）の確定と、特別史跡の整備基本計画書にある藩校中心施設である移築された講堂建物の原位置への移設復元が実現可能かどうかを確定させるための講堂遺構の原位置の検出となる。以下、本視点に準拠した地表面観察内容および成果を報告することとする。

（1）弘道館北限の再確認

北限については、石列ないし石垣が現地に遺存しているためにわかりやすい。北東隅付近に極めて良好な形で石垣が残されている。北限中央付近より北西隅付近にかけては、弘道館北隣接地（現在、彦根城管理事務所作業員詰所）における盛土造成などの影響をうけて石垣という形状では地表面では見られなくなり石列化し、明らかに弘道館西限となる土壘に近くにつれ、地表面からは石列も見えなくなる。これについては、本書第II章第5節での特別史跡彦根城跡の既往の発掘調査において把握している平成12・14年度の発掘調査成果から、北限全体が石垣によるものであることは明白である。これらのことから、現況地表面で確認できる石列ないし石垣を弘道館の北限遺構と断定することが可能である。

一方、北限中央付近の弘道館跡敷地内（現在、西中学校グラウンド）に目をむけると、現在は鉄板などで覆われている井戸を確認することができた。鉄板が固定されていなかったことから、内部の観察が可能な状態であった。観察の結果、この井戸の上部はコンクリート製の井戸枠であったが、およそ50cm程度の深さからは下部については漆喰製枠となっていることが目視で確認できた。このような井戸は特別史跡内において平成26年度現在で複数基確認されており、いずれも江戸時代の遺構と考えられている。よって、この井戸についても江戸時代の井戸の可能性が極めて高く、弘道館に関わる複数の絵図においても当概位置での井戸が記述されていることから、本遺構は弘道館に伴う井戸であると断定するに至った。また、この井戸の内部には西側の土壘およびそのさらに西側に配されている中堀に向かった暗渠が接続されていることも確認できた。

地表面観察における本遺構の確認は、絵図資料の内容に関連しており、本調査の目的の一つである講堂遺構の原位置確定のための調査トレンチ設定において重要な手掛かりとなるた



写真28 弘道館北限東側の石垣造構（西から）



写真29 弘道館北限東側の石垣造構（東から）



写真30 弘道館北限東側の石垣造構（クランク部分、東から）



写真31 弘道館北限西側の石列状造構（東から）



写真32 弘道館北限西側の現況（西から）



写真33 北限中央付近の弘道館敷地内の井戸全景（南から）



写真34 北限中央付近の弘道館敷地内の井戸近景（南から）



写真35 北限中央付近の弘道館敷地内の井戸内部状況（東から）

め、本地表面観察における最大の調査成果といえよう。

（2）弘道館東限の再確認

東限については、内堀沿いの道路であることは疑いない。この道路は彦根城や弘道館に関する複数の絵図・地図資料においても道として表記されており、現在まで踏襲されている形となっている。問題は、この道と弘道館との敷地境に関する遺構の残存状況である。これに

についても、北限で確認できた同様の石列状遺構を確認することができる。平成24年度の発掘調査において、T8・9という名称で二箇所にわたって調査トレンチが配置され、当該石列が一部では石垣として確認されており、藩校に廻る遺構と判断されている。これらの遺構群は東限においては北側寄りで遺存していることが地表面で確認することができるが、南側寄りにおいては地表面では確認することが出来なくなる。よって、弘道館の南東隅を確定するための調査トレンチ設定は苦慮するかに見えた。さらなる南側における地表面観察を続けた結果、北側寄りで確認できる石列の延長上において長方形を呈した比較的大きめの石を地表面において確認することができた。現状では西中学校グラウンド内の国旗掲揚台付近に該当する。ここから内堀沿いに目を向けた時に、彦根城の第一郭を構成する米蔵跡の北限を区画するための仕切門跡および櫓台状石垣を目にすることができる位置関係となる。この仕切門跡および櫓台状石垣は山上曲輪の西の丸三重櫓より続く登り石垣の下部終着施設である。この施設こそが弘道館の南東隅を考えるポイントとなる。彦根城の江戸時代後期の姿を鮮明に描いている「御城下懸絵図」(彦根城博物館蔵、彦根市指定文化財、巻頭図3)によると、この櫓台状石垣が描かれており、内堀を介したその対岸付近から弘道館の南限となっていることが観察できる。また、「弘道館絵図写」(彦根市立図書館蔵)の東限における記述に北東隅より南東隅までの距離が「四十三間」である旨の記載があり、これを現在のメートル法で換算した場合の距離と当概位置が概ね一致することも示唆的である。

以上のことから、地表面観察によって確認することができた長方形の石が存在する付近が弘道館の南東隅を示す遺構を検出することができる箇所であると判断するに至った。

(3) 弘道館北限と東限遺構の詳細測量調査

以上の地表面観察調査の結果、北限と東限に残る石垣ないし石列状遺構と井戸は、弘道館に伴う地表面で確認することができる遺構群と判断するに至った。そこで発掘調査と平行する形で当概箇所の詳細測量調査を業務委託によって実施した。



写真36 東限北側の石列状遺構（南東から）



写真37 東限北側の石列状遺構（南から）



写真38 東限中央付近の石列状遺構（北から）



写真39 東限南側の現状（北から）



写真40 東限南側の現状（南から）

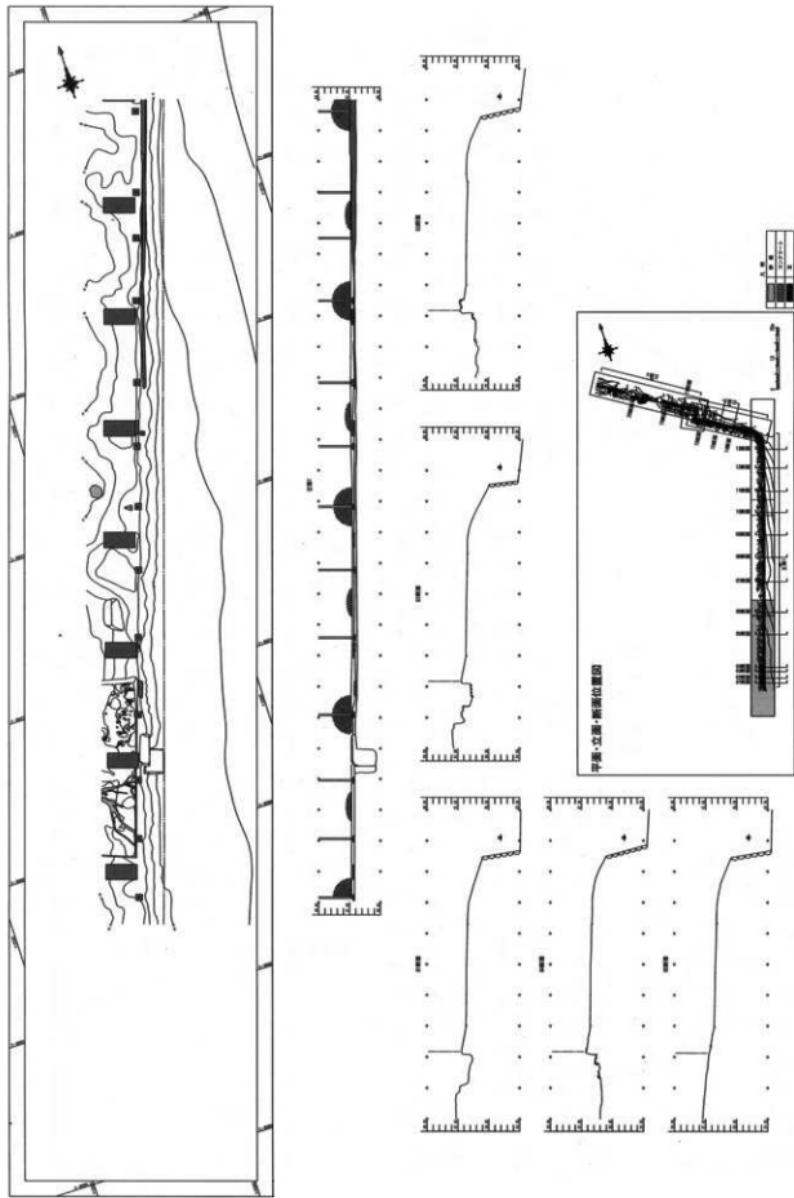


写真41 東限南側で確認した長方形形状の石（南から）



写真42 弘道館推定南東隅付近と内堀・槽台状石垣（南西から）

図23-1 H25薄校弘道館跡構測量調査 平面図・立面図・断面図 1



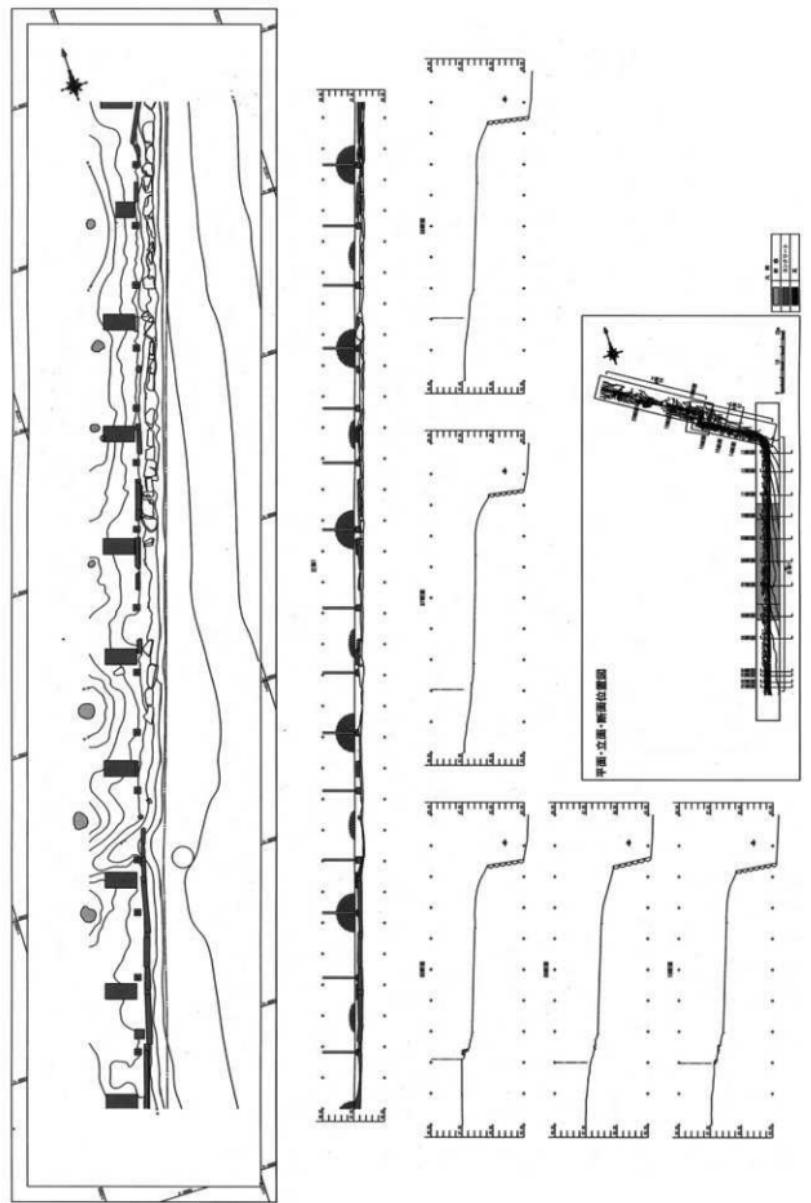


図23-2 H25瀬戸弘道館橋測量調査 平面図・立面図・断面図2

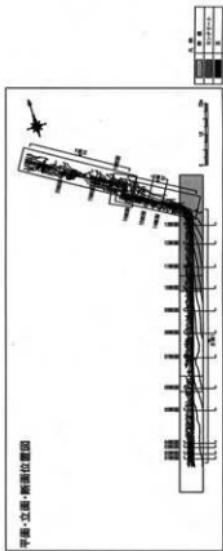
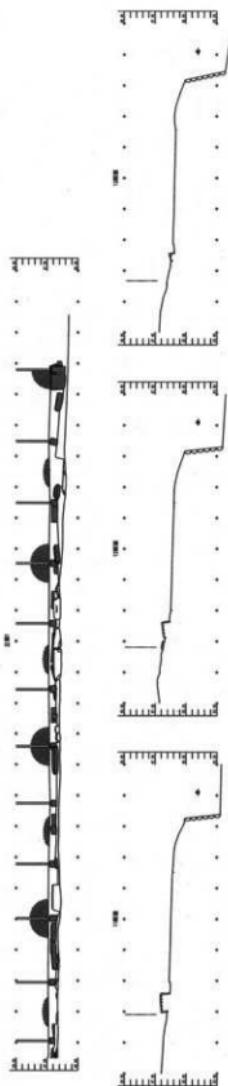
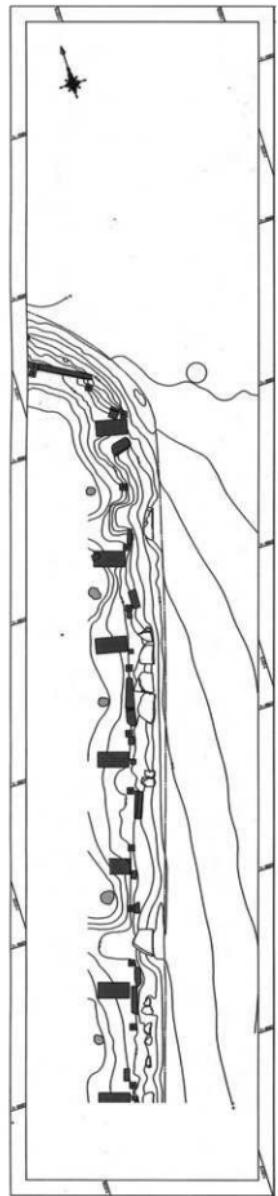


図23-3 H25薄校弘道館跡構築調査 平面図・立面図・断面図 3

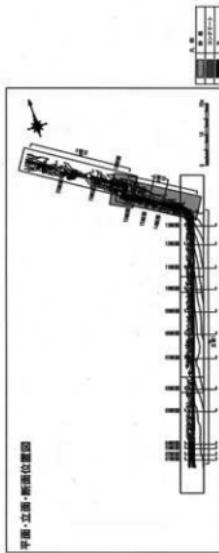
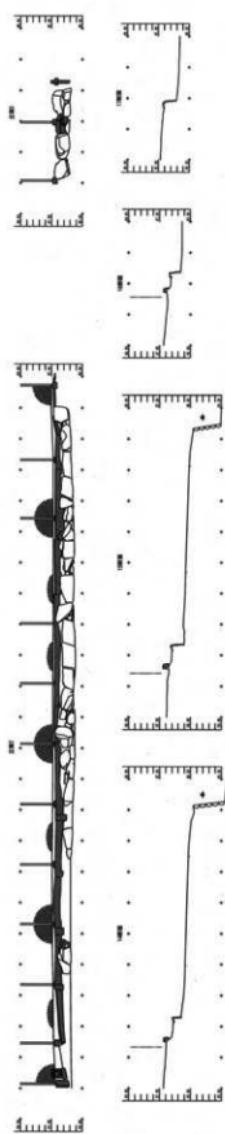
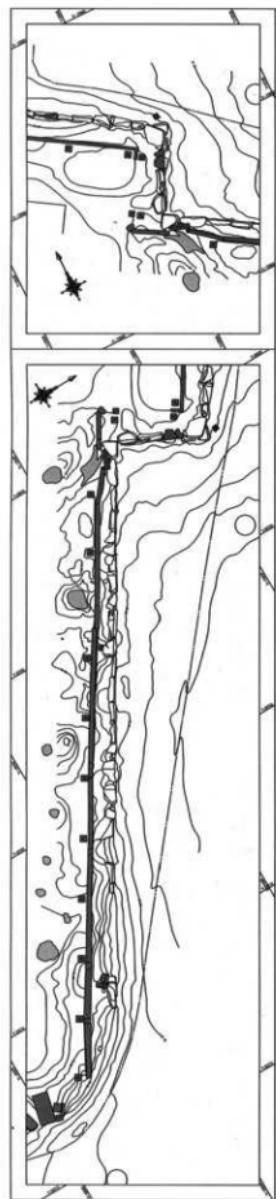


図23-4 H25漢校弘道館跡橋測量調査 平面図・立面図・断面図

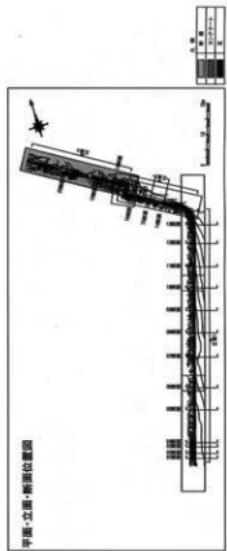
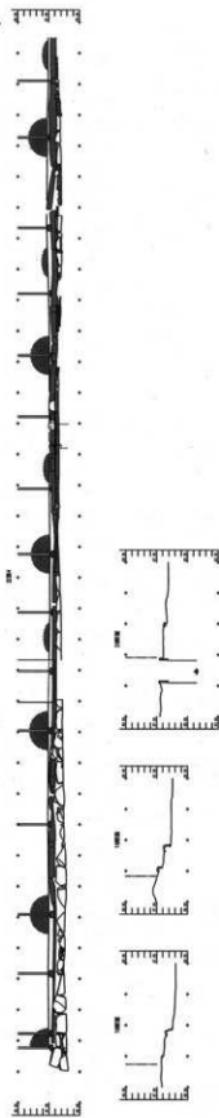
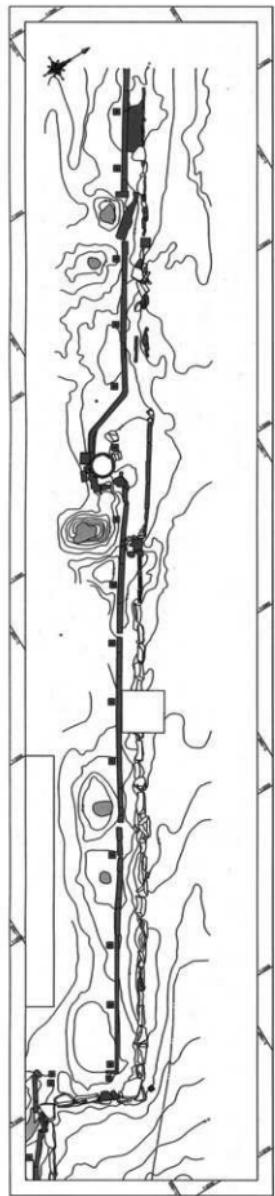


図23-5 H25蓬松弘道館道路構造調査 平面図・立面図・断面図 5

第8節 発掘調査

(1) 発掘調査にかかる経緯と経過

平成25年度の発掘調査は、平成24年10月19日付け24受庁財第4号の1326の文化庁長官の許可に基づき実施した平成24年度藩校弘道館遺構確認調査（平成25年7月29日付け彦教委文第1240号 完了報告）に引き続き行ったものである。平成25年12月13日付け25受庁財第4号の1640の現状変更許可を得て、平成25年12月24日より調査を開始した。調査期間中の平成26年1月17日には特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会に現地で指導・助言を受けた。

平成24年度の調査は、藩校の中枢機能を担っていた北側を中心に9ヶ所のトレンチを設定して、江戸時代の遺構面をほぼすべてのトレンチで確認している。また、建物礎石抜取痕跡と考えられる遺構も複数検出している。平成25年度に実施した調査については、平成24年度に検出した建物礎石抜取痕跡が藩校弘道館のどの建物でどの部分に該当するのかを把握することと、現在の中央町に金龜会館（彦根市指定文化財）として移設現存している講堂・公館の原位置を確定させることを目的とした調査区（T10）、未だ現地で確認できていない藩校弘道館の南限を確定させることを目的とした2ヶ所の調査区（T11・12）において実施したものである。

具体的な調査方法としては、地下遺構の保存を前提として行い、基本的に現代のものであることが確かなグラウンド造成土を除去し、近代以降の遺構群についてはその変遷を把握しつつ江戸時代の遺構面の検出を行った。また、江戸時代の遺構面については平面での遺構確認を原則として実施した。調査終了後の取り扱いは、保護砂による十分な保護策を講じた上で埋め戻した。

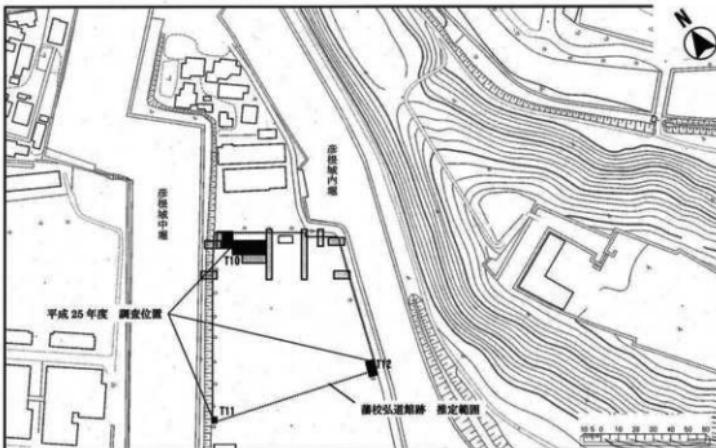


図24 平成25年度 発掘調査位置図（前年度調査位置も記入）

(2) 講堂・公館地区 (T10) の調査成果

①調査区の設定

本調査区は講堂と公館の具体的な遺構及び位置を確定させることを目的で設定した。平成24年度に実施した調査区に被らない形で調査区を設定。その際、巻頭図1・2（以下、1 = 博物館図、2 = 図書館図、とする。）の二枚の絵図に記載された「公門」とその近くに描かれた「井戸」表記、本書第IV章第7節の地表面観察調査成果をもとに調査区を設定して表土除去を開始した。その結果、表土除去開始地点より漆喰製の溜柵状遺構を検出した。当該遺構が博物館表記の「用水」に該当することが確認できたことから、当該地点より西側に向かって「講堂・公館」の遺構が展開すると判断し、調査区を設定した。また、江戸時代の遺構面を検出するにあたり、3m四方グリッドごとに遺物を探り上げた。東から西は11~19、北から南はA~Fとし、グリッド名は南東隅の交点とした。

②基本層序

基本的に上層より表土層（西中グラウンド造成土）・旧耕作土層・近代造成土層（大正年間か）・弘道館機能時の表土層と建物廃絶時堆積層の混在層を確認した。現表土面より約40cm下で講堂建物の基礎が展開していた遺構面に達することを確認した。講堂跡については主に瓦片などが混入した茶色土により造成され、礎石を配置してから全体的に橙色粘質土を基本とした覆土が施されていた。また、公館跡については複数の造成土が確認でき、一部において講堂跡と同様の覆土を確認することができた。これら覆土については極めて薄いものであり、全面的に遺存していたわけではない。

③検出遺構

講堂の基礎に該当する礎石が設置されていたと考えられる穴状遺構は切り合がなく規則的に検出した。二重構造の配列を見出すことができ、内側が9.2m（3間分）×5.6m（2間分）、外側が13.4m×9.2m以上の規模。一方、図書館図には具体的な建物の規模が記載されており、例えば、内側規模は「5間」×「3間」と記載されていることから、絵図記載の間数がいわゆる柱間を示すものではなく長さを示すものであることが確定できた。これらのことから絵図記載の1間分は約1.84mであると断定した。これをもとに講堂に伴う遺構群の周辺に展開する穴状遺構を絵図資料と比較すると位置・規模とともに廊下跡などと確定することができた。

公館遺構の検出については、近代以降の大きな擾乱の影響で講堂跡と同一レベルで遺構群を検出することができなかつたが、擾乱土を除去したのちに遺構の残欠を検出することができた。これらを含めて平面図に検出遺構を記録したところで、図書館図に記載の規模で穴状遺構の配列を考えると、検出遺構表面で拳大程度の石が含まれている穴状遺構が公館に伴う遺構の可能性が極めて高いと判断した。よって、今回の調査では講堂・公館遺構ともに確認することができたと考える。

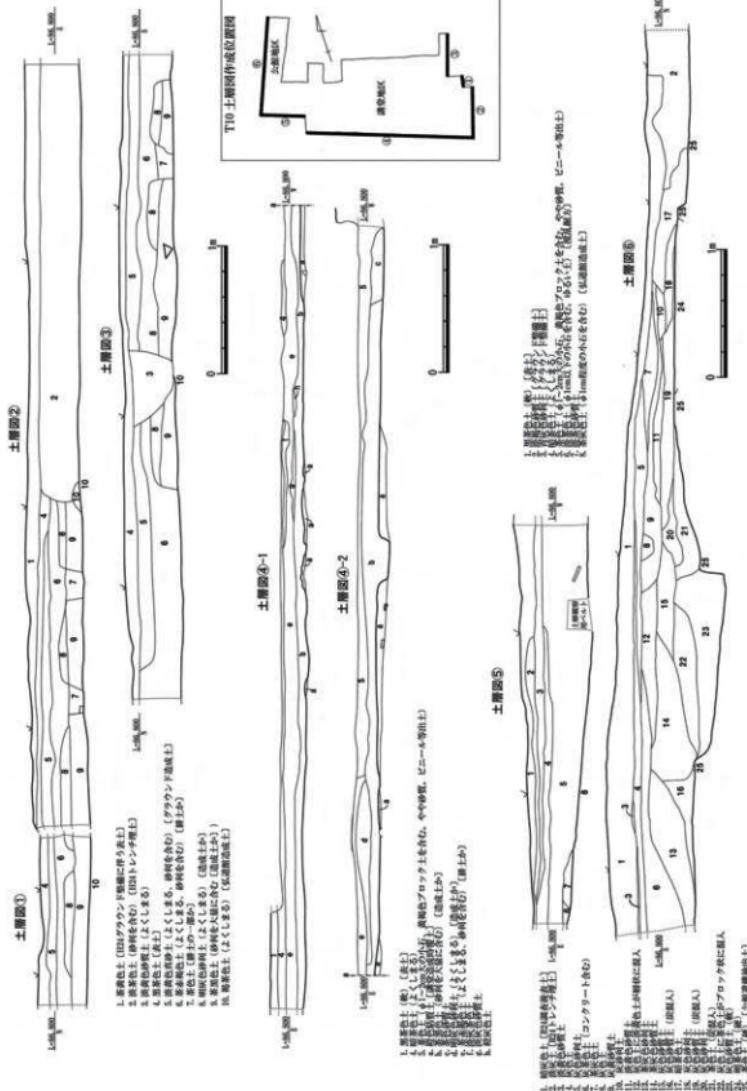


図25 T10講堂跡・公館跡付近土層図

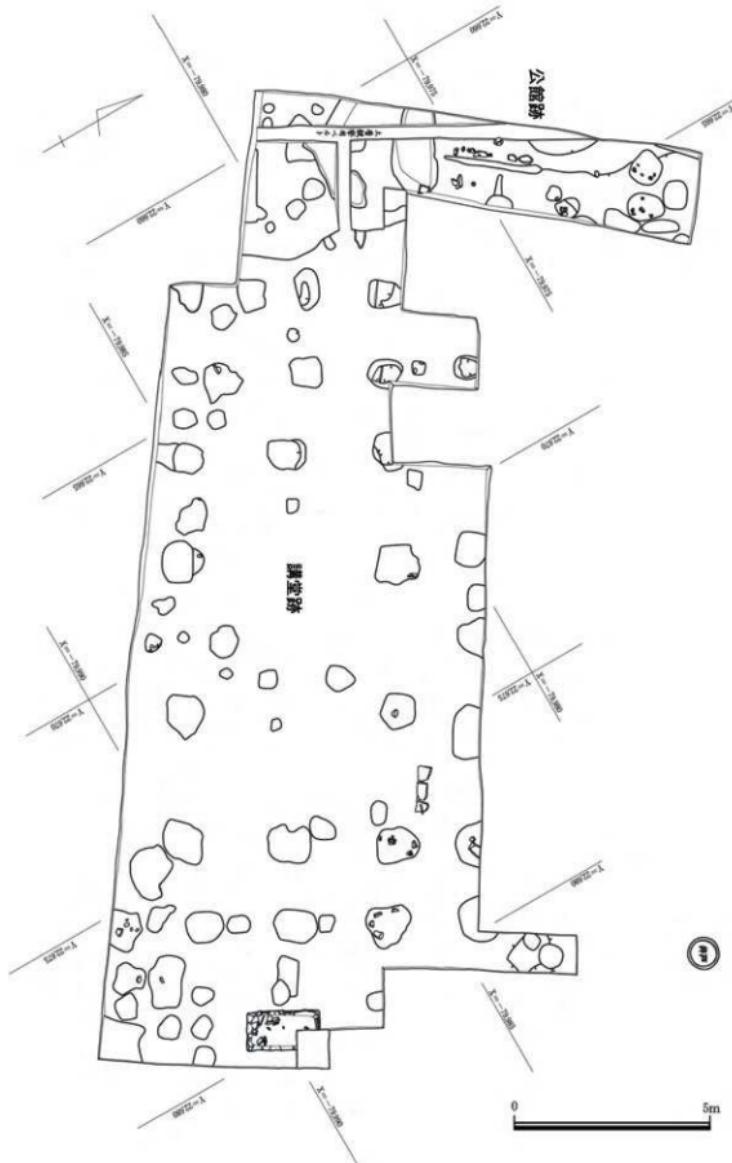


図26 T10講堂跡・公館跡付近遺構平面図



写真43 T10調査当初漆喰枠検出状況



写真44 T10調査当初遺構検出作業風景



写真45 T10調査当初遺構検出状況（東から）



写真46 T10調査当初漆喰枠と東壁土層観察



写真47 T10調査当初東壁土層観察状況



写真48 T10講堂跡遺構検出全景（東から）



写真49 T10講堂跡遺構検出全景（南東から）



写真50 T10講堂跡遺構検出全景（南西から）



写真51 T10講堂跡遺構検出全景（西から）



写真52 T10講堂跡遺構検出全景（北西から）



写真53 T10講堂・玄関棟接続廊下検出全景（東から）



写真54 T10講堂跡北東隅付近遺構検出状況（南から）



写真55 T10講堂跡北東隅付近遺構検出状況（北から）



写真56 T10講堂廐絶過程を示す土層



写真57 T10講堂・公館接続部攪乱状況（西から）

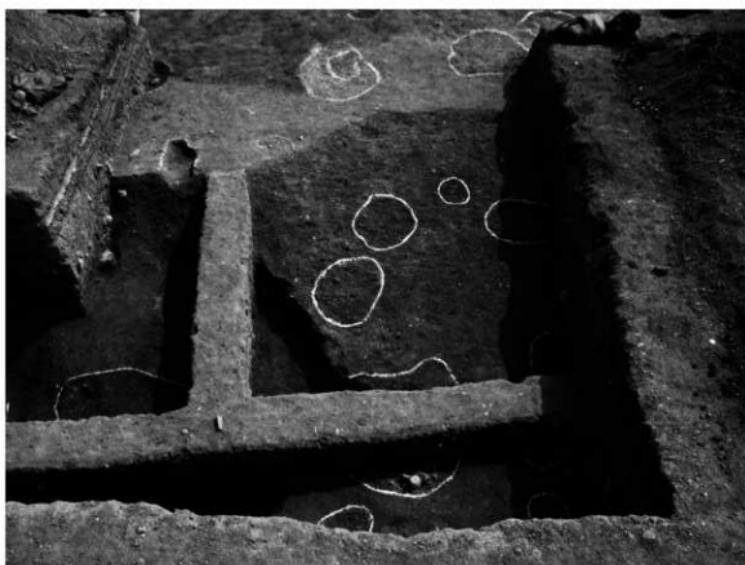


写真58 T10講堂・公館接続部攪乱部遺構検出状況（西から）



写真59 T10講堂・公館接続部攪乱状況（南から）



写真60 T10講堂・公館接続部遺構検出状況（南から）



写真61 T10講堂・公館接続付近土層観察状況（南西から）



写真62 T10公館地区東壁土層観察状況（南西から）



写真63 T10公館遺構検出状況（北から）



写真64 T10遺構養生状況（南から）



写真65 T10埋戻し完了状況（南から）

(3) 弘道館南東隅地区（T12）の調査成果

①調査区の設定

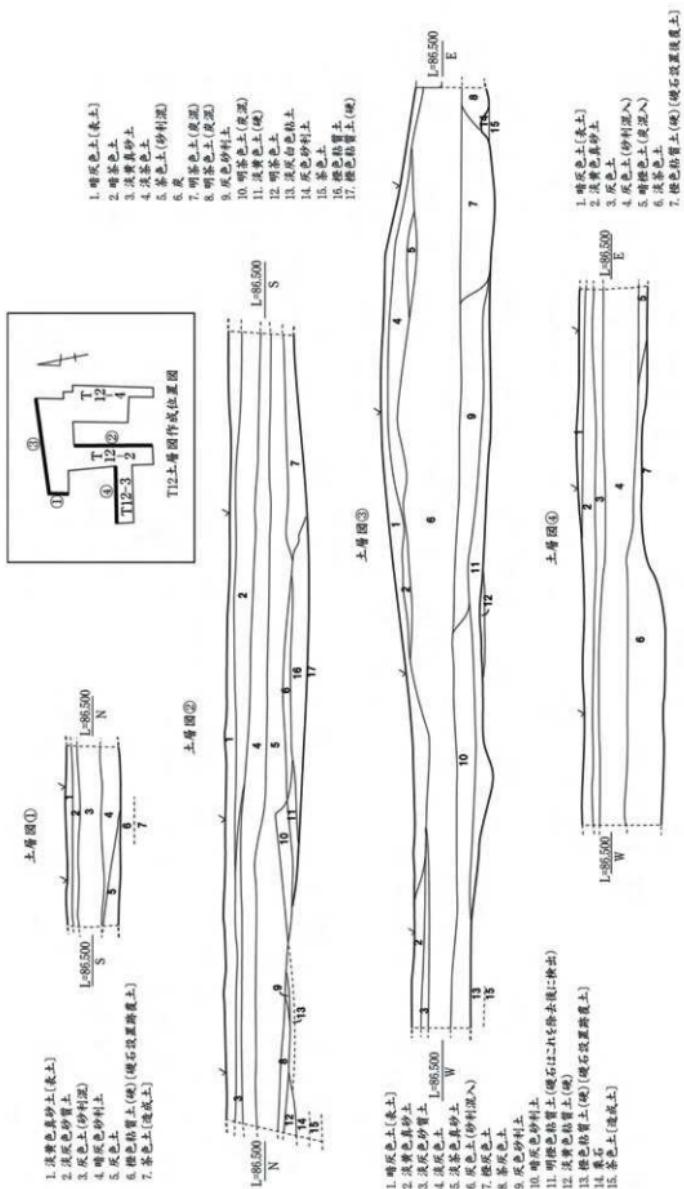
本調査区は弘道館の南東隅を確定することを目的に設定した。調査区を設定するにあたり図書館図記載の規模と彦根市指定文化財の「御城下惣絵図」（彦根城博物館蔵、巻頭図3）をもとに想定箇所を事前踏査し、内堀沿いの「小路」際に沿う形で地表面に露頭している石（ $1 \times 0.3\text{m}$ ）を確認した。このことから、石を中心に調査区を設定した。この石について平成24年度の遺構確認調査で弘道館跡の北側でも近似する形で露頭していたため調査した結果、弘道館に伴う遺構であると判断されている。当該地点は絵図資料によると内堀沿いの「小路」に接する長屋が描かれており、「榆術」との記載もあり稽古場としての機能を有していたものと考えられる。本調査区はこの長屋の南東隅を確定することを目的とした。

②基本層序

本調査区においては、先述の講堂・公館地区の基本層序において確認した旧耕作土のみが確認できなかったが、基本的には同一層序・深さで弘道館に伴う遺構面に達したと判断している。講堂・公館地区同様に造成土に礎石を設置し、その後に覆土を施していることを確認した。

③検出遺構

本調査区においては、地表面に露頭していた石に続く形で石垣を確認した。この石から南へ 2.7m の地点で石垣が途切れることを確認した。さらにこの地点から西に90度折れ曲がった約 3.68m の地点で穴状遺構を1基、さらに西へ 1.84m の地点で礎石を1基検出した。穴状遺構を検出した地点から南へ 1.84m 地点では穴状遺構ないし礎石は検出されなかつた。また、礎石を検出した地点からさらに西側 1.84m 地点でも穴状遺構ないし礎石は検出されなかつた。石垣の南端・穴状遺構・礎石の検出から、これらを弘道館の南東隅と考える。また、上記の図書館図には北東隅から南東隅までの長さが「四十三間」と記載されており、これを講堂・公館地区で確認した1間を 1.84m で換算した場合 79.12m となり、ほぼ一致することも南東隅と断定する根拠を補強するものと考える。ちなみに内堀沿いの「小路」からの長屋の奥行は図書館絵図には「3間」と記載されており、1間を 1.84m に換算すると 5.52m となり、ほぼその位置で先述の礎石を検出している。さらにそこから北側へ約 4m 地点においても同規模の礎石を検出している。よって、奥行についても絵図どおりに長屋状建物遺構を検出したこととなり、この二枚の絵図の信憑性が高まったといえる。



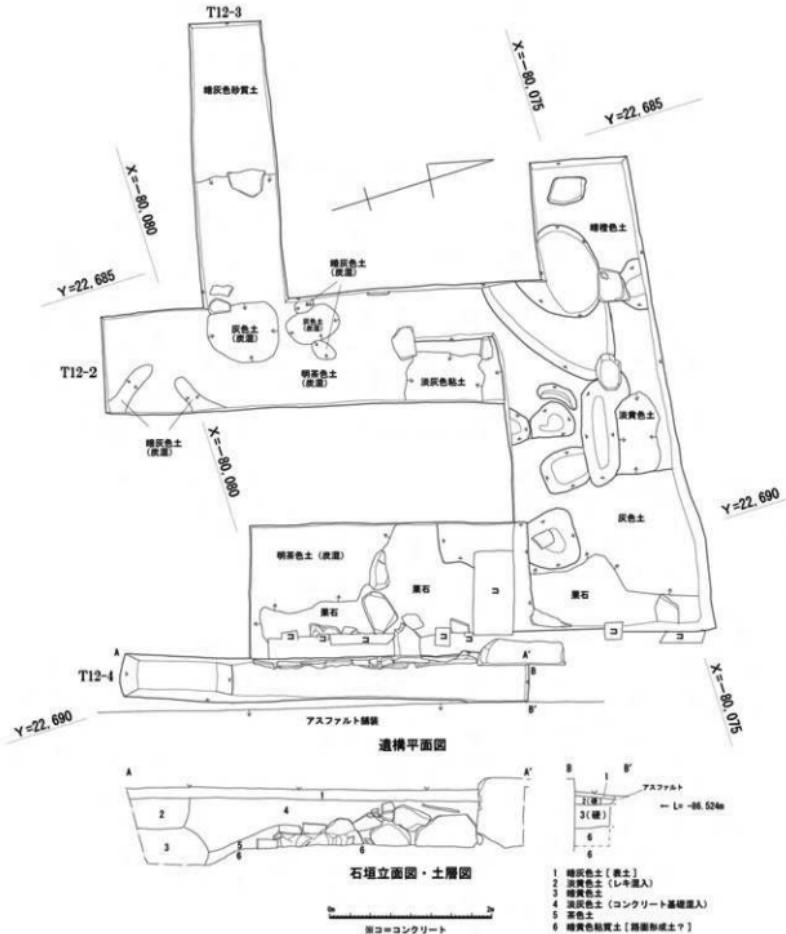


図28 T12弘道館南東隅遺構平面図



写真66 T12調査当初、推定南東隅石表土除去状況（東から）



写真67 T12調査当初、第一遺構面検出状況（西から）



写真68 T12調査当初、第一遺構面と土層関係（南から）



写真69 T12南東隅遺構検出全景（西から）



写真70 T12南東隅遺構検出全景（南から）



写真71 T12南東隅遺構検出近景（南から）



写真72 T12南東隅検出状況（南東から）



写真73 T12南東隅石垣検出状況（東から）



写真74 T12南東隅石垣検出状況（南から）



写真75 T12石垣列北壁土層観察状況（南から）



写真76 T12石垣列南壁土層観察状況（北から）



写真77 T12南東隅石垣裏込め検出状況（西から）



写真78 T12南東隅石垣搅乱状況（東から）



写真79 T12露頭石検出状況（東から）



写真80 T12南東隅南辺遺構検出状況（東から）



写真81 T12南東隅長屋状建物遺構検出状況（西から）



写真82 T12造構養生状況（西から）



写真83 T12石垣造構養生状況（東から）



写真84 T12埋戻し完了状況（西から）

(4) 弘道館南西隅地区（T11）の調査成果

①調査区の設定

本調査区は弘道館の南西隅を確定させることを目的として設定した。二枚の絵図資料には当該箇所は「柵」・「柵門」との記載がある。よって、検出が想定される遺構としては穴状遺構の可能性を想定した。踏査した結果、周間に手がかりを得ることが出来なかつたため、先述のT10とT12トレンチの調査結果をうける形でトレンチを設定した。また、絵図の信憑性が高まつたことから、図書館図に記載された南東隅から北西隅まで「五十三間」の記載をもとに1間分を1.84mに換算して、現地表面で確認できる北西隅から97.52mの地点1m前後の土手際に 2×2 mの調査区を設定した。なお、周辺に鉄棒などの施設があり、調査区設定には一定の制限があった。

②基本層序

現地表面より約70cmの地点で遺構面と考えられる面に到達した。この直上層までコンクリートなど近現代遺物を含む層序が堆積していた。遺構面と判断した理由としては、南東隅調査区の遺構面と土質が近似していたことと水平レベルがほぼ一致したことによる。また、土手の立ち上がりも確認できた。これら土手の堆積土と弘道館の遺構面を形成していたと考

えられる遺構面形成土との切り合い関係は土手堆積土が形成されたのちに弘道館遺構面形成土が堆積したものと確認した。弘道館の成り立ちとこれら切り合い関係は矛盾するがないことからも遺構面を検出したと考えた。

③検出遺構

本調査区においては土手の立ち上がりと調査区のほぼ中央に40×30cmの卵型の穴状遺構を検出した。この穴状遺構が絵図記載の「構」ないし「構門」を形成した穴の可能性を想定する。本調査区においては現段階においては調査可能な面積が学校運営上の安全面から十分に確保できなかったこともあり、確定的な結論を出すには難しい面を有するが、南西隅を推定するには手がかりとなる遺構が検出できたものと考える。

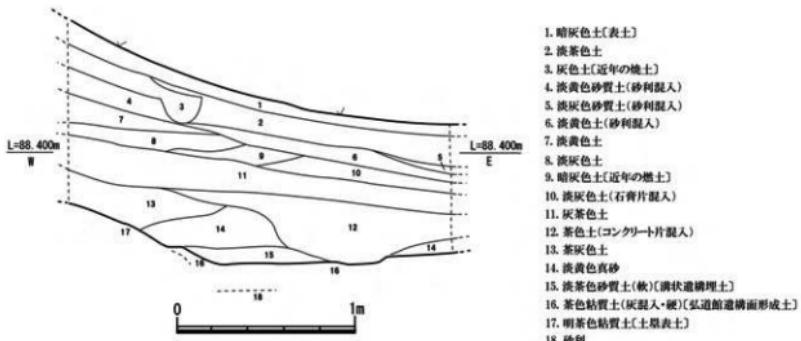


図29 T11弘道館推定南西隅付近土層図



写真85 T11北壁土層観察状況（南から）

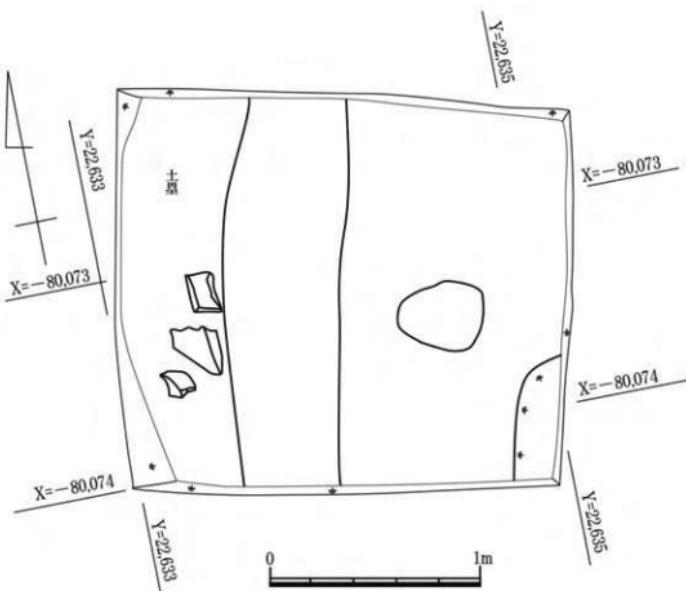


図30 T11弘道館推定南西隅遺構平面図



写真86 T11遺構検出状況（東から）

(5) 出土遺物について

平成25年度発掘調査での出土遺物については、すべてが近代以降の堆積土からのものであるため、実測図等は掲載していない。しかし、遺物採り上げごとのすべての出土遺物の種類が把握できるように「出土遺物一覧」を作成・掲載する。なお、出土軒平瓦については、講堂の移築建築物である金龜会館の屋根瓦と密接な関係があるものと想定できるため、第V章第1節でふれている。

表7-1 平成25年度発掘調査出土遺物一覧

T12

表採	東鼎	国産陶器（土管）・国産磁器
表土層		平瓦・丸瓦・国産陶器・国産磁器・現代陶器（文部省名）・瓦質土器・土師質土器・信楽焼 擂鉢か・丸封・角封・寛水透室・煙管・プラスチック・アルミ・ガラス製品
旧表土層		平瓦・丸瓦・屋根根瓦・桟瓦・軒平瓦・国産陶器（天目）・国産磁器（肥前・瀬戸）・信楽焼 甕・擂鉢・鉄製品・釘？・寛永造宝・煙管・レンガ
暗茶色土（旧表土層と同じか）		平瓦・国産陶器・国産磁器・ガラス
茶色土（旧表土層と同じか）		ブルタブ
暗黄色粘質土（旧表土層と同じか）		平瓦・国産陶器・国産磁器（瀬戸か）・鉄製品・炭・バラシ
赤茶色土		国産磁器（瀬戸か）
S-1（フェンス支柱掘方）		プラスチック・針金
S-2（コンクリート基礎）		平瓦・国産陶器・丸钉
S-101（表土層からの切り込み）		平瓦・軒平瓦片（瓦当なし）・国産磁器（明治以降）・三角定規

T12-2

表土層	平瓦・丸瓦・国産陶器・牛乳瓶・ガラス製品
旧表土層	国産陶器・国産磁器・信楽焼擂鉢

T12-3

表土層	平瓦・国産陶器・国産磁器（肥前か）・釘・ガラス製品
旧表土層	平瓦・丸瓦・国産陶器・国産磁器・土師器皿（灯明）・信楽焼擂鉢

T12-4

通路下土	平瓦・国産磁器
------	---------

表7-2 平成25年度発掘調査出土遺物一覧

T10

表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・棟瓦・軒丸瓦・国産陶器・国産磁器(染付)・瓦質土器・丸釘・鉄製品・ガラス・貝殻
表土層	平瓦・廻屋根瓦・棟瓦・国産陶器・鉄製品・プラスチック
表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・棟瓦・軒平瓦・軒棟瓦・国産陶器・土師器皿・丸釘・鉄製品・プラスチック・ブルタブ・ガラス・貝殻
表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・国産陶器(焼)・国産磁器(染付)
表土層	平瓦・軒平瓦・国産陶器・国産磁器(染付)・瓦質土器・釘・プラスチック・針金
表土層	平瓦・棟瓦・軒平瓦片・国産陶器・国産磁器(染付)・丸釘・プラスチック・針金・貝殻
表土層	平瓦片
表土層	国産磁器(染付)
表土層	平瓦片
表土層	平瓦片・釘
表土層	平瓦片・国産磁器・漆喰片
表土層	平瓦片・残瓦片
表土層	平瓦片・丸瓦片・残瓦片・国産磁器(染付)
表土層	平瓦・丸瓦片
表土層	平瓦片・国産陶器・国産磁器(染付)・漆喰・土師質土器
表土層	平瓦片
表土層	平瓦片・国産磁器(染付)
表土層	平瓦片
表土層	平瓦片・軒丸瓦片
表土層	平瓦片・残瓦片
旧表土層(暗茶色土)	国産磁器(肥前・明治以降もありか)
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・軒丸瓦・国産陶器・国産磁器(染付)・漆喰・土師器皿(灯明)・角釘・鉄製品・土鍬・ガラス・貝殻
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・棟瓦・軒丸瓦・軒平瓦・国産陶器・国産磁器(明治以降か)・鉄製品・銅製品・ガラス・レンガ・プラスチック・貝殻
旧表土層	平瓦・廻屋根瓦・廻屋根瓦・軒丸瓦・軒平瓦・国産陶器・国産磁器
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・残瓦片・国産陶器・国産磁器(明治以降か)・漆喰・鉄製品・煙管・スレート片
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・国産陶器
旧表土層	国産陶器(天目茶碗か)
旧表土層	平瓦
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・国産陶器
旧表土層	平瓦
旧表土層	平瓦
旧表土層	平瓦・廻屋根瓦・軒瓦・釘
旧表土層	平瓦・丸瓦・国産陶器(染付)・釘
旧表土層	平瓦・廻屋根瓦・国産陶器・組器(明治以降)
旧表土層	平瓦
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・廻屋根瓦・土師器(皿か)
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・国産磁器(染付)・信楽燒塗体
旧表土層	平瓦・丸瓦
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・国産磁器(染付)
旧表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・残瓦・国産陶器(タイルか)
旧表土層	平瓦・残瓦・国産陶器・国産磁器(染付)
S-1 (表土層・旧表土層からの切込)	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・廻屋根瓦・軒平瓦・レンガ
S-2 (表土層・旧表土層からの切込)	国産陶器・国産磁器(染付)・プラスチック
S-3 (表土層・旧表土層からの切込)	残瓦・国産陶器
S-4 (表土層・旧表土層からの切込)	平瓦片
S-5 (表土層・旧表土層からの切込)	平瓦・残瓦・国産陶器・国産磁器(染付)・現代5円硬貨
S-6 (表土層・旧表土層からの切込)	平瓦・丸瓦・残瓦・軒丸瓦・軒平瓦・国産陶器・国産磁器・信楽燒塗体・植木鉢・土師器皿・スレート・プラスチック・50円硬貨・ガラス・コンクリートブロック

T11

表土層	平瓦・丸瓦・廻屋根瓦・残瓦・軒丸瓦・軒平瓦・国産陶器・国産磁器・瓦質土器片・漆喰・植木鉢・石鏡・土管・鉄製品・スレート・プラスチック・ビニール・ガラス製品
-----	---

第V章 総 括

第1節 発掘調査の成果

発掘調査によって、彦根市立西中学校グラウンド内で確認できていなかった藩校弘道館の南限を確定させる資料を得ることできた。また、現在の中央町に金龜会館として移築現存している講堂・公館の原位置を確定させることもできた。これまで、主に絵図資料による推定把握の域を越えられなかった弘道館の範囲および主要施設の原位置が確定できたことは、今後の保存整備にむけての重要な資料を得ることができたと考える。さらに現存する講堂建物の詳細な調査が進むことによって、特別史跡内への原位置への移築復元もしかるべき手続きと工程を踏まえた上で実現可能に近づけるものと考える。以下に、今一度、発掘調査の成果について主な項目ごとにまとめておく。

【講堂・公館の原位置について】

当初の計画は、講堂のみを原位置に移築復元するとしていたが、本書第IV章第3節での指摘のとおり、金龜会館の書院の間取りが、弘道館絵図資料の公館の間取りに近似していることがわかった。そこで、講堂と公館の二棟の原位置を検出することとなった。これらは平成25年度に実施した現況地形の地表面観察と絵図資料の再検討から設定したトレンチ内において概ね検出することができた。その平面構造と現存移築建造物平面図が一致することも確認できた（図31）。また、発掘調査から、絵図資料に見られた間数表記は長さを示していることが確実なものとなり、その1間分は1.84mであることが判明した。この成果は彦根藩関係資料を扱うにあたって非常に重要な成果であることは言うまでもない。

【軒平瓦文様からみた講堂の移築について】

今回の一連の発掘調査における出土遺物は、基本的に江戸時代の遺構面を覆う堆積土や近代以降の搅乱埋土からの出土であり、直接的に江戸時代の遺構群の時期を示す資料ではない。そのような中で、平成25年度の調査トレンチT10では軒平瓦の破片が数点出土している。瓦葺きの建物がかつて存在した場所における出土量としては比較的少ないと言っても過言ではない。また、出土した資料状態はすべて小破片であった。これらのことは、弘道館の講堂をはじめとした主要瓦葺き建物群が解体・再利用された証拠を示しているといえよう。解体の際に破損したものだけが、弘道館跡地に放置されて後世の堆積土とともに埋没していたものと考えてよい。複数種類の軒平瓦文様を確認したが、その内二点は移築先の金龜会館屋根瓦でも確認することができた（図32）。今後の金龜会館の解体調査で、より詳細が明らかになるとと考えられる。

【弘道館南東隅確定に伴う絵図資料の信憑性と南西隅について】

上記の1間=1.84mの成果は、弘道館南東隅を割り出すのに重大な根拠となつた。南東隅については地表面に残されたわずかな痕跡とも一致し、発掘調査において追認し得た（図33）。この時点で、絵図資料の内容に信憑性が高まつたことで、弘道館南西隅推定箇所で絵

図記載の施設（柵・柵門）と想定する遺構を検出することができた。ただし、南西隅については調査面積の制限から、今後さらなる追認作業は必要と考える。

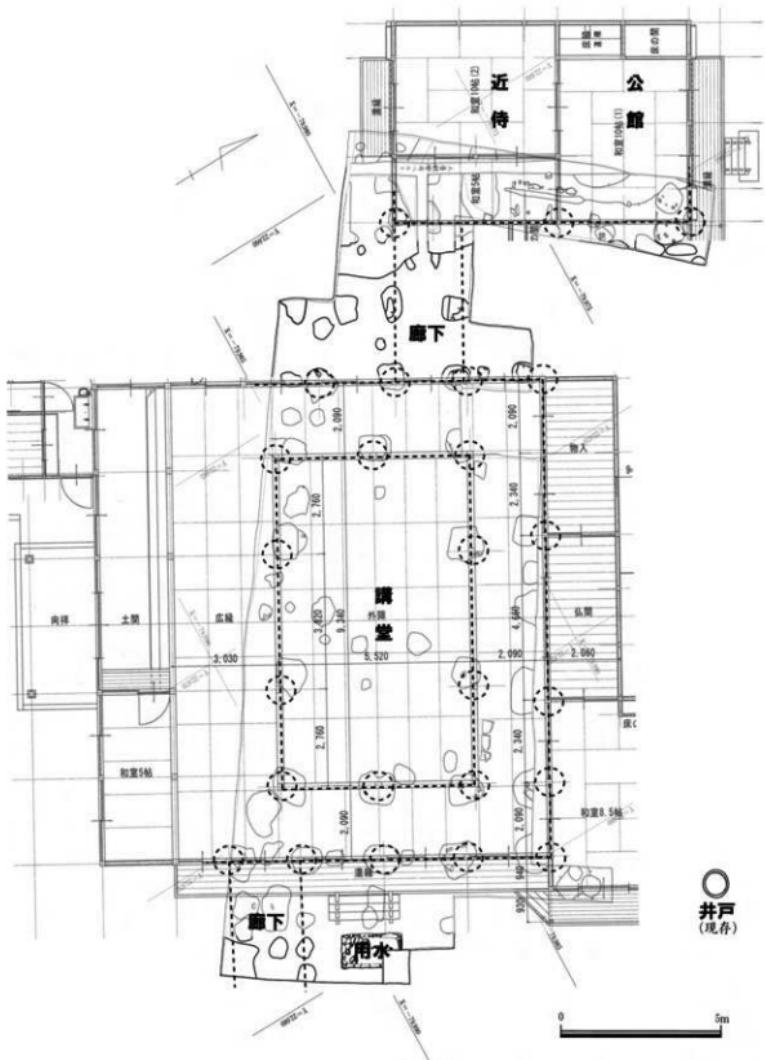


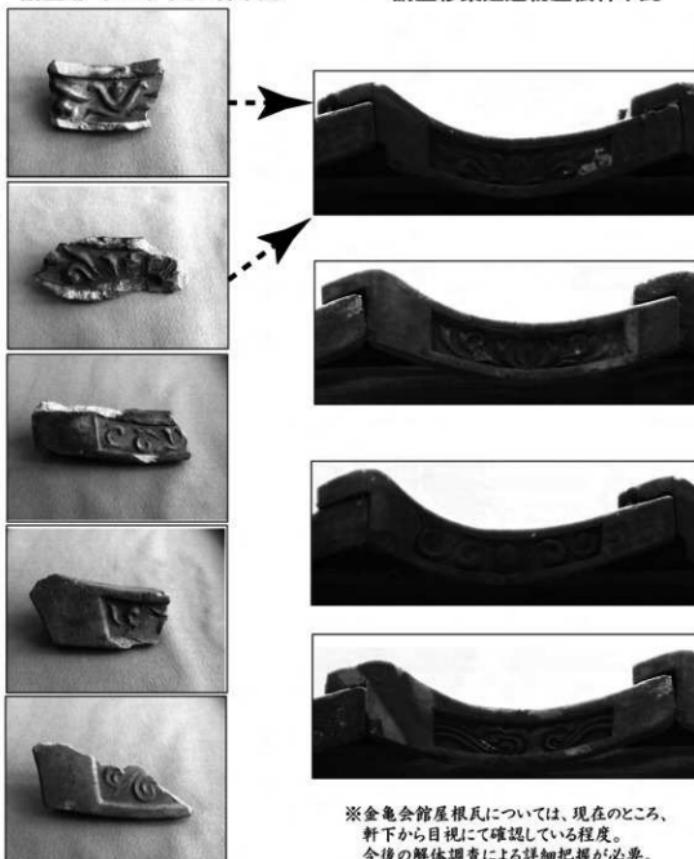
図31 T10講堂・公館遺構と現存移築建造物（金龜会館）平面照合図



講堂跡（T10）出土軒平瓦



講堂移築建造物屋根軒平瓦



※金龜会館屋根瓦については、現在のところ、
軒下から目視にて確認している程度。
今後の解体調査による詳細把握が必要。

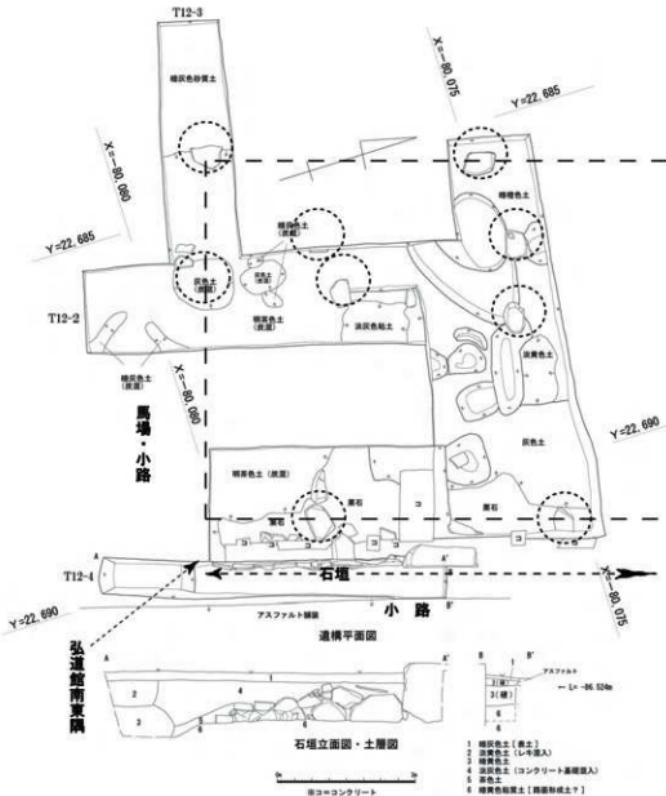
図32 T10講堂跡出土と現存移築建造物（金龜会館）屋根軒平瓦の対比



写真87 類例1 彦根城第二郭 脇家長屋



写真88 類例2 萩城城下町 長屋



※丸点線は建物基礎と抜き取り痕跡
※点線は建物推定ライン

図33 T12弘道館南東隅と長屋状建物遺構

第2節 彦根藩藩校弘道館跡保存整備にむけての課題

第1章の冒頭でも記したように、現在の彦根藩藩校弘道館跡は、彦根市立西中学校のグラウンドとなっている。そのため、地表面において、往時の様子を伺うことがしづらく、それが要因で藩校跡地としての歴史的意義に基づいた適切な保存がなされていないのが現状といえる。これを打開するためには、しかるべき活用計画を主軸としたハード面の保存整備が必要であると考える。今回の発掘調査をはじめとした一連の調査によって、当該地における藩校関連の遺構は極めて良好な形で遺存していることが明らかとなり、詳細資料を得るに至った。この資料をもとに、一部の建物移築復元と遺構修景整備を実施することは可能であると考えられる。しかし、現況の土地利用状況の変更などや保存整備後の具体的な活用などを市としてまとめることが現状での最大の課題といえる。また、特別史跡内というほぼ凍結保存された空間内において、大幅なハード面の改変となる保存整備の是非については市民の意見も踏まえて事業を推進する必要がある。なお、特別史跡内において藩校弘道館跡地に立地する彦根市立西中学校と弘道館の系譜をひくといわれる滋賀県立彦根東高等学校の生徒への藩校に関する普及・啓発も必要となろう。



写真89・90 発掘調査終了直後に彦根市立西中学校で出前講座実施（平成26年4月）

報 告 書 抄 錄

ふりがな	とくべつしせきひこねじょうあと ひこねはんはんこうこうどうかんあと はんいかくにんちょうさほうこくしょ								
書 名	特別史跡彦根城跡 彦根藩校弘道館跡範囲確認調査報告書								
シリーズ名	彦根市文化財調査報告書 第6集								
編著者名	下高大輔 (編)・青木俊郎・井伊岳夫・小林 隆・田中良輔・深谷 覚								
編集機関	彦根市教育委員会 文化財部 文化財課								
所在地	〒522-0001 彦根市尾末町1番38号 Tel.0749-26-5833								
発行年月日	平成27年(2015年)3月31日								
所取遺跡	所在地	コード		世界測地系		発掘調査			
		市町村	遺跡番号	北緯	東経	面積			
特別史跡 彦根城跡	彦根市 金龜町 8番1号	25202	003	35度 16分	136度 15分	H24年度 は234m ² 、 H25年度 は228m ² H24年度は 平成24年11 月30日～25 年3月29日、 H25年度は 平成25年12 月24日～26 年3月28日	H24年度は 平成24年11 月30日～25 年3月29日、 H25年度は 平成25年12 月24日～26 年3月28日	発掘調査期間	調査原因
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項				
特別史跡 彦根城跡	城館跡 藩校跡	近世	石垣・礎石(抜取痕跡含む)・ 漆喰製水槽・ ピット等	瓦・土器・陶 磁器	藩校弘道館跡の範囲を 確定。藩校中枢施設の 講堂・公館・長屋遺構 を検出。移築された建 築物(金龜会館)の原 位置を確定。				

彦根市文化財調査報告書第6集

**特別史跡彦根城跡
彦根藩校弘道館跡範囲確認調査報告書**

平成27年（2015年）3月31日発行

編集・発行：彦根市教育委員会文化財部文化財課

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町1番38号

Tel 0749-26-5833

印刷・製本：西濃印刷株式会社

〒500-8074 岐阜県岐阜市七軒町15番地

Tel 058-263-4101